

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 14 回委員会年次会合報告書

2007 年 10 月 16 - 19 日
オーストラリア、キャンベラ

第 14 回委員会年次会合報告書

2007 年 10 月 16 - 19 日

オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 議長(ダイル・クインリバン、オーストラリア)は、参加者を歓迎し、開会を宣言した。
2. 会合は、議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。

1.2 議題の採択

3. 議題は採択され、別添 1 に記載された。
4. 参加者リストは別添 2 に記載。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 14 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 15 の議長及び副議長並びに開催地の選定

6. CCSBT 15 はニュージーランドが主催し議長を務める。
7. 副議長には韓国が任命された。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

9. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会議は、2007 年 10 月 20 日午前 1 時 30 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第14回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題
第 14 回委員会年次会合
2007 年 10 月 16 - 19 日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT 15 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 14 回年次会合
2007 年 10 月 16-19 日
オーストラリア、キャンベラ

議長

ダリル・クインリバン 農漁業林業省次官補

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

SC 議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アラン・グラント	農漁業林業省林漁業部長
サイモン・ヴィーチ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
ジェームス・フィンドレー	地方科学局漁業海洋科学計画主任担当官
ケビン・マックロクリン	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイ・ヘンダー	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
バーバラ・スミス	農漁業林業省担当官
フランコ・アルバレス	農漁業林業省企画官
ブリオン・ホワイト	農漁業林業省企画官
ラズ・パティル	農漁業林業省
ジョージア・クレメンツ	農漁業林業省
ウオーレン・キング	外務貿易省北東アジア局日本課
フィリップ・キンプトン	外務貿易省担当官
トシ・カワグチ	外務貿易省法律官

エリザベス・アンドリュース
アナガ・ジョシ
トリッシュ・ストーン
ライアン・マーフィー
ベン・モンスターマン
マルコム・サウスウェル
ヘイジ・プリスラン
ベン・ウエストレイク
アンドリュー・マックニー
クレア・ハウレット
カリーナ・マクロックリン
ブライアン・ジェフリーズ
ベン・ハー
ヨンマン・キム
リチャード・リンゼイ
テリー・ロマーロ
マイケル・トーマス
アンドリュー・ウィルキンソン

外務貿易省担当官
法務省国際法室法律官
オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長
オーストラリア漁業管理庁許可・割当管理官
オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業監督官
オーストラリア漁業管理庁上席研究官
オーストラリア漁業管理庁上席漁業管理官
環境水資源省海洋環境局次官補
環境水資源省
環境水資源省
オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
ダエヤン漁業有限会社
オーストラリア船舶代理店
AFE サリンググループ
オーストラリア船舶代理店
AFE サリンググループ
トニーズ・ツナ・インターナショナル

日本

山下 潤
勝山 潔志
坂本 孝明
成澤 行人
谷本 拓也
伊藤 智幸
本山 雅通
金澤 俊明
石川 賢廣
三浦 望
西川 喜美男
羽根田 弘

水産庁資源管理部遠洋課長
水産庁資源管理部国際課国際交渉官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官
外務省経済局漁業室
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室主任研究員
全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際課長
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事

ニュージーランド

アーサー・ホーア

漁業省国際部長

ステファニー・ヒル	漁業省漁業顧問
シャウン・ドリスコル	漁業省投資部長
エイドリー・シャープ	漁業省遵守部長
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
マリーナ・アンダーソン	在豪ニュージーランド高等弁務官事務所
チャールス・ハフレット	ソランダー

大韓民国

キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
ジン・ヤン・ソン	思潮産業部長

オブザーバー

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

ニコラ・ベニヨン	ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル
----------	------------------------

インドネシア

スセノ・スコヨノ	漁業海洋省漁業資源管理部長
ラトゥ・シルヴィ・ガヤトリ	在豪インドネシア大使館一等書記官

フィリピン

ジル・アドラ	漁業養殖業局長補
リチャード・サイ	フィリピン国際はえ縄協会会長

南アフリカ

タフラ・シャイ	在豪南アフリカ高等弁務官事務所二等書記官
---------	----------------------

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン（代表者）	行政院農業委員会副組長
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト

ユー・シャン	外務省
チン・リン・ツアイ	外務省
イン・ホー・リウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会 会長
ウエン・ジュン・シェウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会 主任委員
クワン・ティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書
シン・ウェイ・コー	台湾海外漁業開発委員会

WWF

ジスレーン・レウエリン	WWF 海洋担当部長
ロレーン・ヒッチ	WWF 持続的漁業計画官

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント	トラフィック・インターナショナル
---------	------------------

CCSBT 事務局

ニール・ハーミス	事務局長
宮澤軌一郎	事務局次長
ボブ・ケネディー	データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美
小池 久美
高野 ゆき

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 14 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2007 年 10 月 16 - 19 日

オーストラリア、キャンベラ

第14回委員会年次会合に付属する

拡大委員会報告書

2007年10月16-19日

オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1.1 第14回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定

1. CCSBT 14 議長(ダリル・クインリバン氏)は、開会のうえ、会合で取り組むべき優先事項を確認した。
2. ダリル・クインリバン氏(オーストラリア)及びアーサー・ホーア氏(ニュージーランド)が、拡大委員会会合の議長及び副議長として確認された。
3. メンバーは、キャンベラ時間の2007年10月22日正午まで、会合の記録を部外秘とすること及び公の声明を出さないことに合意した。

1.2 議題の採択

4. 修正された議題が採択され、別紙1に掲載された。
5. 参加者リストは別紙2として掲載。
6. 会合に提出された文書のリストは別紙3。

1.3 オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

7. 拡大委員会メンバーによるオープニング・ステートメントは別紙4。オープニング・ステートメントにおいて、拡大委員会メンバーは、会合で優先的に検討すべき問題を特定した。

1.3.2 協力的非加盟国

8. フィリピン及び南アフリカによるオープニング・ステートメントは別紙5。

1.3.3 その他の国及び団体

9. インドネシア、ヒューマン・ソサエティ・インターナショナル、トラフィック・インターナショナル及びWWFら、オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙6。

議題項目 2. CCSBT14 における独立オブザーバーの参加

10. オーストラリアは、オブザーバーが長年にわたり代表団の一員として参加してきたが、オブザーバー自らの権利によって CCSBT 年次会合に参加することが初めて認められたと述べた。オーストラリアは、オブザーバーの参加を許容し、CCSBT の透明性を改善する長期傾向の出発点となることを望んだ。
11. 日本は、独立オブザーバーの参加を歓迎するとともに、オブザーバーに関する CCSBT 条約の第 14 条及び CCSBT 手続規則の規則 3 に言及し、これらの規則に従うべきであると述べた。

議題項目 3. CCSBT に関する機密事項の取り扱い

12. 日本は、2006 年にはオーストラリア漁業管理局の前局長が、2007 年には CSIRO 科学者が、拡大委員会の機密取極に違反したと述べた。オーストラリアの行政官及び科学者によるこの違反行為は、遵守に関する問題の議論を困難にしている。日本は、オーストラリアに対し、CCSBT が機密として扱う問題を守るための国内制度の改善を求め、これらの問題の進展状況を承知したいとした。日本は、守秘義務が厳格に守られないかぎり、メンバー間で機密情報の交換が必要とされる遵守措置について、議論することも進展を見ることも困難であろうと述べた。
13. オーストラリアは、機密事項に関する記事が日本の報道で見られ、機密性に関する同様な問題があると述べた。水産庁の行政官及び日本の業界によるポートリンカーン視察の記事(2006 年 4 月 11 日付け水産経済新聞)のことであり、当該記事には見当外れの主張及び写真が含まれていた。これらの写真には水産庁のポートリンカーン視察報告に登場した一枚も含まれている。これは、水産庁の行政官が視察に先立ち CCSBT の機密保持規定に従うと宣言していることから、非常に厄介なことである。日本の報道の別の記事では、レビューが推定した過剰漁獲量を含む部外秘となっている日本市場レビューについて報じられている(2006 年 7 月 30 日付け水産経済新聞)。これらの違反は、メンバー間のさらなる議論から益を得る機密性に関して、一連の課題を惹起するものである。

議題項目 4. 事務局からの報告

14. メンバーは、事務局からの報告に留意した。報告に対する意見はなかった。

議題項目 5. 財政と運営

15. 事務局長は、文書 CCSBT-EC/07010/05 (2007 年修正予算)及び CCSBT-EC/07010/06 (2008 年予算案)を簡潔に紹介した。これら文書の詳細な検討は、財政運営委員会(FAC)に委ねられた。
16. 財運委は、特別予算を含む 2007 年修正予算及び 2008 年予算案の検討を行った。ニュージーランドが引き続き財運委の議長に指名され、オーストラリアがラポルツァーを務めた。
17. 事務局長は、財運委に対して、2007 年 10 月 16 日付けの文書 CCSBT-EC/0710/05 (2007 年修正予算)の修正版を提出した。

5.1 財政運営委員会からの報告

18. 財運委は、2007 年修正予算の最終結果を現時点で確信をもって予測することが可能であるとした。事務局長は、必要な詳細を提供するために緊急に作業に取り組むよう命ぜられ、かかる詳細な情報を受けて、財運委は、2007 年予算剰余を 61,457 ドルと予想、2008 年予算に繰越可能であるとした。
19. また、財運委は、事務局の会計慣行は適切な税務の管理報告を促進するために必要な知識が欠如しているという懸念を述べた。
20. さらに、財運委は、2006 年監査財務報告書を 2007 年 9 月末までメンバーが入手出来なかったことに対する懸念を述べた。会計規則 3.5 は、監査決算報告書を毎年 3 月 1 日までに、及び正確な予算を年次会合の 60 日前までに、入手可能とすることを求めている。
21. 事務局長は、新たな会計士を最近雇用した旨説明したが、財運委は事務局長からメンバーに対する四半期ごとの正式な報告はより厳密かつ透明性をもたらすものと考えた。四半期末までに下記の報告を入手可能とすることが勧告された。
 - バランス・シート
 - 損益計算書
 - 差額勘定報告書 (未払金及び修正行為を含む)
 - 余剰金報告書
22. また、事務局長は、拡大委員会に対し、メンバーによる分担金が支払われなかったことによって、2007 年 9 月及び 10 月に支払能力の危機に直面した旨説明した。CCSBT14 開始時点で、227,264 ドルが未払いとなっており、2005 年会計年度に関する未払いが 4,260 ドルとなっている。
23. 財運委は、メンバーによる分担金の支払遅延は事務局の現金資源に深刻な圧迫を与え、また拡大委員会から投資収益を奪うものであることに留意した。財運委は、一部メンバーの支払手続きが年の初期における支払いを不可能としていることを容認したが、分担金の期限に関する手引きとなっている会計規則 5.6 にメンバーの注意が向けられた。
24. 拡大委員会は、別紙 7a に示された 2007 年修正一般予算を受け入れた。

25. 財運委は、修正一般予算で想定された 61,457 ドルは 2008 年一般予算に繰越できることに留意した。
26. また、財運委は、期待収益における 14,522 ドルの減少及び歳出予算における 35,352 ドルの増加が注記された 2007 年修正特別予算について検討した。総歳出増の結果として、49,875 ドルが、‘特別プロジェクト’の部の下の新たな項目として 2007 年一般予算に移行された。事務局長は、拡大委員会に対し、報告の中でこの変更について説明した(CCSBT-EC/0710/05)。
27. 財運委は、2007 年特別予算の削減を計画したのにも関わらず実態として増加したことに懸念を表明した。財運委は、入札者に対し実施される活動及び費用の詳細の提供を要件とすることを含め、調達手続きにおけるより一層の透明性が確保できるような公開入札手続き(79,999 ドルを超える入札)を事務局が利用するよう勧告した。
28. 拡大委員会は、別紙 7a に示された 2007 年修正特別予算を受け入れ、49,875 ドルの過剰支出を一般予算に移行することに合意した。
29. 拡大委員会は、2008 年特別予算から 49,875 ドルの 2007 年特別予算における過剰支出への償還について、検討することもできた。かかる支払いは現時点で 2008 年一般予算に計上されていないが、財運委は仮に承認が得られるのであれば職員に対する負債資金の当座貯金に充てられるべきであると勧告した。
30. 財運委は、2008 年一般予算案を検討のうえ、次に留意した。
 - 予算は事務局に対し追加的な役割又は大きな職務が課されることを想定していない。
 - 予算は大筋で 2007 年と一致しており物価上昇に対し十分に手当てした。
 - 2007 年の 61,457 ドルの歳出減は繰り越される。
 - CCSBT15 へのインドネシアからの参加者を賄うための予算として 4,500 ドルを計上した。
 - 科学委員会の諮問パネルは 4 名に戻すものとし、SAG 議長は引き続き科学委員会及び SAG 会合に出席するものとする。これらについては、予算に適切に手当てされた。
 - 会議への事務局の参加は、拡大委員会の職務に直接かつ重要な利益をもたらすものに限られ、またこのことを念頭において 2008 年旅費の予算配分は削減された。事務局長が可能性のある会合のリストを提示した結果、財運委は、4 つの会合について事務局職員の参加が拡大委員会に利益をもたらす種類の会合であると認めた。それらの会合は、次のとおり。
 - CWP 中間会合、カナダ
 - まぐろ類 RFMO 事務局長会合、ローマ
 - 第 2 回 FIRMS 技術作業部会及び第 5 回 FIRMS ステアリング・コミッティー、ローマ
 - プロテックとの打ち合わせ、ポートリンカーン

財運委は、将来的には、事務局長が予算作成手続きにおける検討に資する適当な柔軟性を与えるための裁量権が盛り込まれ、確定した出張計画を作成することを勧告した。

また、財運委は、事務局長が旅費予算案を超過する必要がある場合には、ケース・バイ・ケースで休会中にメンバーが検討するための資金計画案を提出するよう勧告した。かかる資金計画案は、臨時の旅費が承認された予算の範囲内で吸収しうるか否かを示すものとする。

- 拡大委員会に対する事務局長の報告書 (CCSBT-EC/0710/06)における事務局長のコメントは、拡大委員会に対し、未だ実現されていない職員に対する給付金の継続的な蓄積によって、不測の負債が大きくなっていることを警告した。

事務局長は、現時点での不測の負債が恐らく 100,000 ドル程度となっており、年に約 20,000 ドル増加すると述べた。

財運委は、職員に対する負債資金の当座貯金の創設及び毎年の負債額を補うために定期的な負担金を今後計上することを勧告した。

また、財運委は、40,000 ドルを頭金として 2008 年に計上することに留意し、2008 年予算において小委員会会合で節約が達成されれば、その節約分を新たな資金の当座貯金に移行することを勧告した。節約が実現しなければ、結果として、適切なレベルまで信託資金を引き上げるために一層の予算配分が必要となってくる。

- 25,000 ドルが‘委員会報告書にかかる翻訳料’として計上されているが、財運委は、文書提出の遅延が翻訳費用の増加を招いていることに留意し、メンバーに対し、できれば提出期限に間に合わせることを奨励した。
 - 事務局職員の研修予算は 5,000 ドルに増額され、事務局長に対し、スタッフ及び拡大委員会の双方への利益のために十分に活用することが奨励された。
 - 拡大委員会の決定によって費用の増加がもたらされ、修正予算に組み入れられた。
 - 費用の増加につながる今次会合における拡大委員会の追加的な決定事項は、2008 年予算案の補正を必要とするか、又は追加的な活動は事務局の支配下にある余剰金から拠出しうる。
 - 提案された一般予算は、メンバー分担金の 4.9% 増をもたらした。
 - 分担金の増加は、拡大委員会が合意した 10% のガイドラインの範囲内である。
31. 拡大委員会は、提案されたとおり一般予算を受け入れた(これによりメンバー分担金の増加は 4.9% となる)。拡大委員会は、財運委があわせて勧告したメンバーによる 2008 年予算に対する分担金の支払いを可能な限り早期に行うことに留意し、メンバーがそのように実行することを奨励した。

32. 財運委は、2008年特別予算案(CCSBT SRP 標識放流計画)を検討し、次の点に留意した。
- 科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会は2008年における標識放流計画を実施しないよう指示した。
 - 標識放流計画の2009年再開が提案されている。
 - 会計規則は、特別予算を他の計画に振り替えるという拡大委員会の能力に関しては規定しない。
 - 特別予算の利用について、いくつかの提案がなされた。

5.2 財政問題の討議とCCSBT予算の採択

33. 拡大委員会の余剰金の適正規模に関する質問への回答として、財運委議長は、この問題については、一部のメンバーの支払いが遅れた結果として約300,000ドルの余剰金でかろうじて拡大委員会の財政破綻を免れたという2007年の状況に照らして議論されたと述べた。従って、将来の準備金はそのような事態を補うのに十分な水準に維持されるべきである。
34. 拡大委員会は、財運委の報告を承認し、別紙7aに示された2007年修正一般予算及び2008年予算を採択した。一般予算の採択に際し、拡大委員会は、一般予算及び特別予算は区別されなければならない、従って2007年特別予算における49,875ドルの過剰支出は2008年特別予算から資金供給されなければならないことに留意した。
35. 2008年特別予算は2007年の過剰支出に対する資金供給のため49,875ドルを含むこと(別紙7b)が合意されたが、2008年の調査計画への追加予算を含むことについては合意に達しなかった。
36. 直ちに導入される手続き上の変更点(メンバーへの財政報告及び請負入札)について述べたパラグラフ21及び27に対し特別な注意が払われた。オーストラリアは、ESCが必須かつ最優先のプロジェクトと認識した調査、具体的には、漁獲量及び体長組成の特徴づけを行うインドネシア漁獲モニタリング計画、及び加入量指数の提供について最優先と認識されている航空目視への手当に対応する項目を特別予算に設けるべきであると提案した。両調査ともに現在はオーストラリアによって資金が提供されている。
37. オーストラリアは、拡大委員会にとって最優先の調査計画と認識されているのにも関わらず資金手当がなされていないという懸念を述べた。
38. ニュージーランドは、特別予算から合意された調査計画に資金が供給されることについての支持を表明、資金の負担及び余剰金の形成に関する提案をした。
39. 日本、台湾及び韓国は、自国の通貨とオーストラリア・ドルの現在の為替レートは、一般予算の増加が5%に留まったとしてもかなりの費用増に相当することに留意した。

40. ESC が 2009 年に標識放流の存続を勧告した場合、2008 年に向けて承認された少額の予算は、年度間の予算変動の許容範囲に関する 10%ルールの基準として用いないことに、メンバーの予算的な制約を条件として、大筋で合意された。

議題項目 6. みなみまぐろ漁業のレビュー

6.1 メンバーの報告

41. 拡大委員会のメンバーによる SBT 漁業に関する報告書は別紙 8。
42. メンバーは、他のメンバーの報告書について質問する機会が与えられた。

日本の報告に関する質疑

43. オーストラリアは、日本のはえ縄分野に関する管理における改善を歓迎し、すべてのメンバーが将来の漁獲データに信頼がもてるよう継続的な改善という手法が導入されることを期待した。しかしながら、オーストラリアは、日本の国別報告書に提示された数値が資源評価において SAG 及び SC で用いられるべきかということに疑問視した。日本は、SAG 及び SC が資源評価を実行するために、日本が報告した歴史的な数値を含めすべての使用可能な情報を利用しているものと考えていると回答した。
44. オーストラリアは、日本で SBT の水揚げのために指定された 8 港のみで水揚げが行われることを担保するために、どのような手続きを用いているのかと問うた。日本は、SBT がマイナス 40 度以下で運搬されると述べた。魚がこのような温度で取り扱われる場合、適当な冷凍倉庫施設が必要であり、また港の規模が重要になってくる。商港は大きすぎるため、漁船は入港しない。必要な条件に合致するのは 8 港のみである。さらに、それぞれの港には漁協がある。小規模な港では、地元漁業者が地先で漁獲した品を持ち込む。仮に SBT がそのような港に来た場合、即座に記事になるが、このようなことは起きていない。さらに、新管理制度においては、違法に水揚げされた SBT と知りながら、購入又は所持した会社(バイヤー及び販売業者)には、罰則が科される。
45. オーストラリアは、2005 年に割当量を超過した 12 隻の漁船に科せられた罰則の種類に関する情報を求めた。日本は、2006 年 4 月に始まった新管理制度の導入前に発生したことを強調した。そのうえで、漁船には停船期間が科され、日本の水産庁の監視の下、港内に係留されたことを報告した。停船の長さは経済的な抑止力を与えるように設計された期間であった。
46. オーストラリアは、何隻の漁船が 2005 年漁期に派遣された取締船による検査を受けたかということ及び日本の SBT 漁業の取締活動の費用に関する情報を求めた。日本は、会合後に取締船に関する情報を提供するとし、SBT 漁業など特定のまぐろ漁業ごとに漁業取締費用を分類したことはない旨回答した。オーストラリアは、一部の国では費用の追跡について異なる手段を有しているが、オーストラリアでは漁業ごとに遵守の費用が

予算化されていると述べた。オーストラリアは、SBT 漁業の遵守に年間 100 万ドルを費やしており、支出の分類を提供することが可能であるとした。

47. ニュージーランドは、日本の 2004 年割当に追加された 69 トンの未使用分が実際に翌年に繰り越されたのかと問うた。日本は、TAC 及び国別割当量について合意が成立しなかったため、これは自主的に割当を設定したものであると述べた。従って、当該割当は CCSBT のルールに基づき設定されたものではない。

オーストラリアの報告に関する質疑

48. 日本は、オーストラリアが 40 尾サンプルに用いられる鉤の選択性調査を行っていないことに留意し、調査の予定の有無について問うた。オーストラリアは、選択性は複雑な問題であり、また具体的な研究は行っていないが、10kg に満たないものから 40kg を超える広い範囲のサイズを漁獲するために特有の鉤を使用していることは承知していると述べた。オーストラリアは、40 尾サンプルの実施に際し 10kg 未満魚は計上しておらず、このことで大型の魚の尾数に偏りが生じていると述べた。独立専門家は、このことがオーストラリアに漁獲量の 2% から 4% の過剰推定をもたらしていると評価した。オーストラリアは、選択性調査は興味深い課題であると考えたものの、ステレオ・ビデオ技術といった魚の体長推定のための異なる手段を検討している。
49. 日本は、オーストラリアが、40 尾サンプルと平行してステレオ・ビデオ・システムを利用し、40 尾サンプルにおけるバイアスを最終的に推定する意志があるのか問うた。オーストラリアは、現時点ではステレオ・ビデオの可能性を確認することのみを考えていると回答した。
50. 日本は、拡大科学委員会が評価を行う際、まき網の漁獲情報の正確さに信頼が欠如しているため、オーストラリアが申告した表層漁業の重量に 20% を加えていると述べた。オーストラリアは、これは正確なステートメントではなく、資源評価グループ(SAG)は、表層漁業については 0% から 20%、はえ縄漁業については 0% から 100% 以上からなる一連のシナリオを考察していると回答した。さらに、オーストラリアは、20% とは商業的に機密である業界のパッキング・リストのデータと 40 尾サンプルとを比較し得られたものであると述べた。パッキング・リストは大型かつ脂のりの良いとして選別された生鮮魚の販売のものであり、必ずしも取り上げられた大部分の魚のものではない。従って、パッキング・リストの情報は大型魚に偏りのある標本を含んでおり、40 尾サンプルとこれを比較することは適当でない。スタンフォード大学統計学部長であるトレバー・ヘイスティー教授から、“ほとんどの基礎的要素が信用できないため、報告された結果を信用していない。信用したとしても、結果はバイアスの評価であり、信頼区間が無ければ意味をなさない”旨の助言を受領した。拡大科学委員会(ESC)議長は、2006 年の SAG 7 では別紙 7(委員会特別会合報告書)の 4 つのケースをベースに 5 つのシナリオを、SAG 会合に先立ち実行し、考察したと説明した。シナリオの数を管理可能な数ま

で削減するため、また、表層漁獲量の異なるシナリオに関する相対的な可能性の情報を欠いていたため、SAGは、5つのシナリオのうちの一つについて年齢をシフトし、事実上、6番目のシナリオを設けることが合理的な手法であると決定した。SAGは、この新たなシナリオでは漁獲尾数ではなく重量について20%増とすることに合意した。

51. 日本は、報告された漁獲死亡数(86)、オブザーブされた漁獲死亡数(22)及びオブザーバー・カバレッジ(13%)の間に見られる相違に懸念を表明し、オーストラリアに、オブザーブされた死亡数と報告された表層漁業の漁獲死亡数に関する分析を準備し、次回のESC会合で発表するよう求めた。オーストラリアは、この分析を準備することに合意し、数年間の死亡数について収集されたデータに基づけば、オブザーブされた曳航よりもそうでない曳航の方が多くなっていると述べた。
52. オーストラリアは、日本がSBTはえ縄漁業で捕殺された魚のうち水揚げされなかったもの、特にサメによる食害及びその他の投棄に関する分析の提供を求めた。この問題は、はえ縄で漁獲されたまぐろの損傷に関する日本の研究(高い損傷率を示すもの)からの情報が提供された遵守委員会において、詳細に議論された。
53. 日本は、オーストラリアがその国別報告書に遊漁漁獲量を報告したことに留意し、遊漁漁獲量がオーストラリアのSBT割当から控除されない理由を問うた。さらに、日本は、ニュージーランドが国別割当量から4トン配分しているとし、オーストラリアもまた国別割当量の下遊漁を管理すべきであるとした。オーストラリアは、オーストラリアの報告書に報告された遊漁漁獲量はゲーム・フィッシング団体が生きているうちに放流したものを含んでいると述べた。オーストラリアは、遊漁漁獲量に関する情報を有しているものの、この漁業において捕殺されるものと放流されるものの比率に関する情報は極めて乏しい。オーストラリアは、本件の調査をさらに進めるが、SBTの総漁獲量にどれだけの影響を与えているかを指摘する前に、この段階を経る必要がある。オーストラリアは、過去10年間にわたり遊漁の推定漁獲量を含めたとしても、平均すれば国別割当量を下回る漁獲しかないとコメントした。

6.2 非加盟国の報告

54. 協力的非加盟国(CNM)から報告書を受領していないこと及びCNMのうち一ヶ国(欧州共同体)が会合に参加していないことが留意された。昨年、CNMは、拡大委員会に報告書を提出することを要請された。報告書を欠いた状況のなか、CNMは、その漁獲について簡単な口述による報告を提供することが求められた。
55. フィリピンは、原魚重量に代わって製品重量を報告に用いるという修正について、拡大委員会にあてた2007年6月25日付けレターのとおり、2006年の漁獲量は43.424トン(45トンの割当配分)であったことを確認した。また、フィリピンは、自国漁船のうち1隻の漁獲量が以前に報告した2,000kgではなく、1,592kgであったことを報告した(前述のレターにて)。

56. 以前に提出したとおり、南アフリカでは、1960年代に最初のはえ縄漁業が興った。この漁業は、貧弱な漁獲率及び製品の価値が低かったため、1960年代後半に終了した。それ以降の南アフリカ沿岸水域におけるまぐろ漁業は、台湾及び日本からの漁船が優位を占めた。これら二ヶ国協定は2002年に終了した。これらの漁船による漁獲は旗国のものであった。南アフリカは、1997年に自国はえ縄漁業を試験的な漁業として再開発した。この漁業は、2005年に正式に商業的漁業となった。みなみまぐろは、主として、めかじき、めばち及びきはだの混獲として漁獲されている。従って、みなみまぐろの漁獲量は少なく、次のようになっている。

1997 - 0 トン (原魚重量)

1998 - 1.0 トン

1999 - 0.5 トン

2000 - 3.7 トン

2001 - 0.5 トン

2002 - 17.8 トン

2003 - 14.7 トン

2004 - 19.0 トン

57. 南アフリカは、委員会が求めるとおり、みなみまぐろの漁獲量に関する情報を提供する意志がある。一方で、委員会の言うところの“未解決のデータ”及びデータのフォーマットについて、さらなる説明を必要としている。

議題項目 7. 遵守

7.1 遵守委員会からの報告

58. 遵守委員会議長は、2007年に行われた一連の遵守委員会会合の報告書を発表した。議長は、より多くの進展が得られたと報告することができれば良かったと述べた。
59. 第2回遵守委員会会合(CC2)は、CCSBT 14直前の10月14及び15日に、遵守委員会作業部会(CCWG)は2007年4月に開催された。
60. CCSBT 13では3つの決議が採択された。
- 漁獲証明書スキーム(CDS)
 - 漁船監視システム(VMS)
 - 大型漁船による転載の規制
61. CCWGでは、広範な議論が行われ、重要な監視、管理及び取締りの措置の実施について合意に達することを目的とし、相当な起草の作業が行われた。会合は、VMS決議案について合意間近まで迫り、取り組むべきさらなる作業に合意した。

62. CC2 会合では、委員会の付託事項の責務について議論が見られた。メンバーは、第 1 回遵守委員会及び CCWG での作業に引き続き、統合的な MCS 措置の開発及び実施について、集中的に議論した。
63. CC2 は、CCSBT の VMS を創設するための決議案に合意し、拡大委員会が決議案を採択することを勧告し、同案は CC2 報告書別紙 4 として掲載された。
64. CC2 会合の報告書は、その他の MCS 措置に関する広範囲にわたる議論の一部について説明を提供している。
65. 漁獲証明書スキームを実施するための提案については、わずかな進展しか見られなかった。CCWG 会合では、決議の起草と再起草を含め、この措置に関する長い議論が行われた。当該会合の後、オーストラリア及び日本は、本件についてさらなる休会期間中にさらなる作業を実施した。加えて、日本、オーストラリア及びニュージーランドの遵守委員会メンバー並びに韓国及び台湾の者が参加した非公式な会合が 9 月に東京で行われた。これらの努力と CC2 での議論にも関わらず、本措置について合意に達することができなかった。CC2 報告書パラグラフ 39 は、意見の相違があったいくつかの分野を記録している。パラグラフ 40 には、オーストラリアと日本が片務的にそれぞれの CDS 提案を試験的に実施する意向が述べられている。このほか、ニュージーランドは、CDS の受け入れ可能な妥協案を見いだすためにさらなる作業に取り組んでいる。
66. すでに採択されている、大型漁船による転載のためのプログラム創設に関する決議についての議論の概要は、CC2 報告書パラグラフ 50 に示されている。
67. 日本が提出した SBT 蓄養の遵守に関する 2 つの決議案は、オーストラリアによって具体的に検討されている。
68. CC2 会合は、他の MCS 措置を議論するには限られた時間しかなかったため、入港国措置の問題のみが議論された。ニュージーランドは、本題目に関する文書を提出のうえ、CCSBT 15 に提出する決議案を他のメンバーと協議して作成することを申し出た。ニュージーランド提案については、コンセンサスがなかった。将来の作業計画、その他の事項及び拡大委員会への勧告に関する議題項目についても考慮する時間はなかった。
69. 次回の遵守委員会会合の時期について、メンバーは、当該委員会が遵守に関する定期的な報告及び評価についてその責任を果たすためには 2 日間を必要とすることを認めた。遵守委員会の付託事項に沿って、委員会は、拡大委員会が別に定めない限り、拡大委員会年次会合の直前に開催されることとなった。一部のメンバーは、当該委員会が近い将来に追加の会議時間を必要とすると考え、5 日間の会合を提案した。しかしながら、この点についてコンセンサスに達しなかった。一方で、メンバーが今次会合及び休会期間において MCS 措置に関する議論を継続することを約束したと、遵守委員会議長は述べた。
70. 拡大委員会は、VMS 決議を除く CC2 報告書を採択した。

7.2 統合的な監視、管理及び取締りの制度

7.2.1 漁獲証明書スキーム

71. ニュージーランドは、すべてのメンバーが賛同するのに相応しい提案を得るために、オーストラリア及び日本の CDS 提案を融合する作業に他のメンバーと協力してあたっていると報告した。CDS 作成に向けた暫定的な措置として、ニュージーランドは、貿易情報スキームを国内水揚げに適用するように強化する修正案を、メンバーが採択することを提案した。一部のメンバーは、同案を検討する時間を必要とした。ニュージーランドは、メンバーの検討のために、かかる改正点の修正記録版を配布した。
72. オーストラリアは、包括的かつ合意された CDS がないのであれば、独自のシステムを片務的に実施するつもりであることを報告した。オーストラリアは、機械的に読み取り可能なシステムとして個別魚タグgingを盛り込むことを追求し、これを用いて、紙媒体の記録を検証する際の実用上の問題点及びその他の問題を考察し、委員会に対し、実施結果を報告するとした。オーストラリアは、他のメンバーがシステムの試験に参加を希望するとすれば、幸いであるとした。また、オーストラリアは、すべてのメンバーが合意した CDS が CCSBT によって実施されることを望んだ。オーストラリアは、必要とされるあらゆるデータをオーストラリアのシステムが提供しうるものと確信した。
73. 日本は、CDS の融合した提案を作成するとしてニュージーランドの意向に対し、感謝と敬意を表した。日本は、2006 年 4 月から独自の標識制度を実施していると述べた。日本は、ニュージーランドの努力の成果を待つ一方で、現行の標識制度を継続し、同時に現在の日本の CDS 提案に基づく試験を実施すると述べた。日本は、拡大委員会に試験結果を報告するとした。
74. ニュージーランドは、完全な CDS の実施に通じるいかなる措置も支持するとコメントし、タグgingの枠組の導入も喜んで考えたいとした。ニュージーランドは、CCSBT が合意する標識制度を取り扱うことを好むものの、標識制度の実施に関するオーストラリアの意向も支持した。
75. 包括的な CCSBT の CDS 開発に向けた暫定的な措置として、オーストラリアと日本が各々の SBT の CDS を試験的に実施するという報告、及び日本はすでに SBT の標識制度を実施しているという事実を考慮し、メンバーは、すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、個々に又は他と協力して、SBT のタグging・プログラムの試験を試みることは有意義であることに合意した。さらに、使用された標識数、その配布、並びに標識の情報が SBT の漁獲及び貿易に関する書類にいかに関与したかといった情報の提供を含め、タグging・プログラムの試験の経験について、メンバー及び協力的非加盟国が 2008 年の遵守委員会に対して報告すべきであることが合意された。遵守委員会は、2008 年の会合において、長所、短所、費用対効果、実行可能性及び改善すべき分野を特定するために、この情報をレビューし、2008 年の拡大委員会に報告すべきである。

76. ニュージーランドは、これらの標識試験を行うにあたり、メンバー及び協力的非加盟国は可能な限り共通のマニュアルに従うべきである旨提案した。このために、ニュージーランドは、マニュアルを作成した(別紙 9)。

7.2.2 漁船監視システム

77. 日本は、VMS 決議の採択は議題項目 3 で議論された機密事項と関係があり、VMS 決議の採択にはかかる問題の解決が必要であると述べた。日本は、別紙 10 のとおり VMS 決議の修正案を提示した。
78. さらなる議論の末、ニュージーランドは、機密性に関する問題のため、VMS 決議の内容に合意できなかつたと述べた。ニュージーランドは、合意された VMS 決議の内容に対する日本による修正提案は、個々の措置が別件の人質にとられるという前例をつくることになるという懸念を表明した。
79. オーストラリアからの合意できない事情に関する質問に対し、ニュージーランドは、日本は、CC2 ですでに結論がでている VMS 決議の付属書を修正するように求め、次に、メンバーが受け入れ可能とした付属書について、他のメンバーが惹起した懸念に対処するために、さらなる小変更を含む変更を提案、さらに、VMS 決議と直接関係のない機密保持に関する一般的な問題に 2008 年以降の VMS 決議の延長を関連させた条項を提案することによって、決議自体の実質的内容を変更する提案をしたと述べた。メンバーは、後者の点について合意できなかつた。
80. オーストラリアは、遵守委員会で合意した内容の決議の受け入れに合意する準備があると述べた。遵守委員会でコンセンサスを得るために多くの時間と労力を費やしたにもかかわらず、メンバーが合意に達することができないことに失望した。

7.2.3 転載規制

81. 日本は、CCSBT 13 で転載決議が採択された際、決議の施行日に関する間違いがあったと考えられると述べた。CCSBT の転載決議は、IOTC 決議に基づくものであるが、IOTC の施行日である 2009 年 1 月 1 日の代わりに、2008 年 1 月 1 日と間違えて記録された。日本は、IOTC がこの問題について CCSBT より数年以上長く議論しているのであるから、これだけ早く(また、IOTC より先に)決議を施行することは不可能であると考えた。
82. 台湾は、日本のコメントを支持した。ICCAT は同様の計画を立てているとし、CCSBT は ICCAT の経験をふまえて考慮する必要があるという結論が記された CC2 報告書パラグラフ 48 に言及した。台湾は、CCSBT の転載決議を支持するものの、実施のためには十分な時間が必要であり、また、IOTC がその決議を施行する前に CCSBT の転載決議を実施することは極めて困難であると考えた。

83. 韓国は、日本と台湾と同意見であった。韓国は、ICCATはこの問題の検討に2003年から着手しており、また、ICCATの転載措置が実施されたのは何年も経ってからであると述べた。さらに、韓国は、日本、韓国及び台湾による漁獲はICCAT及びIOTCの両条約水域で生じるため、CCSBTが別の地域オブザーバー・プログラム(ROP)を有することは実用的でないとした。従って、CCSBTは、転載決議とROPの実施については、ICCAT及びIOTCと連携すべきである。CC2において、韓国は、CCSBTの転載決議の施行日を2009年1月1日に変更するよう提案した。
84. ニュージーランドは、転載はIUU漁業の主要な抜け穴と認識されており、転載決議については重大な関心を有しているとした。さらに、ニュージーランドは、はえ縄漁業国でもあると述べた。また、ニュージーランドは、調和及び費用対効果の高い措置を追求することの支持者であるが、これは最も弱いところに措置をあわせることにニュージーランドが合意するという意味ではないと述べた。
85. ニュージーランドは、転載決議の内容における誤りへの言及は、CC2報告書に記された遊漁の漁獲物がSBTに関するCDSに含まれるか否かという議論を想起させると述べた。

7.2.4 独立オブザーバー・プログラム

86. オーストラリアは、独立オブザーバー・プログラム(IOP)はCC2で議論されなかったものの、極めて重要な問題であると述べた。オーストラリアは、RFMO間で合意されたIOP基準が必要と考えた。また、この問題は、2007年1月神戸で開催されたまぐろ類RFMO合同会合で議論された調和から利益を享受するであろうと考えた。オーストラリアは、IOPは混獲の監視を目的とした基準とともに可及的速やかに開発される必要があると意見し、そのうえで、近い将来転載船にも適用できるIOPの価値を認識した。

7.2.5 入港国措置

87. 日本は、CCSBTが入港国措置の開発及び実施を検討するのであれば、南アフリカ及びインドネシアの協力を求める必要があるとコメントした。特に、日本は、南アフリカは他の漁業分野ではすでに入港国措置を実施しているものと考えた。
88. 南アフリカは、次のとおり述べた。
 - 昨年末、漁業資源の管理能力が增強された。主たる改善の一つは、国内外の船団を対象としたRFMOの管理及び保存の措置を執行する専門部署(沖合遠洋漁業管理－OHSFM)の整備である。外国漁船が1年に約1,000回寄港することを考慮すると、この能力の整備は必須のものである。南アフリカは、IUUリストにあげられたいかなる漁船の入港を許さないことによって、IUU漁業活動に対抗することを確約する。さらに、規制対象種の漁獲を行う無許可の外国漁船は、南アフリカの港へ

の入港は許されないが、仮にそれらが入港した場合、漁獲物を陸揚げすることは許されない。IUU 及び無許可の船舶の活動に関する情報は、関係のある RFMO(CCSBT、ICCAT、IOTC、SEAFO 及び CCAMLR 等) 及び場合によっては旗国の漁業当局に提供される。南アフリカは、いかなる洋上転載も禁止しており、許可に基づく港内転載のみを認めている。南アフリカは、港内において外国漁船のランダムな乗船検査の回数を増やしており、現在ではすべての検査を報告することが義務づけられている。また、船舶の陸揚げ品の監視についても強化している。

- さらに、南アフリカの EEZ に入域するすべての外国漁船について効率的な報告を可能にする新たなデータベース・システムも整備した。報告には、船舶要目、種ごとの漁獲量及び漁獲水域等の情報が含まれることになる。南アフリカは、外国漁船の船舶代理店から受領する貨物申告書における雑魚は承認しない。また、OHSFM は、各 RFMO に対する国家の責任及び IUU 漁業がどれだけ管理及び保存の措置を損なっているかということについて、外国漁船の船舶代理店に対する啓蒙活動を定期的実施している。南アフリカの漁業当局は、IUU に対抗するために、港湾当局、海軍、国家情報局及び税関との作業協力についても強化している。最後に、南アフリカのすべてのまぐろ及びメカジキのはえ縄漁船は、VMS 搭載及びオブザーバーの乗船が義務づけられている(合弁に基づく外国置籍漁船は 100%、国内漁船は約 20%)。これら船舶の陸揚げ品及び転載品は、漁業管理官又は監視装置により監視されている。

7.2.6 CCSBT13 のその他 MCS 措置

89. 遵守委員会議長は、CC2 会合は本項目を議論する時間がなかったと述べた。取り上げられなかった重要な問題の一つは遵守委員会の将来の作業計画であり、議長は、メンバーが拡大委員会会合中にこのことを考慮できることを望むとした。

7.2.7 SBT 蓄養のための遵守措置

90. 本項目は議論されなかった。

議題項目 8. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査

91. オーストラリアは、ステレオ・ビデオの試験結果及び 2008 年のさらなるステレオ・ビデオの試験の考え方を含む SBT 蓄養に関する調査を説明したプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションには、オーストラリアの文書 CCSBT-EC/0710/BDG20 及び CCSBT-EC/0710/19 の情報が含まれていた。同様なプレゼンテーションが SC12 においても提供された(SC12 報告書パラグラフ 35-37 参照)。2007 年試験の主要な結果概要は、次のとおり。

- 移送された魚の 85%以上のステレオ・ビデオ測定値が得られた。
 - ステレオ・ビデオで測定された平均体長は、直接測定の平均に比べ 1.7%から 2.8%(17.8-27.9mm)小さかった。
 - 異なるオブザーバーによる測定値の差異は最大で 1%。
 - 手持ちステレオ・ビデオの測定値は、実測値に比べ 9.4% (99.4mm)大きかった。
92. オーストラリアは、15%の魚が測定されなかった主要な要因は、魚の重複、カメラ視野への鋭角すぎる角度での魚の進入、及び速すぎる魚の動きにあるとコメントした。
93. オーストラリアは、この研究を通じて見込まれる 7.5 トンの死亡魚を捕うために、10 トンの調査死亡枠(RMA)を求めたことを報告した。当該 RMA は試験の前進を確保するために必要とされる。オーストラリアは、提案された作業は 300,000 ドルかかると述べた。RMA が利用できない場合、費用は大幅に増大することとなり、結果としてオーストラリアが 2008 年に継続することは不可能になるかもしれない。
94. 日本は、オーストラリアがステレオ・ビデオの使用に関するすべての懸念を提起したのか否か、又はさらに検討を要する水の透明度、SBT の重複、光度もしくはカメラの解像度といった追加的な懸念があるのか否かを問うた。オーストラリアは、魚が速くかつ重複して移される完全に商業的な移送の間に、ステレオ・ビデオが満足なサンプルを取得できるか否かをはじめ、いくつかの懸念が残っていると述べた。鮮明な画像のためには適正な光源レベル及び適切な水の透明度が要求される。オーストラリアは、追加の複数の試験が実施されるまで、ステレオ・ビデオが現行システムに十分に置換することができるか定かになりえないと報告した。
95. 日本は、メキシコの一部の蓄養場ではステレオ・ビデオが試行され、実用的でないことが判明したと述べた。日本は、ステレオ・ビデオ技術が実用レベルまで改善しうるか否かは不明確であると考えた。また、日本は、音響カメラは著しい改善を遂げたとコメントしたうえで、オーストラリアが最新の音響機器を吟味したか否かを問うた。
96. オーストラリアは、2002 年に代替手法の考察を行ったと述べた。当時は、音響による方法は必要とされる精度には相応しくないと考えられた。オーストラリアは、その時点では適当な技術を見いだせなかったため、ステレオ・ビデオ技術の開発の試みに時間を費やしてきた。また、オーストラリアは、ステレオ・ビデオがノルウェーのサーモン蓄養場における成長率測定の主要なツールであり、ノルウェーのシステム製造業者がオーストラリアのステレオ・ビデオ・システムはノルウェーのものより優れていると認めたとした。一方で、オーストラリアは、日本が音響システムに関する情報を提供するのであれば、喜んで再検討したいと述べた。
97. ステレオ・ビデオ・システムによる SBT の手動測定に必要となる時間に関する問いについて、オーストラリアは、後日必要となる時間について

の情報を提供できるであろうと述べたうえで、オーストラリアの SBT 漁獲重量の有効な推定値を得るためにすべての SBT を測定する必要はないとした。

98. 日本は、太平洋くろまぐろの音響カメラ・システム実験の結果を提出した(CCSBT-EC/0710/BGD15)。日本は、音響カメラは北米のサーモンなどの漁業管理に利用されているすでに確立した技術であると述べた。太平洋くろまぐろの実験結果から判断すると、SBT 蓄養におけるサイズ監視を目的として利用するのに十分な能力があると思われる。音響カメラは、ステレオ・ビデオ・システムに比べ、海水の光条件又は濁度の影響を受けることなく、十分な精度をもつ主観的体長測定値を極めて短時間で自動的に提供しかつ小型の機器で構成されるといった、いくつもの利点を持ち合わせている。日本は、音響カメラ・システムを蓄養 SBT の監視に導入すべきと提言した。
99. プレゼンテーションに続く議論は、実施された技術の精度及び変動率に集中した。製造業者によって実施された精度評価では、約 2m の魚を測定した場合±2cm の精度を示した。日本は、およそ 1m の体長の魚では精度は約±1cm と考えられると述べた。
100. 日本は、オーストラリアの蓄養場における試験のために音響カメラと複数の技術者をオーストラリアへ貸与することを申し出た。オーストラリアは、日本の申し出に感謝するとともに、音響カメラの精度に関する十分な情報を前提として、音響カメラの実地試験には興味があると述べた。
101. 日本は、SBT 蓄養事業を視察したポートリンカーンへの訪問の結果を記述した CCSBT-EC/0710/BGD16 を提出した。訪問の結果、次のような問題点が、明らかにされた。
 - 蓄養事業の航空調査によって、日本は、ポートリンカーンにおいて代表団に知らされたよりも多くの蓄養いけすが存在していることを確信した。このことは後に衛星写真によって確認された。
 - 曳航ケージから蓄養いけすに移送される魚の観察する間に、日本は多数の死亡した又は死にかけた SBT を目視した。これらの魚の一部の写真は別紙 11。また、この曳航ケージの魚の平均重量(40 尾サンプル)は 17.1kg と報告された。しかしながら、参加した日本のベテラン科学者は、目視による推定に基づき、平均重量は 20kg を超えると確信した。
 - 日本は、40 尾サンプルを目にする機会がなかったので、完全な 40 尾サンプリングのビデオ映像を求めた。
 - 地元の経営者(3 名)は、日本の代表団に対し、蓄養場における成長率はオーストラリアがしばしば主張する 2 倍を下回り 1.5 から 1.7 倍程度であると知らせた。さらに、日本は、低脂肪な地場のイワシが最近 SBT に給餌されているという情報を受けた旨述べた。
102. これらのコメントに関し、オーストラリアは、自国の SBT 蓄養場及び蓄養は AFMA、南オーストラリア政府及びオーストラリアの一般国民によ

って高度に検査、監視されていると回答した。さらに、オーストラリアは次のとおり述べた。

- ポートリンカーンに 149 のいけすが存在したという日本の観察について、オーストラリアは、ポートリンカーン周辺水域に 140 以上のいけすが存在することに同意した。ポートリンカーンの一部のいけすは、養殖調査に携わっている南オーストラリア政府の研究所によって運用されていると述べた。キングフィッシュといった異なる種のためのいけす又は使われていないもしくは交換が必要とされる場合に備えられたいけすも存在する。なお、南オーストラリア政府のウェブサイトは、いくつかある詳細の中で、特に蓄養場数及び所有者詳細に関する情報並びに環境モニタリング情報を提供している。
- 死亡魚についての日本の観察に関し、オーストラリアは、オーストラリアの蓄養業者も死亡魚は経済的損失となるので減らすことを希望していると回答した。死亡魚は記録されオーストラリアの TIS 報告を通じてメンバーに提供されており、2005 年オーストラリアは蓄養事業における 12,000 尾を上回る死亡魚を報告した。また、オーストラリアは、日本は成育いけすを視察したものと考えており、これらの写真の死亡魚は割当に計上されていると述べた。
- オーストラリアの直接体重測定値と比較した日本の科学者による体重の目視推定に関し、オーストラリアは、体重の目視推定は直接体重測定値より正確さがかなり落ちると述べた。
- 先般の日本の視察は直前に依頼され、また曳航ケージが到着する時期は不規則かつ予想できないものである。残念なことに、日本の代表団はポートリンカーンにわずか 4 日間しか滞在しなかったため、曳航ケージ到着と視察があわなかった、また滞在の延長を望まなかったため 40 尾サンプルを見学できなかった。オーストラリアは、2 月は 40 尾サンプリングの過程を見学するのに最適な月であると述べ、CCSBT のメンバーを 40 尾サンプル又はモニタリング・プロセスの任意の部分の視察及び見学に招待したいとした。
- 成長率に関し、オーストラリアは、業界が提供した情報がエラハラ抜き及び冷凍による損失が除かれ、短期間の成育の情報に相当する正味 (net) の成長率であったと述べた。なお、オーストラリアは、日本も話しをした地元の科学者が成長について倍増することを確認していると述べた。オーストラリアは、くろまぐろの成長率が劇的に急増することに関する国際的に審査された文献から 3 つの文書を引用した。Aguado-Gimenez と Garcia-Garcia(2005)による Aquaculture Research の文書では、蓄養された大西洋くろまぐろは 232 日間で体重がほぼ倍増した(32 から 63kg)。Ticina、Katavic 及び Grubisic(2007)は、Aquaculture という本の研究で大西洋くろまぐろの 1 歳魚が 244 日間で 134%体重を増加させたことを見いだしている。また、筆者らは、標識が装着された大西洋くろまぐろのバイオマスが飢餓のために減少すること及び当初の体重まで回復するために 2 から 3 ヶ月を要することを見いだした。Kataviae、Ticina 及び Franieeviae(2001)は、ケージで 515 日間飼育され

た大西洋くろまぐろが9から39kgと4倍になったことを、ICCAT 調査統計常任委員会に報告した。また、オーストラリアは、高い栄養価のある“地場のいわし”(ピルチャード)が蓄養場における SBT 餌料の約30%を占めること並びに生産サイクルにおける魚の段階及び周りの環境条件に応じて餌料を選択するための複雑なプロセスがあると述べた。

103. また、オーストラリアは、ポートリンカーンでのオーストラリアの蓄養視察に関する守秘義務について、日本の代表団が CCSBT の手続規則に従うことに同意したと述べた。それにもかかわらず、2007年4月11日付けの日本の新聞には、視察の詳細を記述し、蓄養事業に関し不正確な主張を展開する記事が掲載された。オーストラリアは、この守秘義務違反を憂慮していると述べた。オーストラリアは、日本の視察についてのプレゼンテーションの写真の一つが新聞記事に掲載されたことを懸念している。
104. 日本は、ポートリンカーンのいけすにおける SBT 成長に関する最近公開された研究で得られた成長率を提示した。この研究における3月から7/8月の間の成長率はわずか1.5倍の体重増であった。オーストラリアは、提示されたデータは SBT の目覚ましい生育能力を明らかにしていると回答した。異なる給餌体制における調査研究から得られたデータであり、魚は標識を装着しており、どちらも成長率に深刻な影響を与えうる。しかしながら、研究ではそれでも劇的な成長率の急増が達成された。先に引用した研究(Ticina, Katavic 及び Grubisic による Aquaculture Research)では、標識装着後の体重回復には2から3ヶ月を要することが指摘されている。
105. オーストラリアは、40尾サンプルの一例として短いビデオ映像を上映した。映像は、漁獲後の体重測定、体長測定及び魚体への標識装着のプロセスを示していた。映像及び40尾サンプリング・プロセスに関して、次のとおりコメントがなされた。
 - 日本は、鉤が水中に投げ入れられてから魚が甲板上に上がるまで、またサンプルとされたすべての魚を含む、全プロセスを見ることを要求したと述べた。これによって、どのように鉤及び糸が使用されているか、必要時間、及び何尾の小型魚がサンプルから除外されているかについて、より良い見解を得ることになる。
 - オーストラリアは、サンプル全体のビデオを所有していないが、来漁期の40尾サンプルの完全なビデオを作成し、他のメンバーにビデオのコピーを提供することを約束した。オーストラリアは、用具の見本に加え使用される鉤及び糸の基準をメンバーに提供することが可能だと述べた。また、オーストラリアは、10kg以下の魚を含む何年分もの40尾サンプルの完全なデータ・セットを、オーストラリアの蓄養事業に関する独立パネルに対してまたその他の場面でも提供したと述べた。
 - 日本は、作為的なサンプリング・ルール(10kg未満魚を認めない)は曳航ケージの魚の体長組成を真に反映する結果をもたらさないと述べた。オーストラリアは、オーストラリア国立大学統計学部長のオニール教

授による研究は 10kg 未満魚の除外することで漁獲量が年に 2-4% 過剰に推定されていると評価したと述べた。

- オーストラリアは、通常、曳航ケージがポートリンカーン水域に入域する直前にサンプルが取られると述べた。サンプルを実施するために適した一連の遮蔽水域がある。サンプルは 1 日(2-3 時間)で完了するが、周りの天候条件によっては時としてサンプルが中止されることがありうる。

106. オーストラリアは、メンバーに対し、オーストラリアのみなみまぐる蓄養事業の異常性に関する独立レビュー(ファーム・レビュー)では“業界の規制は明白な異常性や誤った報告による過剰漁獲の意図は見られず、厳しくよく管理されたプロセスであると言える。”と報告されたことを指摘した。オーストラリアは、プロセスはサンプリングに基づいたものであり、それがはえ縄で漁獲された魚であっても、又は蓄養場に活け込まれる魚であったとしても、サンプリング制度においては測定誤差があると認識している。オーストラリアは、蓄養魚のサンプリング制度の改善に資する調査に自ら費用を投じて取り組み続けている。このことは、独立レビューにプロセスを公開したことも含んでおり、またこれらのレビューは CCSBT に公開されている。オーストラリアは、はえ縄漁業に内在するであろう揺れる海の船上で計量された体重の正確性といった同様な測定誤差に関する情報を求めているが、今までのところ何ら情報は得られていない。しかしながら、オーストラリアは、東京都のデータに基づいた文書“冷凍 SBT に関する日本のセリ販売量と CCSBT 漁獲データの比較 (CCSBT-EC/0510/25)”で確認された不調和と比べた場合、はえ縄漁業に関連する測定誤差は些細なものであると認識している。オーストラリアは、日本の国別報告書の漁獲量と日本の市場で販売された SBT の数量と大きな差異がある理由について、引き続き問題とする。

107. 日本は、蓄養レビューが、また、“レビューパネルは、潜在的異常性が発生しかねないところは、主に 2ヶ所であると合意した: 曳航中の体重減; 40 尾サンプルのバイアス”ともしているとして述べた。日本は、CCSBT 13 報告書パラグラフ 44 におけるオーストラリアの SBT 蓄養研究のタイムテーブルが達成されていないと述べ、オーストラリアがスケジュールを実施しうることを望むとした。

議題項目 9. 遊漁

108. 日本は、日本、韓国及び台湾は遊漁がないこと、また 2003 年以降オーストラリアの遊漁漁獲量に関する数値が CCSBT に提供されていないことに言及した。SC12 報告書は、“資源再生を高確率で確保するためには、すべての未報告及び過小報告の漁獲を排除しなければならない...”としており、またタスマニアでの遊漁による SBT 漁獲のインターネット記事に言及したうえで、日本は、オーストラリアに遊漁漁獲量の推定を進めるよう求めた。日本は、遊漁の管理は困難であると認識したが、オーストラ

リアの遊漁漁獲量は管理され、国別割当量に含まれるべきであると考えた。

109. オーストラリアは、2003年以前の数年間の遊漁漁獲量のレベルを示した国別報告の表6に言及した。遊漁漁獲量が大きく変動することに留意した。オーストラリアは、放流率と捕殺率を調査するために遊漁漁獲量を精査していることを報告のうえ、さらなる情報を得た際には拡大委員会に報告するとした。また、オーストラリアは、長年国別割当量に達していないこと及び遊漁漁獲量をそのような不足分で優に調整しようとコメントした。
110. 日本は、量の多寡にかかわらず、すべての漁業種類を管理することは管理者の責任であるとコメントしたうえで、オーストラリアによる新たな遊漁漁獲量についての情報及び新たな遊漁管理方策に関する報告に期待するとした。
111. オーストラリアは、国内の遊漁は連邦ではなく州が管理しており、州及び連邦の当局間での調整を必要とすると述べた。
112. 拡大委員会に対するオーストラリアの遊漁管理に関する報告を拡大委員会が期待したことについて、議長が留意した。

議題項目 10. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会議長からの報告

113. ESC議長は、文書CCSBT-EC/0710/32を発表した。ESC議長は、第12回科学委員会で議論された次の問題を強調した。
 - 全世界漁獲量
 - 漁業指標のレビュー—加入量、産卵親魚資源量及び漁獲可能資源量
 - 資源状態の評価
 - 管理助言
 - 管理手続きの影響
 - SRPのレビュー
 - 2008年作業計画
114. 2007年には、モデルをベースとした評価が実施されなかった。一方、2007年に、漁業指標はレビューされた。拡大委員会は、2006年のシナリオの結果及び2007年の指標のレビューに基づく資源状態についてのESCによる次の結論を承認した。
 - 2006年以降の資源状態に変化の兆候はなかった。
 - 過去10年間の新規加入は、1950-1980年のレベルをかなり下回っていると推定された。

- 指標及びシナリオから得られた情報の分析により、2000 及び 2001 年の低い加入並びに 2002 及び 2003 年もおそらく低い加入であったことが示唆された。
- 2006 年のシナリオによる評価結果は、概して 2005 年評価と矛盾しておらず、SBT 産卵資源量は元の資源量に対し低位にあり、1980 年レベルをかなり下回り、さらに MSY を達成するレベル以下であることを示唆している。
- 産卵資源バイオマスの再建は、持続的な生産量を確実に増加させ、予期せぬ環境の影響に対する安全性を提供する。

115. 拡大委員会は、2007 年に ESC が行った管理勧告(SC12 報告書パラグラフ 69)を承認した、概要は次のとおりである。

- 正確な漁獲量及び努力量のデータが資源評価又は管理手続きにとって重要であり、将来のデータが正確であることが保証される必要がある。従って、歴史的漁獲量及び CPUE に関する不確実性を減じるためのさらなる作業が必要である。
- 指標分析は資源状態に感知できるほどの変化の兆候を示さず、従って 2006 年からの漁獲レベルに関する管理勧告を修正する必要はない。
- TAC が 2007-2009 の間設定され、2009 年まで変化が起こらないため、SAG は 2009 年に新たに使用可能となった情報を検討し、異なる将来の漁獲レベルが資源状態に与える影響を評価するため、シナリオ・モデルを使用する必要がある。
- 2011 年又は 2012 年に管理助言を提供するための根拠となる管理手続きが採択される必要がある。
- 従前の MP 開発においては、LL 1 の CPUE 及びその年齢組成のみを入力に用いる指標としていた。将来の管理手続きは、様々な指標の入力に基づくものであるべきであることが合意された。

拡大科学委員会報告書に関する議論

116. ニュージーランドは、SAG/ESC が引き続き年次の指標分析に取り組み、拡大委員会に結果を報告することになっていると述べた。

117. オーストラリアは、信頼できるデータがない状況で、指標はより重要になってきていると述べた。次に、オーストラリアは、ESC はどれを重要視すべきか又は同等に重要であるのかと問うた。ESC 議長は、指標の優先順位については、ESC 報告書別紙 9 に取り上げられていると回答した。優先順位は 4 つのカテゴリー(高、中、低及び必須)に分類された。漁獲の特徴(量及びサイズ)及び将来の CPUE 指標の開発は、必須と見なされた。ESC は、その他の指標に関する相対的優先順位について、詳細に議論しなかった。

118. オーストラリアは、将来の管理手続きの開発のタイムフレームについて問うた。ESC 議長は、要すれば予備的な管理手続きを 2009 年に向けて開発することも可能であるが、ESC は 2011 年により完全な管理手続きを開発することを優先したと回答した。

119. オーストラリアは、管理手続きに関し実行上の問題が特定されているか否かについて尋ねた。ESC 議長は、主要な問題はいまなお歴史的 CPUE に関するものであり、従って提案された休会期間中の作業及び予定される CPUE モデル作成ワークショップによって管理手続きの将来の開発に重要なインプットが提供されることになるかと回答した。2006 年に行われたデータの修正による改善点を鑑みて、将来の管理手続きは 2006 年のデータのみに基づいて進められるであろう。また、将来の管理手続きは、漁業から独立したデータに基づくものとなるかも知れないが、この問題について十分議論する前に ESC は CPUE 作業の結果を評価する。
120. 日本は、LL1 の CPUE が資源評価モデル及び管理手続きの主要なインプットとなっていると述べた。一方で、日本のはえ縄漁業の管理は 2006 年 4 月以降変更され、このことは日本船団の操業方針に相当な影響を及ぼすであろう。日本は、これら変更が 2 つの CPUE シリーズの一貫性又は一貫性の欠落に与える影響について、ESC 議長の見解を求めた。ESC 議長は、この問題を解決することは場合によっては非常に困難であると回答した。しかし、この問題は一部の漁業において成功裏に対処されており、これについて SBT のために探求する必要がある。
121. 日本は、韓国、台湾及びニュージーランドの CPUE シリーズもあると述べ、これらの評価を望むとした。ESC は、将来の管理手続きは他の様々な漁業指標を含めるべきであると述べた。日本は、どの指標が検討されているのかを問うた。ESC 議長は、管理手続きの開発に用いる代替の指標は 2008 年の SAG/ESC 会合で評価される予定であると回答した。
122. 日本は、はえ縄 CPUE、航空調査、インドネシア産卵場調査等の一連の指標は過去に研究されていると述べた。さらに、日本は、日本のはえ縄 CPUE を除くすべての指標には問題及び誤りがあったと述べた。日本は、ESC 議長に、これら多様な指標を将来使用する見込みについて見解を求めた。ESC 議長は、CPUE については、SAG 報告書別紙 4(CPUE ワークショップからの抜粋)にそれぞれの調査事項の進捗が概説されていると回答した。過去のデータ、ひいては将来のデータをどのように処理するかについて具体的な勧告がなされた。2007/08 の休会期間中の作業では、日本の管理制度の変更後の過去及び将来のデータについての一連の問題を調査していく。また、使用可能な加入量指標が漁業独立指標として利用できるのであれば、それを詳細に考察する必要がある。また、インドネシアの産卵親魚資源量指標の将来の利用についても、データにより親密な科学者によって精査される必要がある。
123. 日本は、SBT の現在の評価は日本の CPUE に大きく依存しているが、CCSBT が設定した TAC の約半分が蓄養向けにオーストラリアの表層漁業によって漁獲されているので、CCSBT は将来の資源評価を実施する方法を変更すべきであると述べた。ESC 議長は、日本の理解は概して正しいものであると返答した。ESC においては、過去の CPUE の不確実性を減じることが大いに重要視されたが、これは休会期間中にも取り組まれており、この作業の成果は将来の評価及び管理手続きの開発にとって重要なものとなる。新たな標識の手法は、絶対的な資源量推定をもたらす

可能性を秘めている。漁獲不調和に対処するために講じられた努力及び開発中の標識の手法を考慮すると、ESC 議長は、管理手続きが将来開発される強い可能性があるコメントした。

124. 日本は、ESC が、2007 年の管理勧告について、歴史的漁獲量及び CPUE に関する不確実性を減じるためには、さらなる作業が必要であると述べたことに言及した。日本は、ESC 報告書もオーストラリアの蓄養事業における 40 尾サンプリングの潜在的なバイアスに言い及んでおり、このサンプリングから得られた体長分布及び平均体重は過去及び将来の両方の漁獲レベルの不確実性を減じるために修正される必要があると述べた。日本は、ESC 議長にこの問題に関する意見を尋ねた。ESC 議長は、ESC の意見としては、将来において正確な漁獲量及び努力量のデータが提供されることが、資源評価及び管理手続きの開発にとって、非常に重要な意味をもつと述べた。
125. 日本は、ESC 12 報告書別紙 5 の表に言及した。日本は、CCSBT の手続規則 10 によれば、表 5 は公開されるべきではないと指摘した。
126. ESC 議長は、ESC 会合を通じ、どのメンバーからも機密性に関する問題は提起されなかったと述べた。
127. SC 12 報告書別紙 5 に関する続く議論は、“歴史的 IUU 漁獲量の推定シナリオ”という欄の要素に集中した。同欄は、日本市場の不調和シナリオのうちの一つ及びオーストラリアの SBT 蓄養の不調和シナリオのうちの一つからの推定値で構成されている。日本は、ESC 12 報告書別紙 5 は手続規則 10(5)に基づき非公開とすることを要求した。ニュージーランドは、この行為は前例をつくるものであると述べた。ニュージーランドは、委員会の機密保持に関する取極を十分に尊重しているが、それらは委員会報告書を完全な状態で公開するという過去の慣例を完全に支持している。オーストラリアは、記録として残すために、全世界漁獲量の旗国別データは公開記録の一部であるべきであると述べた。
128. 日本は、SC 12 報告書は公開されるが、別紙 5 は公開版から除かれると説明した。委員会が用いるための別紙 5 を含む別の版ということになる。拡大委員会は、別紙 5 のデータは SAG 及び ESC による資源評価及び管理手続きの開発に用いることに合意した。また、国別報告書の漁獲量は制限されることなく公開される。
129. オーストラリアは、歴史的 IUU シナリオを LL 漁業と表層漁業に分離することを求めた。日本は、その作業は現時点では必要ではないと指摘、当該要求はオーストラリアから ESC に対してなされるべきであるとした。オーストラリアは、歴史的 IUU の欄を(1) はえ縄の IUU、(2) はえ縄のバイアス、(3) 表層漁業の IUU 及び(4) 表層漁業のバイアスの 4 つの欄に分けることを求めた。さらに、オーストラリアは、はえ縄漁業ではバイアスが確認されておらず、IUU 漁業による推定漁獲量やバイアスのかかったサンプリングにどれだけ関連するか不明確であるのに対して、表層漁業の各シナリオは可能性があるバイアス及び推定漁獲量に対処したこと

を明確にした。日本は、近い将来において、この表にオーストラリアの遊漁漁獲量の欄を含めることを求めた。

130. 拡大委員会は、2008年SAG及びESC会合の大半を漁業指標のレビューとともに管理手続きワークショップに費やすという、ESCによる勧告を承認した。

議題項目 11. 総漁獲可能量及びその配分

131. 会合では、CCSBT 13で大多数のメンバーの2007年から2009年のTAC及び日本については2007年から2011年のTACが設定されたこと、また、このことは資源に関する例外的な状況が出現した場合のみレビューされることが留意された。また、会合では、拡大科学委員会の報告は2006年以降資源状況に変化の兆候を示していないこと及びCCSBT 13で設定されたTACは拡大科学委員会の勧告した範囲にあることが留意された。その結果、拡大委員会は、TAC及びその配分についてCCSBT 13報告書パラグラフ60から69に示されたとおり決定することを再確認した。
132. また、拡大委員会は、協力的非加盟国の2008年の暫定漁獲配分をCCSBT 13報告書パラグラフ64に定められたレベルで維持することに合意した。
133. ニュージーランドは、みなみまぐろの過剰及び過小漁獲を扱った提案に関する文書(CCSBT-EC/0710/30)を提出した。
134. 韓国は、ニュージーランド提案を完全に支持した。
135. オーストラリアは、国別割当量の過剰及び過小に関する制度の原則を支持したが、漁獲を監視するMCSによって裏づけられなければならないと考えた。オーストラリアは、提案において現在許容されるとされた過剰漁獲のレベルに関し懸念を有した。オーストラリアは、メンバー間の漁獲配分量には広範囲な幅があることから単一レベルを達成することは困難であるとの認識を示し、例えばオーストラリアは罰則なく(返済を除く)526.5トンの過剰漁獲が許されるが、欧州共同体の許容される過剰漁獲はわずか数尾に過ぎないとすれば、多すぎると考えた。オーストラリアは、この問題を対処するにはスライド制が適当であり、提案については過剰漁獲に対する経済的な動機が与えられることのないように数値が微調整される必要があると考えた。
136. 日本は、さらに提案の詳細を検討することを希望した。日本は、SBT資源が低水準にあることを考慮し、過小漁獲の繰越を認めることに懸念を抱いた。また、日本は、ICCATといった一部のRFMOが、過剰漁獲の返済に関する規則及び罰則の規定を盛り込んだ過剰漁獲条項を有していることに言及した。
137. 台湾は、ニュージーランド提案を支持し、繰越レベル及び過剰漁獲の罰則についてはメンバー間のさらなる交渉に従うべきだと述べた。

138. 議長は、ニュージーランド提案に対する強力な支持があると述べ、ニュージーランドに対しメンバーとともに詳細をさらに議論することを求めた。
139. 拡大委員会は、ニュージーランドが作成した過小及び過剰漁獲に関する提案(CCSBT-EC/0710/30)をさらに検討した。提案は会合の場外でも作成された。ニュージーランドの提案した過剰漁獲に関する規定の原案について合意は見られなかった、そのため、暫定的な解決策として(ニュージーランド提案の原案に基づく CCSBT のための具体的なシステムの作成は未解決)、検討のために ICCAT の過剰漁獲に関する規定をニュージーランド提案に取り込むこととした。一部のメンバーはかかる提案の採択は可能と合意したが、他のメンバーは実施上の問題があるという理由で、ICCAT 水域においてこの措置がどのように実施されたかに関する実例を求めた。それらの実施上の問題の観点から、決議は合意されなかった。
140. ニュージーランド提案は、依然として作業進行中であり、別紙 12 として添付された。提案は、拡大委員会メンバーによるさらなる検討のため、ニュージーランドが休会中に作成を進めることとなった。

議題項目 12. まぐろ類 RFMO 合同会合からの報告

141. 事務局長は、まぐろ類 RFMO 合同会合に関する文書 CCSBT-EC/0710/08 を提出した。当該会合では 3 つの行動方針が作成された。
- 重要な分野、課題
 - 課題に対処するために RFMO 間で協力するための技術的作業
 - フォローアップのための活動
142. 貿易及び漁獲の文書スキームを検討する技術作業部会会合が、2007 年 7 月、アメリカのローリーで開催された。
143. 文書 CCSBT-EC/0710/08 には事務局長による 5 項目の勧告がある。会合は、“行動方針”が、原則承認ではなく承認されたことに留意し、これらの勧告を承認した。
144. 文書 CCSBT-EC/0710/08 に記された項目に加えて、まぐろ類 RFMO のパフォーマンス・レビュー及び RFMO 間の措置の調和が、神戸会合の重要な成果として留意された。
145. 台湾は、台湾のまぐろ漁業は三大洋で展開されており、遵守措置について効果的に実施するためには他の RFMO との調和の必要があるとコメントした。他地域で異なる措置が採択されたならば、実施は困難になる。そのため、台湾は、CCSBT が将来採択するどのような措置も他の RFMO と一致したものであるべきと提言した。
146. ニュージーランドは、調和を支持するが、このことは最弱のシステムを標準に設定することを意図するものではないと理解すると述べた。

議題項目 13. CCSBT のパフォーマンス・レビュー

147. 議長は、CCSBT 13 において CCSBT のパフォーマンス・レビューが合意されたがその後なおざりにされてきたこと(CCSBT-EC/0710/20 参照)に留意しつつ、RFMO の有効性に関する過去の議論及びそのパフォーマンスのレビューについて述べた。さらに、議長は、神戸会合の成果(CCSBT-EC/0710/Info 03)及び RFMO のレビューに関するチャタム・ハウスによる文書(CCSBT-EC/0710/Info 02)を含む、2007 年における進展に言及した。
148. ニュージーランドは、文書(CCSBT-EC/0710/29)を説明し、提案されたパフォーマンス・レビュー作業部会に推薦されたイングリッド・ジェイミソンを紹介した。
149. オーストラリアは、すべての RFMO、とりわけ CCSBT にとってのパフォーマンス・レビューの重要性については、すでにコメントしていたとした。オーストラリアは、大筋でニュージーランドの文書に合意したが、付託事項(TOR)に関し何点か具体的なコメントを述べた。特に、パネルの構成は明確に定義されるべきであるとした。オーストラリアは、次の文言を提案した。“パネルは各メンバーから一名の参加者及びメンバーの合意した独立専門家を含まなければならない。また、パネルは事務局から一名の参加者を含まなければならない。”。オーストラリアは、レビューパネルの一環として外部専門家を含めることを支持すると述べた。
150. 台湾は、ニュージーランドの文書に関する作業に感謝した。外部専門家を含めるという提案に言及した。台湾は、このことが 2008 年予算に含まれるべきか否かについては確信がもてないとした。しかしながら、すでに予算に含まれているのであれば、台湾は、独立専門家を含めることを支持するとした。
151. 日本は、ニュージーランドの努力に感謝したうえで、CCSBT 13 における決定の地位と将来のレビューの作業を進めることがどのように確保されるのかについて、説明を求めた。同会合における合意にもかかわらず、2007 年には何らパフォーマンス・レビューが行われなかった。事務局長は、CCSBT 13 の要件を実行するために電子メールで指名を求めたが、何名かの提供に留まり、作業部会は創設されることなく、またレビューは実施されなかったと説明した。将来作業の進展の確保に関しては、すべての参加者による十分な労力の投下にかかっているとした。
152. 韓国は、ニュージーランドの文書における外部専門家に対する基準に留意し、選任される者は特に CCSBT に関する十分な知見を有するべきであるという意見をあわせて述べた。
153. 日本は、ニュージーランドの文書の付託事項案の別添 1 の(ii)の文言が、条約の必要な改正を含む勧告を部会が行うことに関して懸念を示した。条約に必要な改正を行うのは条約の締約国であるべきという懸念であった。パフォーマンス・レビュー作業部会は条約文に関する提案を含む可能性のある勧告を作成し拡大委員会に送ること、及びその後メンバーは勧告を検討し必要に応じて決定を下すということが明確にされた。ニュ

ージーランドは、条約を改正する具体的な提案はないが、作業部会の考慮すべき事項を制限しないために文言を含めたと述べた。また、オーストラリアは、他の RFMO、例えば ICCAT は、条約文を国際的に最良な慣習に一致するよう近代化するため、改正の必要性を認識していることに言及した。しかしながら、議長はメンバーが条約を変更する具体的な意図を現時点で有していないことを明確にし、そして、CCSBT のパフォーマンスの改善のためにパフォーマンス・レビュー作業部会が検討する範囲を制限することなく、ニュージーランドの文書の別添 1 の付託事項(ii) から“条約の必要な改正を含む”という句を削除することが合意された。

154. メンバーは、パフォーマンス・レビューの透明性及び信頼性を確保することの重要性に留意し、これを達成するために独立専門家のレビューへの関与のあり方について議論した。ニュージーランドの文書では、休会中に作業を実施し、会議を一回参集する一人の独立専門家をパフォーマンス・レビュー作業部会の一部として含むことが提案された。
155. 日本及び台湾は、より時間的にも費用的にも効果が高いとして、メンバーがニュージーランドの文書の別紙 B の判断基準に基づく自己評価を行うという代替的手法を提案した。その後、独立専門家がパフォーマンス・レビュー報告書を精査することもできる。ニュージーランド及びオーストラリアは、これが神戸において想定された手法であり、メンバーは合意していると述べ、その後の議論を進めた。
156. ニュージーランドは、レビュー・プロセスの最初から独立専門家が関与することが望ましいと述べた。孤立して作業することに加えて CCSBT の業務を受け入れるにあたり独立した者に起こるであろう困難に対抗するため、またレビューによって 2 つの相反する報告書が結論づけられるような状況を避けるためというのが、その理由であるとした。
157. メンバーは 2008 年に CCSBT のパフォーマンス・レビューを開始することに合意し、また別紙 13 にあるように、パフォーマンス・レビューの付託事項を修正することについても合意した。さらに、メンバーは、報告書及び専門家(ら)のコメントの両方を CCSBT ウェブサイトに掲載することについても合意した。

議題項目 14. 生態学的関連種作業部会からの報告(ERSWG)

158. ERSWG 議長(魚住博士)に代わって日本が、第 7 回生態学的関連種作業部会の結果を簡潔に紹介した。
 - 会合は 2007 年 7 月東京で開催された。拡大委員会のすべてのメンバー並びに ACAP 及びバードライフ・インターナショナルからのオブザーバーが会合に出席した。
 - 会合は、メンバーからの国別報告書及び ERS に関する新たな情報といった 2006 年 2 月の第 6 回 ERSWG 以降に更新された情報をレビューす

る一方、ERS データの収集及び提供、海鳥混獲の削減並びにサメ類の保存及び持続的利用に関する決議案の議論に大半の時間を費やした。

- ERSWG 参加者は、これら決議案の取りまとめに相当な時間と労力を費やした。しかしながら、ERSWG は決議案について合意に達しえなかった。このため、ERSWG は、次の事項について拡大委員会からの指示を仰ぐこととした。
 - CCSBT は ERS について拘束力ある決議を講じうるか否か。
 - ERSWG は ERS に対する蓄養の影響をモニターすべきか否か。
 - 6 つの決議案の進め方について(ERSWG7 報告書別紙 5 から 10)。

159. 議長は、NGO オブザーバーに ERS 問題について声明を出すよう勧めた。

160. WWF 及びトラフィックは、次のとおり述べた。

- 彼らは、すでに述べたとおり、過去 12 年に及ぶ SBT 漁業における生態学的関連種(ERS)の管理に関し、CCSBT の取組が不足していたことに強い関心を持っている。
- WWF とトラフィックは、今次会合に最低でも次のことを望む。
 - 他の RFMO 及び CCAMLR ですでに用いられている ERS 緩和措置を採択するための取極。例えば、夜間投縄及び加重縄、事前に代表団に配布した“Confronting Shark Conservation Head On”という題名のトラフィック報告書に詳説された適切なサメ類の軽減措置。
 - SBT 漁業における生態学的関連種を目的とした、強固なデータの収集及び報告を確立するためのプロセスを、次の 12 ヶ月以内に導入する。
 - 委員会が、これらの問題が SBT 漁業に不可欠なものとして十分な配慮を受けることを確実にするために、指名された ERS ‘専門家’ からなる独立レビューパネルを創設することを検討すること。
- このことは、他の地域漁業管理機関と比較して、現在委員会がわずかの進展しか報告できないパフォーマンス・レビューの分野である。今次会合は、これら主要な課題の前進のための枠組を設計する絶好の機会と思われる。

161. ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル(HSI)は、次のとおり述べた。

- HSI は、今次会合には、CCSBT の下ではえ縄漁業の海鳥及びサメ類の混獲率に関し、大きな関心をもって臨んだ。それにもかかわらず、これらの重要な問題に対処する実際的な措置についての議論というよりむしろ、メンバーが未だに混獲に対処する委員会の権能と対処するために設置された作業部会の付託事項について論争していることを知り、我々は困惑している。
- SBT はえ縄漁業によって毎年 10,000 羽のアホドリ類が殺されている。これらには、はえ縄漁業の影響が解決されない限り、絶滅が避けられない種も含まれている。

- 他の RFMO は、確かに成功の程度は異なるものの、それぞれに混獲問題に取り組んでいる。CCSBT は、それらすべてより大きく遅れをとっている。
- さらに、我々は、今次会合のメンバーの国別報告書を見ると、トリ・ラインが自主的措置と記述されており、10年前に CCSBT が合意したのにも関わらず、すべてのメンバーが一つの緩和措置の使用を命じている訳ではないことにも留意する。
- HSI は、あなた方に、今日をもって、混獲に対処する委員会及び ERS の権能に関する論争を解決すること並びに他の RFMO において有効性が証明された海鳥及びサメ類を回避するための実際的な措置について合意に達するよう即座に取りかかることを懇願します。とりわけ、我々は、海鳥の混獲への対応に最も可能性のある措置として、加重縄及び夜間投縄を推薦する。

162. 議長は、メンバーに対し、ERS 問題について拘束力のある措置を講じるための拡大委員会の命令について、専門家による助言を求め、そして甘受する意志があるか否かを問うた。これについて、次の意見があった。

- ニュージーランドは、助言を求めることで問題がさらに先送りになり、またメンバーは問題解決に相応しい専門家を今次会合に参加させていると回答した。
- オーストラリアは、拡大委員会の権能は代表者が望むだけ広範にできうと解釈していると述べた。また、オーストラリアは、SBT 漁業の影響は対象種及び混獲種の両方に関係しているとした。
- 台湾は、韓国の以前のコメントに同意した。問題は措置が拘束力を持つか否かではない。問題はオーストラリアと日本が勧告された決議について異なる見解を有していることであり、台湾は両者が合意に達することを望む。
- 日本は、立場は明確であると述べた。これは、どのような問題も論じうるが、SBT を目的とした法的に拘束する措置のみが成立するというものであり、また現時点では日本はニュージーランドの立場を受け入れる準備はできていない。

163. ERSWG7 が拡大委員会に指示を求めたことに関し、多くの議論がなされた。これら議論の情勢は、次のとおり。

- CCSBT は ERS に関する問題について拘束力ある措置が講じうるか否か。これについては、本会議及び代表者会議で議論されたが、合意されなかった。一部のメンバーが、CCSBT は拘束力ある措置を採択できると考えたのに対し、他のメンバーは、CCSBT は拘束力ある措置を採択できないという見解を示した。会合はコンセンサスに達しなかった。
- ERSWG は ERS に対する蓄養の影響を監視すべきか否か。オーストラリアはこれについての見解を述べたが、会合はコンセンサスに達しなかった。

- ERSWG 7 の 6 つの決議案の進め方について。本件について、会合は実質的な議論を持たなかった。

164. オーストラリアは、混獲及び ERS との相互作用、特に海鳥、サメ類及びカメ類について、真摯に受けとめていると述べた。オーストラリアは、はえ縄漁業における海鳥の捕獲数の上限目標をとまなう海鳥脅威削減計画を 1998 年に導入した。また、オーストラリアは、国が管轄する漁業についてサメ類の漁獲制限を 20 尾/航海としており、また鰭切りを禁止している。オーストラリアは、カメ類の FAO ガイドラインに追従している。オーストラリアは、ERSWG は CCSBT にとって重要かつ必須の要素であり、また CCSBT は ERS 問題について拘束力ある措置を講じる権能があると確信している。オーストラリアは、海鳥の緩和措置は個体群と SBT 漁場の分布の関連もあり CCSBT にとりわけ関係があると述べた。加えて、CITES に掲載された一部のサメ類(例 ニシネズミザメ)もまた SBT の生息域に分布している。オーストラリアは、ERSWG が引き続き作業し、CCSBT に対して拘束力ある決議となりうる勧告を作成することを許すことに、委員会が合意することを望んでいる。

165. オーストラリアは、次のとおり述べた。

- オーストラリアは、CCSBT が 12 年間に於いて ERS 問題に関しわずかな進展しか遂げていないことを非常に懸念している。オーストラリアは、CCSBT が ERS に関する拘束力ある決議を講じる権能があるのは当然として、ERS に対し漁業活動による悪影響を与えないことを確保する責任があると考えている。これらの責任は、各種の国際的な責務に略述される。
- 蓄養及び ERS に関し、オーストラリアは、メンバーに対し、SBT 蓄養場が厳しい環境影響評価及び国内規則の遵守状況の監視を免れないことを定期的に報告している。この評価及び監視に関する情報は、ウェブ上に公開されており、SAG 及び SC にも提供されている (www.sardi.gov.au/pages/sbt/public/welcome_sbt.htm:sectID=912&tempID=14)。オーストラリアは、蓄養活動に関する環境モニタリングの結果を報告し、ERSWG 会合において内容を議論する用意がある。蓄養は州の海面で行われるため、これについては、監視について責任がある南オーストラリア政府と協力して取り組むことになる。このことについて、オーストラリアは、ERSWG が蓄養活動のみを議論するグループとなるのではなく、ERS に対する相対危険度及び国際的な責務(IPOA 等)に基づく技術的な議論をもつことを確保したい。また、オーストラリアは、蓄養場は一般海洋生態系から隔離され、南オーストラリア沿岸水域に移動させられた SBT を収容しているものであると述べ、増殖のために陸上施設にいる SBT について議論が進まないことを望むとした。
- オーストラリアは、すべての漁業活動の ERS に関するデータの収集、海鳥の混獲を軽減する措置の実行及びサメ類漁獲の管理の確保を継続していく。これは、混獲及び生態系に対する漁業の広範な影響を最小限にするという立法上の義務、海鳥へのはえ縄漁業の影響に対処する

脅威削減計画及びサメ類の保存管理のための NPOA といったオーストラリアの国内要件に一致したものである。

- オーストラリアは、ERSWG がその付託事項に基づき提供するであろう技術的助言は、ERS に関する喫緊の問題に対処するために CCSBT を支える重要なものであると考えている。ERSWG は、ERS に対するリスクに基づき、漁業活動及び国際的な責務について作業計画を作成すべきである。

166. ニュージーランドは、文書 CCSBT-EC/0710/31 にその見解を説明した。ニュージーランドは、ERSWG 7 の結果及びこの作業部会が技術的問題の進展を妨げる政策的論争に関与するようになったことに失望を覚えた。ニュージーランドは、CCSBT は行動する権能と責務があり、またさらなる措置を講じずに海鳥の相互作用を記録することは受け入れられないと考えていると説明した。また、ニュージーランドは、問題を他の RFMO に委ねることについても受け入れることができないと考えた。RFMO 間の措置の調和に関し、ニュージーランドは、調和は支持するが、最も弱いところに動かされてはならないと述べた。SBT 漁業の地理的水域のため、ニュージーランドは、CCSBT は本件について堅固かつ強力な行動をとる責任があると考えた。ERSWG の権能に関し委員会が検討を求められている広範な問題がある。ニュージーランドは、今次会合の参加者が小規模の作業部会を構成し、これらの問題のいくつかの解決に取り組むことを提案した。最後に、ERSWG からの指示の要請に加え、拡大委員会は、ERSWG の将来の作業に関する確固たる助言を提供する必要がある。

167. ニュージーランドは、次のとおり述べた。

- ERS 問題について本委員会における進展が不足し続けていることに深い失望を表明したい。絶滅が危惧される ERS に関して混獲が高いレベルで出現する漁業を管理する RFMO が問題について決定を下すことができない状態が続くことは受け入れられない。ニュージーランドは、日本を除くすべてのメンバーがこれらの問題について拘束力ある措置の採択に合意するという立場にあることに留意する。ニュージーランドは、本件について日本に立場を再考するよう求める。この類の問題を解決するためのプロセス又はタイムフレームにすら合意できないことに一層失望させられた。
- また、ニュージーランドは、今週議論したその他の問題同様に、この重要な問題が、委員会が検討している他の問題に関する意見の不一致の人質として利用されているように見受けられることに、大いに失望させられた。今年の頭に協議され激しい論戦の末の VMS といった成果が元に戻されたという意味で、委員会の作業はこの一週間で実質的に逆行させられたというのが最終結果である。ニュージーランドはこの他の問題についての見解の相違は持続可能であると理解するが、このようなやり方で委員会のすべての議題を乗っ取るということが受け入れられるとは考えていない。CCSBT は過去何年かの出来事によって機能不全の組織というイメージに直面している。ニュージーランドは、発動しようとしているレビュー・プロセスが過去の状況からの脱却に

役立つことを真摯に望んでいる。その間に、ニュージーランドとしては、メンバーに対し、この委員会が前進するために、あらゆる面で譲歩をとまなう妥協の精神及び意味を再発見することを懇願する。

- さしあたり、本件に関して委員会が失敗している状況の下、ニュージーランドは、漁業活動に関し次の ERS 措置を引き続き実行していく。
 - 海鳥混獲緩和措置の義務(夜間投縄及びトリ・ラインの使用)
 - 非対象種の捕獲に関するデータの収集
 - 主たる混獲種を目的とした総漁獲量制限の利用を通じたサメ類漁獲の持続性の確保
- ニュージーランドは、他のメンバー、特にはえ縄漁業に関係のあるメンバーに対し、同様の措置を講じることを求める。

議題項目 15. 科学調査計画(SRP)

168. 拡大科学委員会議長が、本項目を紹介し、ほとんどの問題が ESC 報告書に取り上げられていると述べた。ESC 報告書別紙 9 に、将来の SRP の要素及び“必須”から“低”まで関連する優先順位が列記されている。当面の勧告として、2007/08 においては条約による標識放流を実施せずに、その代わりに自発的報告を必要としない標識方法の開発に重点的に取り組むことになった。

15.1 インドネシアの漁獲モニタリング

169. 日本は、2002 年 4 月から、IOTC、日本の OFCF 及びインドネシアとの間で、ジャカルタ及びチラチャップにおける漁獲モニタリングを実施するために協力事業が行われていることを報告した。この共同計画は、2007 年 3 月に第一ステージが終了し、2007 年 4 月から第二ステージが開始された。日本は、本年 4 月から 3 年の計画を実施し、毎年 330,000 ドルの予算をこの計画に措置した。

170. インドネシアは、インドネシアの漁獲モニタリングが、OCFC、IOTC 及びオーストラリアの CSIRO との協力の下、2002 年から 2006 年にかけて実施されたと述べた。2007 年から、当該計画はインドネシア政府によって実施及び資金供給がなされ、日本政府によるモニタリング活動を支援している。

171. オーストラリアは、オーストラリアとインドネシアの SBT 漁獲モニタリング計画は 1992 年に開始され、SBT の主要水揚げ港(ベノア、チラチャップ、バテレ及びセレコ)に重点がおかれていると述べた。このモニタリング活動は、SBT 産卵資源の年齢組成のトレンドに関する唯一の直接的な情報源であり、1999 年には 2,500 トンに達する SBT 成魚がインドネシア漁船によって水揚げされたことを明らかにした。この情報は、CCSBT における管理助言の開発に欠かせないものであり、CCSBT は過去様々な会合においてこの作業の継続が承認されている。

172. 過去 15 年間、オーストラリアは、他のメンバーからの貢献なしで、インドネシアの SBT 漁獲モニタリング計画を支えてきた。現在、この計画の経費は、おおよそ年間 150,000 ドルになっている。これに加えて、オーストラリアは、関連する耳石分析及びインドネシアの CPUE についての作業も支援している。オーストラリアは、2002 年に開始された IOTC のモニタリング計画は SBT に焦点をあわせたものではなく、従って、SBT に焦点をあわせた計画が停止又は中断した場合、重要な情報が集まらなくなりうると述べた。オーストラリアは、インドネシアの SBT 漁獲モニタリングの重要性を鑑み、CCSBT が将来この計画への資金供給について検討することを求めた。

15.2 航空調査

173. オーストラリアは、ESC の優先度において、航空調査は新規加入モニタリング・カテゴリーのうち最も優先される SRP プログラムであったと述べた。航空調査は、長期にわたって実施されており、データの最新分析の開発により年を追って洗練されてきている。この計画は、年間 575,000 ドルかかっており、SBT 資源の理解を確かにする重要な要素の一つである。オーストラリアは、その高い重要性ゆえに引き続きこの計画を支援し、他のメンバーからこの調査費用に対する援助があれば感謝したい。
174. 日本は、1990 年初頭、オーストラリアと日本が新規加入のモニタリングのワークショップの枠組を設け、両国が相互に協力して作業にあたると述べた。

15.3 CCSBT 標識放流計画

175. ESC 議長は、ESC が 2007/08 には条約による標識放流は行わず、返却された標識のモニタリングを継続すべきであると勧告したという前述のコメントを繰り返し述べた。
176. 会合は、拡大科学委員会の勧告を承認した。

15.4 SRP に関する 2007 年 SAG/SC によるレビューの成果

177. ESC 議長は、ESC が 3 つの作業分野を絶対必要なものと見なし、他の分野に高から低の優先順位を与え、すべての優先順位が ESC 報告書別紙 9 に列記されたことを報告した。

15.5 その他の調査計画

178. 日本は、操業パターンが劇的に変化したため、日本のはえ縄 CPUE の頑健性に疑問が生じつつあり、このことを考慮すると、CCSBT は SBT 資源評価に適した手法を検討する必要があると述べた。日本は、SBT 資源評価手法に関する専門家会合を近々開催する必要があると提案した。

179. ESC 議長は、多数の資源評価手法が 2008 年 9 月の管理手続ワークショップに提案され、とりあげられることになることになるとコメントした。議長は、優れた資源評価専門家がこの会合に参加する、従って、このワークショップによってこの問題を検討するための重要かつ費用対効果の高い方法が提供されるであろうとした。

議題項目 16. 協力的非加盟国

180. 事務局長は、フィリピン及び南アフリカは CCSBT の保存管理措置に十分に従っているが、欧州共同体の協力の程度には重大な欠落が見られたと報告した。

16.1 フィリピン

181. フィリピンは、拡大委員会年次会合への参加を含め、CCSBT 許可船リスト及び貿易情報スキームのプロセスに従い、またその他の報告要件を満たしていると報告した。フィリピンは、協力的非加盟国としてのステータスの継続と 45 トンの配分を求めた。

182. 拡大委員会は、フィリピンの現行ステータスの継続を承認した。

16.2 EU

183. 拡大委員会は、欧州共同体が CCSBT に対する責務を果たさなかったことに留意した。ニュージーランドは、協力的非加盟国には最低限会合への参加が期待されるという CCSBT 13 での議論を指摘した。CCSBT の要件の履行及び拡大委員会年次会合への参加を欧州共同体に求めるレターを議長が発出することが合意された。また、2007 年に SBT を漁獲したか否かを欧州共同体に質すことも合意された。

16.3 南アフリカ

184. 南アフリカは、拡大委員会の要請に従い、過去の漁獲データを事務局長に提供したと報告した。南アフリカは、拡大委員会への協力を続け、能力的制約によるが、将来の会合に可能な限り参加するとした。

185. 拡大委員会は、南アフリカの現行ステータスの継続を承認した。

議題項目 17. 非加盟国との関係

17.1 インドネシア

186. 議長は、インドネシアが近い将来委員会のフル・メンバーとなると見込みであることに、喜びをもって言及した。

187. インドネシアは、事務局文書 CCSBT-EC/0710/14 に言及し、次の 3 点の訂正を記録するよう求めた。

- パラグラフ 1(“インドネシアとの関係”という見出しの下)に、インドネシアは CCSBT のメンバー又は協力的非加盟国に招聘されてきたが辞退したと記述されている。当時、インドネシアは、国内の法手続きのため、CCSBT に参加する準備が調っていなかった。従って、当該パラグラフは、“インドネシアは CCSBT のメンバー又は協力的非加盟国に招聘されてきたが適わなかった”と読みかえられたい。
- パラグラフ 2(“インドネシアとの関係”という見出しの下)では、インドネシア漁船は公海に移動しているとされている。しかしながら、技術的、財政的制約のため、すべての漁船が公海で操業する能力をもっている訳ではない。
- パラグラフ 3(“インドネシアとの関係”という見出しの下)。インドネシアは、漁獲モニタリング計画の導入をもって、漁業マネージメント・コントロール・システムの適用を 2004 年から開始した。システムの改善のため、とりわけ統計データの収集について、インドネシアは、ACIAR、CSIRO 及び DAFF を通じたオーストラリア政府のみならず、IOTC/OFCE とも協力を続けている。

17.2 その他

188. その他の非加盟国については、検討されなかった。

17.3 行動計画

189. 行動計画を発動しないことが合意された。

議題項目 18. 他の機関との活動

18.1 CCAMLR との関係

190. 事務局長は、CCAMLR との関係に関する文書 CCSBT-EC/0710/12 を発表した。文書には進展するための方法に関する 3 つの選択肢が与えられた。
191. 台湾は、2005 年年次会合において、拡大委員会は CCAMLR 条約水域における SBT 漁業を対象とした取極を CCAMLR との間で結ぶことに合意したと述べた。しかしながら、2006 年、CCAMLR の要求する条件は CCSBT が実施している以上の管理条件をとらなうものであり、CCSBT 内で合意に達することができなかった。台湾は、CCSBT が新たな制度の採択を必要とされないのであれば、事務局文書の選択肢 3 を支持するが、台湾は、CCAMLR がそのような対応を受け入れることに確信は持てない。また、台湾は、CCAMLR の協力的非加盟国となることを希望しており、CCAMLR に対する台湾の申請を CCSBT メンバーが支持してくれることを望んでいるとした。

192. 日本もまた CCAMLR との歩み寄りを追求することを望んだ。日本は、CCAMLR の要件の多くは受け入れ可能であるが、一部の受け入れられない細かな分野があると感じた。また、日本は、2005/06 漁期及び 2007/08 漁期の今までのところ、日本の SBT 漁船による CCAMLR 水域での漁獲はないと述べた。日本は、CCAMLR がその水域における SBT 漁業が限定的なものとして理解すれば、より妥協しやすくなると考えた。
193. オーストラリアは、CCAMLR がコンセンサスの委員会であり、また CCSBT のメンバーは CCAMLR のメンバーでもあるので、ほとんどの CCSBT メンバーはすでに CCAMLR の回答に合意していると述べた。オーストラリアは、SBT 漁船のために低い基準を適用することで CCAMLR 水域を管理する能力を弱めることは望まない。また、オーストラリアは、ERSWG 7 に提出された他の RFMO と異なる保存管理措置についての提案を思い起こした。オーストラリアは、海鳥に関する日本の提案は IATTC、IOTC 及び WCPFC に言及していたが、CCAMLR には言及しなかったと述べた。オーストラリアは、日本が CCAMLR 水域で漁獲を行う際に CCAMLR の要件の適用を望まないためであるとの見方を強めた。
194. ニュージーランドは、CCAMLR 水域におけるすべての船舶は CCAMLR の保存措置に拘束されるべきであり、事務局文書の選択肢 3 は受け入れられないと考えた。ニュージーランドは、水域が他とは異なるものであるから CCAMLR は高い基準を適用しているとし、SBT 漁業のためにそれらの基準を緩和する理由は見あたらないとした。
195. 日本は、SBT はえ縄船はトリ・ラインを使用しており、CCAMLR 条約水域にいる場合には、トリ・ラインとともに夜間のみの投縄で従業し、プラスチックの梱包資材は使用していないと述べた。一方、日本は、オブザーバー・カバレッジが 100% となっていない。特定の漁業は別として、CCAMLR は、100% のオブザーバー・カバレッジを求めており、これは日本のまぐろはえ縄にとって現時点では物理的に達成不可能である。日本は、環境及び生態系に関する懸念事項に留意し、それらの問題に適切に対処する措置を有している。日本は、日本の発言が CCAMLR に伝えられることを求めた。
196. 韓国は、このことが 2006 年に CCAMLR で議論された際、CCSBT の立場が受け入れられなかったと述べた。韓国は、このことに関しては何ら変更がないことを確信している。
197. フィリピンは、自国の漁業会社に CCAMLR 水域から撤退するよう助言することを確認した。
198. 議長は、CCAMLR 水域において多くの漁業があるわけではないと述べ、合意に達するために多く尽力することが正しいことか疑問視した。
199. 日本は、この問題が複雑なうえ本質的な問題を含んでいると説明した。水域の特徴として、地球温暖化を背景として、大きな影響が SBT の回遊パターンに作用しうるといったことがある。従って、漁船が SBT を漁獲するために、さらに南下する可能性もある。日本は、そのようなことが短期間に起こると考えてはいないが、これらの問題を熟考している。

200. オーストラリアは、地球温暖化の影響について日本が提起した問題を認め、このために CCAMLR 水域における SBT 漁業が盛んになりうるとした。2005 年 5 月、オーストラリアの取締船は、CCAMLR 水域において、3 隻の日本の SBT はえ縄船の操業を認めた。CCAMLR の手続きに従い乗船検査を求めたが、拒否された。オーストラリアは、委員会は将来そのような事態が起きないように明確な手続きに合意すべきと確信している。
201. 日本は、日本のまぐろはえ縄船が、この一件以来、CCAMLR 条約水域での操業を自粛していることを報告した。その当時、日本は、顛末を調査し、調査結果をオーストラリアに報告した。
202. 議長は、本件については事務局長と CCAMLR の間におけるさらなる休会期間中の作業が必要であり、また、台湾、日本及び韓国が選択肢 3 のうち有した具体的な項目に関する条件について詳細を詰めることは有益であろうと述べた。

18.2 その他

203. その他に検討された機関はなかった。

議題項目 19. 2008 年調査死亡量枠

204. CCSBT-EC/0710/23 は、調査死亡量枠(RMA)についての拡大科学委員会からの勧告及び議論を概説した。
205. 拡大委員会は、拡大科学委員会が承認した 2 つの RMA 提案に合意した。合意された提案は、タスマン海あるいはインド洋においてポップアップ・サテライト・アーカイバル・タグを SBT 成魚 20 尾に装着するための 5 トンの死亡量枠というオーストラリア提案及び 2007/08 漁期におけるひき縄調査及び音響標識調査のための 1 トンの死亡量枠という日本提案である。
206. オーストラリアの SBT 蓄養調査(AFS)の一環として実施されるステレオ・ビデオ試験に利用される RMA に関するオーストラリアの要求について、相当な議論が展開された。拡大科学委員会が本提案について合意に達しなかったことが留意された。
207. オーストラリアは、メンバーに対し、AFS における実験を実行するためには RMA は避けられず、そうでなければ研究経費は著しく高額になるという CCSBT 13 における認識を指摘した。オーストラリアは、7.5 トンの使用が予想されるとして、当初の要求 15 トンを 10 トンまで引き下げると述べた。
208. 日本は、オーストラリアが当初この研究に 15 トンを要求し、10 トンに修正したことに留意した。拡大科学委員会において、日本の科学者は、オーストラリアの RMA 提案に合意できなかった。しかしながら、日本は、オーストラリア蓄養事業の不確実性を解決することは日本にとって重要

な問題であること、及び会合の間この問題について多くの発言をしたことに言及した。日本は、蓄養事業における不確実性を解決するための AFS 実験を支持した。

209. 日本は、仮に実験設計が CCSBT 13 で議論された潜在的なバイオマス(例成長率の推定)を解決するよう修正されるのであれば、10 トンの RMA 提案を受け入れうると述べた。さらに、日本は、オーストラリアに音響カメラ技術の使用を検討することを働きかけ、本件についてオーストラリアを支援するため、音響カメラ及びカメラを操作できる技術者の提供を申し出た。
210. オーストラリアは、日本の親切な申し出に感謝し、さらに議論を続けた。オーストラリアは、メンバーに対し、AFS 実験に加えて、航空調査及びインドネシアの漁獲モニタリング計画を含む、一連の SBT 科学活動に資金を供給していることを指摘した。有限な調査資金を考えると、蓄養実験の変更は他の活動に関する財源に影響を与えうる。オーストラリアは、これらの実験のために、魚、いけす及び科学者を利用できることを確保するには、相当に計画することが必要であると指摘した。新しいステレオビデオ技術を発注、テストするための時間を考慮して、RMA 提案についての決定が早急に下されることを求めた。
211. さらに議論の末、オーストラリアは、ステレオ及び音響のカメラ技術両方について精度をテストするための試験を開発することに合意した。日本は、上記提案を目的とした RMA10 トンの使用に合意した。拡大委員会は、オーストラリアに対する RMA10 トンの割当量に合意した。

議題項目 20. 2008 年の作業計画

212. 会合は、別紙 14 の作業計画案を採択した。

議題項目 21. その他の事項

213. オーストラリアは、次のとおり声明を行った。
- 会議の経過における議論及び日本の国別報告書についてオーストラリアが提起した疑問点に関し、我々は、“CCSBT 漁獲データと日本の冷凍 SBT の競り販売の比較”(CCSBT-EC/0510/25)と表題がつけられた CCBST 12 に提出した文書の写しを提供した。
 - 日本語による要約を含む本文書は、東京都(TMG)のウェブサイトから入手可能な公の市場データを使用しており、日本の市場で入手できるみなみまぐろの量は日本の国別報告書で報告された日本の漁獲量をはるかに超過していることを示している。当該報告書は、2002 年、2003 年及び 2004 年における日本の市場で入手できる SBT の量は、報告された日本の漁獲量に基づく予想量に比べ、各年において 8,696 から 11,260 トン程度、上回ることを示唆している。オーストラリアは、文

書に含まれる情報は不完全な分析であり、また SBT が販売されるすべての市場を包含していないため、日本の市場における SBT の量の過小推定でありうると認識している。

- オーストラリアは、入手可能な公のデータに基づき、この情報が日本の国別報告書に提示された漁獲量にどのように反映しているのかについて憂慮している。2002年、2003年及び2004年について、日本の漁獲量報告は、TMG から入手可能な公の市場データで確認された SBT 重量の半分以下であった。
- オーストラリアは、CCSBT はこれら不調和に関し深く理解する必要があると考えており、従って、日本に対し、旗国の責任に関する問題として、これら不調和の調査を要請する。調査は、はえ縄漁獲量の推定値についてオーストラリアが確認した一連の不調和を扱うものとし、報告漁獲量と日本の市場における SBT 重量の間の極めて大きい差異をある程度説明することに役立つものとする。オーストラリアは、次の課題を明確にした。
 - a. 甲板上における SBT 測定の精度
 - b. 死亡後の SBT の体長変化の推定
 - c. 冷凍中の重量変化
 - d. 船上での消費並びに鯨類及びサメ類によって損傷を受け投棄された魚を含む投棄及び選別に関する報告の精度
 - e. 全重量と製品重量の換算率の精度
- オーストラリアは、前記(a)、(d)及び(e)について次を認めた。
 - 漁期内及び漁期間の変動のため、適切な反復をとまなう何カ年かの漁期に及ぶ実験が必要となる。これは最低3年間にわたって実施されることになる。
 - 異なる操業形態(餌、船、縄設定、投縄の位置及び日付等)は、(a)、(c)及び(d)に影響を与えるが、このことは、考慮する必要がある変化量の数を考えると、実験設計及び信頼区間に対し大きな影響を及ぼしうる。
- 一方で、季節的な結果も報告されることになる。
- また、オーストラリアは、日本に対し、初年度に(a)、(b)及び(d)を終了させることに重点をおき、可及的速やかに実験設計及び実験研究の作業を完了するよう努力することを求めた。この作業を目的として求められたスケジュールは、次のとおり。
 - 日本は、他の CCSBT メンバーに対し、提起された問題を解決するための当初実験設計案を提出する - 2007年11月末
 - CCSBT メンバーからのコメント - 2007年12月末
 - 当初実験設計の最終化 - 2008年1月中旬
 - 実験計画の入札終了 - 2008年2月末
 - 実験手法の実施 - 2008年2月
 - 委員会に当初結果を提出 - 2008年5月
 - 実験設計修正案の提出 - 2008年7月

- ESCによる結果及び設計修正案の精査 – 2008年9月
- 拡大委員会による結果の精査 – 2008年10月
- 2009年12月1日、研究2年目の開始
- 拡大科学委員会が検討するための年次報告書を毎年7月に作成。
- 日本の国別報告書において報告された漁獲量と東京都から入手可能な公のデータの間の差異を解決することが極めて重要であるとの認識にたち、我々は、この調査がCCSBTの目的を果たすための価値ある研究と考える。
- オーストラリアは、日本に対し、オーストラリアの専門家をこの試みに参加させることを求める可能性がある。

214. 日本は、次のとおり声明を行った。

- 日本は、オーストラリアが今供覧した文書はCCSBT 12に提出されたものであると述べた。CCSBT 12において、オーストラリアと日本は、オーストラリアの蓄養事業及び日本のSBT市場に関する独立レビューパネルを設置することを決定した。これら二つのパネルは、オーストラリアの表層漁獲量及び日本市場に流通するSBTの量に関する過去の推定値を調査したが、過去の推定値に関する見解はパネルのメンバー間で異なるものであり、従って、過去の推定値に関し合意に達しえなかった。二つのパネルのメンバーは、報告書の内容を公開しないよう求めている。日本のはえ縄漁業について、日本は、非常に厳格なSBT管理制度を2006年4月から導入している。対照的に、日本のオープニング・ステートメントで言及したように、SBT蓄養を目的としたオーストラリア表層漁業の漁獲量の正確さは、現在進行中の問題である。日本は、オーストラリアに対し、表層漁業及びSBTの蓄養事業に関する国内管理の是正を求める。

議題項目 22. 閉会

215. オーストラリアは、現在政府が暫定的な状態にあると改めて表明した。オーストラリアは誠実に交渉しているが、合意事項については次期政府の確認を待つことになる。この取極は資金拠出にも適用されることになり、従って、インドネシアの漁獲モニタリング及び航空調査といった調査計画への資金供給を継続するというオーストラリアの能力について保証できない。

22.1 第15回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長並びに開催地の選定

216. ニュージーランド及び韓国は、それぞれ議長及び副議長として指名されることになる。

217. 第3回遵守委員会は、2008年10月12-13日、ニュージーランドのオークランドにて、開催される。第15回委員会年次会合は、2008年10月14-17日、同じ場所で、開催される。

22.2 委員会文書の機密性

218. 拡大委員会は、日本市場のレビュー及びオーストラリア蓄養レビューに関する2006年に作成された報告書が引き続き機密として取り扱われることを確認した。
219. 会合は、制限された(機密)文書を引用する者が当該文書の筆者から明確な承諾を取りつけない限り、文書の情報を引用したどのような文書もそれ自体一般公開から制限されることを確認した。
220. ニュージーランドは、報告書が将来何らかの段階で透明性を目的として公開されることを望むと述べた。
221. 拡大委員会は、CCSBT 14における会合に関する文書及び報告書について、SC12報告書の別紙5を除き、2007年10月22日正午(キャンベラ時間)から公開することに合意した。

22.3 会合報告書の採択

222. 報告書は採択された。

22.4 閉会

223. 会合は、2007年10月20日午前1時30分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニング・ステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6 オブザーバーのオープニング・ステートメント
- 7 (a) 2008 年一般予算、(b) 2008 年特別予算
- 8 SBT 漁業のレビューー拡大委員会メンバーからの報告
- 9 SBT 標識装着ガイドライン
- 10 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議(日本による提案)
- 11 日本の 2007 年 3 月のポートリンカーン視察で撮られた写真
- 12 過小及び過剰漁獲に関する決議案
- 13 パフォーマンス・レビュー作業部会の付託事項
- 14 作業計画

第 14 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
キャンベラ、オーストラリア
2007 年 10 月 16 - 19 日
議題

1. 開会
 - 1.1. 第 14 回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. その他の国及び団体
2. CCSBT14 における独立オブザーバーの参加
3. CCSBT に関する機密事項の取り扱い
4. 事務局からの報告
5. 財政と運営
 - 5.1. 財政運営委員会からの報告
 - 5.2. 財政問題の討議と CCSBT 予算の採択
6. みなみまぐろ漁業のレビュー
 - 6.1. メンバーの報告
 - 6.2. 非加盟国の報告
7. 遵守
 - 7.1. 遵守委員会からの報告
 - 7.2. 統合的な監視、管理及び取締りの制度
 - 7.2.1. 漁獲証明書スキーム
 - 7.2.2. 漁船監視システム
 - 7.2.3. 転載規制
 - 7.2.4. 独立オブザーバー・プログラム
 - 7.2.5. 入港国措置
 - 7.2.6. CCSBT13 のその他 MCS 措置
 - 7.2.7. SBT 蓄養のための遵守措置
8. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査

- 8.1. 2006年結果の精査
- 8.2. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査についての討議
9. 遊漁
10. 拡大科学委員会からの報告
11. 総漁獲可能量及びその配分
12. まぐろ類 RFMO 合同会合からの報告
13. CCSBT のパフォーマンス・レビュー
14. 生態学的関連種作業部会からの報告
15. 科学調査計画
 - 15.1. インドネシアの漁獲モニタリング
 - 15.2. 航空調査
 - 15.3. CCSBT 標識放流計画
 - 15.4. SRP に関する 2007 年 SAG/SC によるレビューの成果
 - 15.5. その他の調査計画
16. 協力的非加盟国
 - 16.1. フィリピン
 - 16.2. EU
 - 16.3. 南アフリカ
17. 非加盟国との関係
 - 17.1. インドネシア
 - 17.2. その他
 - 17.3. 行動計画
18. 他の機関との活動
 - 18.1. CCAMLR との関係
 - 18.2. その他
19. 調査死亡量枠
20. 2008 年の作業計画
21. その他の事項

22. 閉会

- 22.1. CCSBT 15 の議長及び副議長の選定
- 22.2. 委員会文書の機密性
- 22.3. 会合報告書の採択
- 22.4. 閉会

参加者リスト
 第 14 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
 2007 年 10 月 16-19 日
 オーストラリア、キャンベラ

議長

ダリル・クインリバン 農漁業林業省次官補

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

SC 議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アラン・グラント	農漁業林業省林漁業部長
サイモン・ヴィーチ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
ジェームス・フィンドレー	地方科学局漁業海洋科学計画主任担当官
ケビン・マックロクリン	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイ・ヘンダー	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
バーバラ・スミス	農漁業林業省担当官
フランコ・アルバレス	農漁業林業省企画官
ブリオン・ホワイト	農漁業林業省企画官
ラズ・パティル	農漁業林業省
ジョージア・クレメンツ	農漁業林業省
ウォーレン・キング	外務貿易省北東アジア局日本課
フィリップ・キンプトン	外務貿易省担当官
トシ・カワグチ	外務貿易省法律官
エリザベス・アンドリュース	外務貿易省担当官
アナガ・ジョシ	法務省国際法室法律官

トリッシュ・ストーン
ライアン・マーフィー
ベン・モンスターマン
マルコム・サウスウェル
ヘイジ・プリスラン
ベン・ウエストレイク
アンドリュー・マックニー
クレア・ハウレット
カリーナ・マクロックリン
ブライアン・ジェフリーズ
ベン・ハー
ヨンマン・キム
リチャード・リンゼイ
テリー・ロマーロ
マイケル・トーマス
アンドリュー・ウィルキンソン

オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長
オーストラリア漁業管理庁許可・割当管理官
オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ監督官
オーストラリア漁業管理庁上席研究官
オーストラリア漁業管理庁上席漁業管理官
環境水資源省海洋環境局次官補
環境水資源省
環境水資源省
オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
ダエヤン漁業有限会社
オーストラリア船舶代理店
AFE サリンググループ
オーストラリア船舶代理店
AFE サリンググループ
トニーズ・ツナ・インターナショナル

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン
シュー・リン・リン
ユー・シャン
チン・リン・ツアイ
イン・ホー・リウ

行政院農業委員会副組長
行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
外務省
外務省
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会
インド洋運営委員会会長

ウエン・ジュン・シェウ

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会
インド洋運営委員会主任委員

クワン・ティン・リー
シン・ウェイ・コー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書
台湾海外漁業開発委員会

日本

山下 潤
勝山 潔志
坂本 孝明
成澤 行人
谷本 拓也
伊藤 智幸
本山 雅通

水産庁資源管理部遠洋課長
水産庁資源管理部国際課国際交渉官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官
外務省経済局漁業室
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室主任研究員
全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会

金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際課長
西川 喜美男	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事

ニュージーランド

アーサー・ホーア	漁業省国際部長
ステファニー・ヒル	漁業省漁業顧問
シャウン・ドリスコル	漁業省投資部長
エイドリー・シャープ	漁業省遵守部長
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
マリーナ・アンダーソン	在豪ニュージーランド高等弁務官事務所
チャールス・ハフレット	ソランダー

大韓民国

キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局研究官
ジン・ヤン・ソン	思潮産業部長

協力的非加盟国

フィリピン

ジル・アドラ	漁業養殖業局長補
リチャード・サイ	フィリピン国際はえ縄協会会長

南アフリカ

タフラ・シャイ	在豪南アフリカ高等弁務官事務所二等書記官
---------	----------------------

オブザーバー

インドネシア

スセノ・スコヨノ	漁業海洋省漁業資源管理部長
ラトゥ・シルヴィ・ガヤトリ	在豪インドネシア大使館一等書記官

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

ニコラ・ベニヨン

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

トラフィック・インターナショナル

WWF

ジスレーン・レウエリン

WWF 海洋担当部長

ロレーン・ヒッチ

WWF 持続的漁業計画官

CCSBT 事務局

ニール・ハーミス

事務局長

宮澤軌一郎

事務局次長

ボブ・ケネディー

データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

高野 ゆき

文書リスト
第 14 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0710/)

01. Draft Agenda and the Annotation
02. List of Participants of Extended Commission and CCSBT13
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Report from the Secretariat
05. (Secretariat) Revised 2007 Budget
06. (Secretariat) Draft 2008 Budget
07. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
08. (Secretariat) Report from the Joint Tuna RFMO Meetings
09. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
10. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
11. (Secretariat) Cooperating Non-members
12. (Secretariat) Relationship with CCAMLR
14. (Secretariat) Action Plan
15. (Secretariat) Activities with Other Organisations
16. (Secretariat) Workplan
17. (Secretariat) Confidentiality of Extended Commission Documents
18. (Secretariat) Report from the ERSWG meeting
19. (Secretariat) Australian farming study progress in relation to CCSBT13
20. (Secretariat) CCSBT Performance Review,
21. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
22. (Secretariat) Scientific Research Program
23. (Secretariat) Research Mortality Allowance
29. (New Zealand) Reviewing the performance of CCSBT
30. (New Zealand) Over and under fishing proposal for southern bluefin tuna
31. (New Zealand) Recommendations and future operation of the Ecologically Related Species Working Group
32. (SC Chair) Report of the 8th Meeting of the CCSBT Stock Assessment Group and the 12th Meeting of the Scientific Committee

(CCSBT-EC/0710/SBT Fisheries-)

Australia - Australian's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery

New Zealand - Review of New Zealand SBT Fisheries

Japan - Japanese national report

Taiwan - Review of Taiwan's SBT Fishery of 2005/2006

Korea - Review of Korean SBT Fishery of 2005/2006

(CCSBT-EC/0710/BGD)

02. (Australia) Australia's proposal for a CCSBT Catch Documentation Scheme
04. (Australia) Centralised Vessel Monitoring System for the CCSBT
06. (Australia) Implementation of CCSBT Independent Observer Programme
07. (Australia) Illegal Unreported, Unregulated Vessel Register
08. (Australia) Implementation of boarding and inspection regimes for the CCSBT
12. (Japan) Draft Resolution on Southern Bluefin Tuna Farming
13. (Japan) Draft resolution on establishment of the CCSBT record of farming facilities
15. (Japan) Possibility of use of acoustic camera system for counting and measuring captured Southern Bluefin Tuna for the farming
16. (Japan) March 2007 Australian (Port Lincoln Site Visit) Southern Bluefin Tuna Farming Operations Actual Conditions Observation Visit Report
17. (Japan) Japan's proposal on CDS
18. (Japan) Comparison of Australian and Japanese CDS proposals
19. (Japan) Domestic management of SBT fisheries in Japan
20. (Australia) Tuna farm monitoring: Mediterranean, Mexico and Australia
21. (Australia) Assessing operational feasibility of stereo video and Evaluating monitoring options for the SBTF Farm Sector
22. (Australia) Report of the Joint RFMO Technical Working Group meeting (July 2007)
24. (Taiwan) The Experience of the Implementation of ICCAT at-Sea Transshipment Programme for CCSBT Reference

(CCSBT-EC/0710/Info)

02. (New Zealand) Recommended Best Practices for Regional Fisheries Management Organisations
03. (Secretariat) Report of the Joint Meeting of Tuna RFMOs, Kobe, Japan (January 2007)

(CCSBT-EC/0710/Rep)

01. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
02. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2006)

03. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
04. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
05. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
06. Report of the First Meeting of the Compliance Committee (October 2006)
07. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)
08. Report of the First Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2007)
09. Report of the Seventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (July 2007)
10. Report of the Eighth Stock Assessment Group Meeting (September 2007)
11. Report of the Twelfth Meeting of the Scientific Committee (September 2007)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

議長、委員会メンバー、代表団、オブザーバー、SC 議長、CC 議長及び事務局職員の皆様に歓迎の意を表します。CCSBT の第 14 回会合がはじまります。

CCSBT のメンバーは皆友人であります。これまで何度も会合をもち、多くの困難な問題を成功裏に解決して参りました。最近、委員会のすべてのメンバーは、シドニーで APEC 会合に参会し、友人間で共通する幅広い問題について期待されたとおり有意義かつ協力的な議論を持ちました。言うまでもなく、我々は、また主要貿易国でもあります。

CCSBT では相違する問題を抱えており、世間もこのことを承知しております。我々は、友人として多くの問題を克服するためにも働いてきましたので、また同様に克服できるでしょう。前進する時がきました。

全世界がこれらの出来事を介して CCSBT を見ております。我々は、これら課題の結果として生じる事態に対処するためにも取り組み、世間に対し我々がみなみまぐろ資源を効果的に管理できることを証明し、我々の活動が生態系に悪影響を及ぼしていないということを保障しなければなりません。

委員会がその務めを果たす方法は重要であります。それが進展する能力の妨げになっているとも考えられます。一部において、CCSBT 条約が‘時代遅れ’となっていること及び機密事項についての規則に関する透明性が欠如していることが、この背景にあるかも知れません。我々は、作業を進める方法に関する議論とともに、来年の委員会の独立レビューに期待しているところです。独立レビューが、効果的かつ能率的な CCSBT を確保するための改善を要するそれらの問題を明らかにすることを望みます。

昨年、我々は、みなみまぐろ資源の長期的な持続性に影響を与える重要な問題について検討いたしました。我々は、前向きな措置を講じるとともに、国別配分について合意することができました。今次会合において、この問題のさらなる議論が必要であるとは考えておりません。科学委員会(SC)の助言がありますし、SC が勧告する範囲内に総漁獲許容量を減じております。

しかしながら、これらの配分は、合意された制限内にすべての船団が漁獲量を遵守すること及び違法、無報告、無規制(IUU)漁業の排除が保証されることに基づくものです。これを成就するためには、漁獲証明書スキーム(CDS)、漁船監視システム(VMS)及び転載措置を含む統合的な監視、管理及び取締り(MCS)の制度が必要です。また、近い将来、入港国措置及びオブザーバー・プログラムを含むその他の措置について合意することも必要となるでしょう。MCS が健全な持続的

管理の根幹であると認識のうえ、効果的な MCS 措置に合意し、実施することが必要です。

また、オーストラリアは、科学もまた SBT 資源の持続性の確保にとって重要であると認めております。オーストラリアは、SBT に関する調査に過去 20 年にわたって 5000 万ドルを投じておりますが、この投資への見返りは何もありませんでした。例えば、管理手続きの創設に相当な時間と資金を投じましたが、歴史的なデータの問題のために今のところ前に進むことができません。管理手続きの実施に着手するために、この手続きに使用される情報が正確であると言うことを確実にする必要があります。繰り返しになりますが、MCS 措置は今こそ重要なのであります。

私は、今まで CCSBT に特化した問題に焦点をあわせてまいりましたが、CCAMLR、WCPFC、IOTC 及び ICCAT といった他の RFMO との関係もございます。まぐろ類 RFMO は 2007 年 1 月に神戸で会合をもちましたが、資源の効率的保存を確保するための調和のとれた措置にとともに取り組むべきであるということに合意しました。この調和とは、MCS 措置のみならず、科学的な案件の検討にも焦点をおくものです。我々は、最優先事項のうち CDS、VMS 及び転載の問題について、他の RFMO との効率的な調和を確保するためのプロセスに、CCSBT が携わることが重要であると考えております。

言うまでもなく、RFMO は、そのメンバー国及び漁業主体によって構成されております。我々はみな、他の RFMO では効率的に共同で作業しており、この RFMO でも同じようにしなければなりません。

また、我々は、他の RFMO における進展を眺めるとともに、国連総会(UNGA)の漁業に関する決議、多様性条約(CBD)、ワシントン条約(CITES)、ボン条約(CMS)及び海洋の管理と漁業管理を果たすその他の取極及び役割の重要性を認識する必要があります。CCSBT において重要な課題を効果的に処理できなければ、それらの課題は他の場所で議論、解決されることになると思われま。

オーストラリアは、RFMO の優位性と十分に機能的で効率的な RFMO は漁業資源の持続性を確保するために重要であることを認識しています。オーストラリアは、CCSBT がみなみまぐろ漁業を効果的に管理し、漁場における環境への悪影響がないことを確保するという世界に証明したいと思ひます。

また、私は、オーストラリアにおいて国政選挙が告示され、オーストラリア政府が暫定政府となっていることを皆様にお伝えしなければなりません。

暫定政府ということで、オーストラリアによる合意は次期政府の承認が条件となります。議論はオーストラリアの長期的漁業政策の一環ですので、このことに関

し問題となるとは思いません。しかしながら、我々は、メンバーに周知するために、この簡単な声明を行うことが求められております。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、皆様。

私は、台湾代表団を代表しまして、何よりもまず、会合のためにこの素晴らしい会場を与えてくださったオーストラリア政府に対し、心から御礼申し上げます。また、この会合を準備してくださった事務局のすべての職員についても感謝を申し上げたいと思いますが、事務局の作業の一部、特に管理業務の効率性については、改善されなければなりません。各会合における事務局のロジスティックな支援について、議題項目ごとの討議資料が、従来のように会合前にメンバーがレビューできるよう提供されることを望みます。

前回の拡大委員会会合において、メンバーは、統合的な遵守措置を、可及的速やかに採択し、完全に実施することが決定的に重要であると認識しました。本年4月、拡大委員会からの指示に応えるため、第1回遵守委員会作業部会が開催されました。我々は、CCSBTがSBT漁業を対象に会議で取り組んでいる方向を、基本的に支持しております。しかし、すべての漁業に広く適用されて実施される実行可能性及び費用対効果を考慮すると、MCS措置は、神戸で本年1月に開催された第1回まぐろ類RFMO合同会合で到達したように、RFMO間における調和と一貫性の必要性を重要視した一般的原則に沿ったかたちで、設計されるべきであります。我が国の漁船は三大洋でまぐろを漁獲しておりますので、CCSBTで採択されるどのような措置も他のRFMOがとる措置と一致するべきであると考えております。

我々は、この考え方に基づき、ここ一年にわたって議論されてきた漁獲証明書スキーム(CDS)に関する提案に、最も注意と関心をおいております。MCS措置のうちで、メンバーは、CDSを今次会合で合意すべき最優先事項と認識しています。ご存じのとおり、CDS創設の目的は、SBTを追跡する最も重要な情報の収集を試みるものです。IUU漁業を廃絶するためには他の遵守措置を相互に補完することも重要かつ不可欠なことです。我々は、そのようなメカニズムの創設を心から支持しておりますが、措置が可能な限り簡単であることを強く求めます。近年の燃油価格高騰のまっただ中にある漁業者に大きな負担を強いるような、又は最終的に貿易障壁となるような提案を検討することは望みません。我々が審議するために今次会合にメンバーから2つの提案が提出されていることを承知しております。メンバーがまぐろ漁業及び蓄養漁業に進んで講じるに相応しい手法を開発できることを望んでおります。

我々は、前回の拡大委員会会合で決定されたメンバー間の SBT クォータの配分から、蓄養を目的とした SBT の割当量が TAC のほぼ半分に相当することに留意しております。統合的な MCS 措置の設立を試みる際には、海洋漁業と蓄養漁業のバランスが考慮されなければなりません。我々は、今回の会合で、メンバーがそのような方向に向かうことを勧めます。

さらに、今次会合には、オーストラリアの蓄養に関する調査、ERS 作業部会の結果及び科学的資源評価の進捗といった課題が山積しております。メンバーが会合中より具体的な議論をもつことを望んでおります。

インドネシア水域に SBT の産卵場があることから、インドネシア政府の全面的な協力は SBT 資源の保存管理を促進することでしょう。我々は、インドネシア政府が CCSBT に加盟する申請の準備をしていることを聞いて喜ばしく思っております。台湾は、CCSBT へのインドネシアの加盟を大いに歓迎いたします。

最後に、数日間にわたり皆様と協力の精神のもとに建設的に作業することと実り多い成果を実現できることを期待しております。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

議長、ご出席の皆様おはようございます。

まず初めに、会議の開催にあたり多大なご尽力を頂いた事務局の皆様及びホスト国である豪州政府関係者の皆様に、心から感謝の言葉を申し上げたいと思います。今回の会議の準備にあたっては御苦勞も多かったことと思いますが、素晴らしい会議環境を提供していただきました。Old Parliament House が豪州国内において如何なるステータスにあるかは日本人の私には図りかねるものがありますが、この歴史的かつ重要な建造物において「みなみまぐろ保存委員会年次会合」が開催され、それに参加できますことを慶びに思います。

さて、昨年の年次会合以降、我々は多くのワークショップ、作業部会を開催し、また、非公式の二国間会合なども実施しながら、問題解決と相互理解に努めてまいりました。日本でも5月にはCPUEワークショップ、7月にはERS作業部会、9月には遵守にかかる非公式協議を開催するなど、微力ながら拡大委員会の発展に貢献してまいりました。

遵守に関しましては、日本は単に会合に参加するだけでなく、2006年4月以降導入したミナマガロ個体識別タグシステムの継続、漁船IQシステムの継続、VMSの運用を開始するなど、更なる遵守の強化に取り組んできたところであります。今後の遵守強化につきましては、CDSの導入も1つの重要な要素と考えております。本年4月に開催された遵守委員会作業部会での議論を踏まえ、CDS日本提案を作成し、CCSBTへ提出しました。昨年採択したCDSに関する決議及び一昨年合意したCDSに関する原則に従い、CDSは遊漁を含めてすべての漁獲(Catch)を漁獲の段階から正確にモニターすべきであります。また、はえ縄漁業、まき網漁業、遊漁を含むすべての漁業について、CDSの求める内容は平等かつ同等に適用されるべきと考えています。

遵守に関しましては、また、2005年10月に開催された第12回CCSBT年次会合において、日本から豪州のまき網漁業と蓄養の問題点を指摘しております。それから2年の年月が経過しましたが、まき網による漁獲量、40尾サンプルの代表性については、未だ大きな懸念が残っておりますし、豪州漁船に乗船するオペレーターの業務内容については乗船記録のみが提供され、ファーミングによる実際のミナマガロの成長、これは、生産者ごとに、またいけすごとに異なるとも聞いておりますが、何ら具体的な数字による説明も無く、現在に至っております。

日本は、このような状況を憂慮し、また、ミナマガロの資源管理に貢献するため、「オーストラリアのミナマガロ養殖魚における40尾サンプリングと出

荷時の年齢組成の比較(Comparison of age frequencies for the Australian farmed southern bluefin tuna between 40 fish sampling and harvest data)」というドキュメントを本年の拡大科学委員会会合に提出しました。当該ドキュメントにおいて日本側科学者が行った分析では、豪州まき網漁業による漁獲物は3歳魚が主体になっており、その漁獲量は2003/04年漁期で5750トンから6296トン、2004/05年漁期で6910トンから7897トンと推定されています。豪州政府が報告しているまき網による漁獲量は、2003/04年漁期で4874トン、2004/05年漁期で5215トンであることから、豪州まき網漁業は、毎年、約1000トン～2500トンの過剰漁獲を行っている可能性があります。

日本が最悪と感じておりますのは、豪州が繰り返し説明してきたステレオビデオカメラです。昨年、拡大科学委員会では、豪州の科学者代表から、「技術は確立されている。すぐにでも実用化できる」との説明を受け、その後の拡大委員会では「実用化のためには更なる実験が必要である。良い調査方法があれば他のメンバーの意見も考慮する」とされ、今年、豪州から、「技術の精度を高めるためにステレオビデオによる実験生簀における観察が必要である。そのためには調査枠として15トン必要である」との要請が拡大科学委員会に出されました。我々が求めておりますのは、研究のための研究ではありません。また100%の精度でもありません。遵守を確保するための実際的かつ具体的なコマーシャル・ファーミングにおける調査です。豪州がまき網の漁獲量を直接調べる方法が無いと主張する以上、蓄養に関する調査はミナマガロの活け込みの段階から取り上げの段階まで明確に実施される必要があります。

こうした要請は既に数年前から出されているにもかかわらず、豪州蓄養の管理は、過去2年の間に、何ら実質的な改善がなされていません。本年の拡大科学委員会では、2006年以降も引き続き、豪州まき網漁業による漁獲量は、豪州政府からの報告値ではなく、当該報告値を20%増やし、サイズ組成を2歳魚及び3歳魚から4歳魚へシフトしたシナリオを用いて資源評価を行うことにつき合意しています。豪州側におかれましては、是非とも、このような状況を憂慮し、蓄養のよりよい管理に貢献していただきたい。日本は、その一助となるべく、今次年次会合に「ミナマガロ蓄養の遵守措置に関する提案」を提出しています。今次会合において、当該提案が採択され、ミナマガロ蓄養の遵守について、少しでも改善がなされることを希望しています。日本はまた、ミナマガロの適切な資源管理に貢献するため、今次会合において、豪州巻き網の漁獲量モニターのため、音響カメラ(Acoustic Echo Camera)の使用を提案します。これは、実験段階にあるステレオビデオカメラと異なり、既に北米等において魚類の具体的な計測管理において実用化された技術であります。

最後に、遊魚の管理についても触れておきたいと思っております。近年、豪州の遊魚については漁獲量の報告がなされていません。ニュージーランドでは4トン程度の遊魚枠が国別漁獲割り当ての中で管理されていますが、豪州ではそうした措置

も取られていません。過去におきましては 80 トン程度の漁獲が報告され、それ以降、一切の報告が行われなくなりました。こうした豪州側の対応は我々に深い疑惑をもたらすものであります。我々拡大委員会のメンバーは昨年、協力的非加盟国に対して 10 トンから 45 トンの漁獲枠を認めることに対しても極めて慎重なアプローチを採りつつ、その報告を求めているところです。豪州国内では 1 回の遊魚の大会で 5 トンの漁獲があるとも聞いておりますが、年間、遊魚によってどれだけの漁獲が行われているのか、誰も真実を説明することが出来ないという事態は、対外的にも問題であると考えます。こうした疑念に対しても豪州側の誠意ある説明と対応を求めていきたいと考えております。

最後になりましたが、今次会合におきましても拡大委員会メンバーの方々と様々な意見交換、議論を行い、今回の会合が一層、実りのあるものとなることを祈念いたしまして、冒頭の挨拶といたします。議長、ありがとうございます。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

議長、手短にお話しします。はじめに、この会合をホストしていただいたこと、並びによい天気及び会場を今週与えていただいたことについて、オーストラリアに感謝申し上げます。拡大委員会は、CCSBT 13 で下された重要な決定を受け、再び岐路に立たされております。これらの決定は、漁業における報告された漁獲レベルが実際の漁獲量を反映しているとメンバーに確信を与えるための監視、管理及び取締りのシステムの開発に、拡大委員会が継続して進展させるという事実を前提としております。

また、今次会合においては、国際的に最善な慣習を拡大委員会が自らに導入するための重要な決定もあります。これらは、拡大委員会のパフォーマンス・レビュー及び生態学的関連種に関する決定が含まれます。最後に、拡大委員会が世界的に最善な慣習に遅れをとっていると考えていることを述べておきたい。

いつものように、ニュージーランドは、他のメンバーと建設的に作業いたします。拡大委員会は重要な問題について真に進展しなければならないという考えによって、この意欲は支えられています。

監視、管理及び取締りに関する措置についての進展はこれまで遅いものでした。我々は、メンバーに対し、今次会合において積極的な進展を遂げることをゆるすオプションをすべて考慮することを強く求めます。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、代表団、皆様、

韓国代表団を代表して、この会合をホストしていただいたオーストラリア政府に感謝を申し上げるとともに、この会合を支えていただきましたすべての代表団に心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと思います。

我々にとって、みなみまぐろ(SBT)について共通の関心をもつメンバー国、協力的非加盟国及び様々な機関の代表と交わることは、非常に光栄かつ喜ばしいことです。

韓国は、MCS に関する多くの重要な要素が、SBT の保存措置を強化するために、取り扱われ、議論されるであろうと考えております。

MCS 措置は、IUU 漁業廃絶の主要なツールであり、メンバーの保存の努力に貢献し、SBT 漁業を目的とした国内規制の強化に好機を与えることになるでしょう。

効果的な資源管理のために、すべてのメンバー国は、IUU 漁業活動に対し必要なすべての措置を成立させるためにともに働かなければなりません。責任ある漁業国として、我々はみな、IUU 漁業に対抗する取組に積極的に参加しなければなりません。韓国は、IUU 漁業活動を最終的に排除するために必要なすべての措置を成立させることに、他のメンバー国と協力して取り組む所存です。

SBT の保存管理のための MCS プログラムにすべての協力的非加盟国を参加させることは、成功している RFMO の一つとして世界に対する本委員会の国際的な地位と信頼性を高めることになり、SBT の MSY のための指針として役立つでしょう。

関係のある協力的非加盟国との徹底した協議を通じた頑健な MCS の採択は、SBT の保存の取組及び MSY に対する本委員会の貢献に決定的な要素を加えることでしょう。

保存管理措置については喫緊の必要性がありますが、個々の国の漁業事情を考慮して、すべてのメンバー国が実際的かつ物理的に受け入れることができる範囲内で、実現可能かつ公平な方法で、実施されなければなりません。

韓国は、責任ある遠洋漁業国として、**SBT** という共通の財産及びその **MSY** を守る **MCS** プログラムに関する決定を進展させるために、数日間にわたり皆様とともに働くことを楽しみにしております。

ありがとうございました。

フィリピンのオープニング・ステートメント

はじめに、フィリピン代表団を代表して、オーストラリア政府がこの美しく平和なキャンベラに CCSBT 14 をホストしていただいたことについて、感謝もうしあげたいと思います。

フィリピンは、2004 年に協力的非加盟国となった時から、45 トンの混獲枠ではありますが、みなみまぐろの保存管理に積極的かつ十分に参加してきております。

議長、フィリピンは、国連海洋法条約、とりわけ国連公海漁業協定に謳われた原則を支持します。世界のすべての大洋におけるまぐろ類の保存と管理に対する確約をお見せするために、フィリピンは、ICCAT、IOTC 及び WCPFC のメンバーになっております。

我々は、義務をはたすためだけでなく、何よりも、現在の国別クォータ配分及び遵守要件に関する問題について、我が国の望みを提出するために、CCSBT 14 会合に参加しております。

フィリピン代表団は、今次会合の議題を受け入れ、他の代表団とともにさまざまな議題項目について議論することを期待しております。

ありがとうございました。

南アフリカ共和国のオープニング・ステートメント

議長、南アフリカは、1960年代、東の間ではありますが、みなまぐろを対象としたはえ縄漁業を有しておりました。この漁業では、1960年から1968年の間、沿岸水域において、1500トンを超えるみなまぐろを漁獲しました。低価格と漁獲率の落ち込みのため、1960年後半に終焉を迎えました。南アフリカは、1997年に自国のまぐろはえ縄漁業を再開いたしました。この漁業は、2004年まで試験的に操業され、めかじき、めばち及びきはだを主対象にしたものでした。この漁業は、最終的に2005年に商業化されました。従って、南アフリカのはえ縄漁業は、比較的新しく、また開発途上にあります。

我が国のはえ縄漁業を発展させるなかで直面した困難は、効率的にまぐろを狙う技術と漁船が不足していたことでした。これらの困難の解決において、南アフリカは、技術移転の手段として、権利保持者が限られた期間、外国船の船主と用船契約を結ぶことを認めました。また、この厳格に管理された合弁計画は、漁船が南アフリカに船籍を置くという規定が盛り込まれており、我が国の漁業の発展のために相応しい漁船が提供されることとなります。

議長、南アフリカは、年のうち一定の時期、排他的経済水域(EEZ)内に、みなまぐろが出現する分布国です。みなまぐろが南アフリカ水域に現れるのにもかかわらず、市場に関する諸課題及び本種を効率的に対象とするのに適さないという漁船に関する問題が原因で、国内船は概して本種を対象としておらず、我が国の水揚げは、比較的少なくなっております。しかしながら、この状況は、外国船の援助をとまなう合弁計画が進むにつれて、いずれ近いうちにかかわることでしょう。

南アフリカは、みなまぐろ資源が大きく減少していることを理解し、我が国の漁業に対して導入された、漁獲量及び努力量に関する統計、体長分布並びに漁船登録を含むすべての保存管理措置を確かなものとするために、CCSBTと協力してきております。さらに、南アフリカは、VMSの全漁船への搭載、外国漁船のすべての航海に科学的オブザーバーを配置すること、卓越した船上体長測定の実施、詳細な漁獲ログブックの作成及び漁業への生態系アプローチ(EAF)の実施を確保してきております。また、我々は、本年、漁獲統計文書の発行システムを改善し、また、輸入に添付される漁獲統計文書を改善するためのシステムに現在取り組んでおります。

南アフリカは、委員会のメンバーに対し、入港国管理措置を継続的に改善するように、IUU漁業活動を根絶するために努力の続けることに専心することを約束したいと思っております。さらに、我が国水域における遵守を改善するために4隻の

取締船を獲得いたしました。南アフリカは、みなみまぐろの管理と保存に重要な役割を担うにあたり、次を考慮します。

- 1) 本種にとって最も重要な国際漁場の一つに近接する南アフリカ。
- 2) 南アフリカの港が外国漁船に頻繁に利用されること。

南アフリカは、CCSBT に対し大いに貢献しなければなりません。会議への参加について能力的な制約に現在直面しております。さらに、40 トンという少ない国別割当量及び我が国の漁業では現在大部分のみなみまぐろがめかじき、めばち及びきはだを対象とした漁業の混獲として漁獲されているということから、南アフリカは、CCSBT のフル・メンバーとなることをいまお約束することはできません。

議長、委員会に先立って、これら問題を提起するために、このような機会をいただき、感謝申し上げます。

インドネシアのオープニング・ステートメント

代表団、ご出席の皆様、おはようございます。

みなまぐる保存委員会事務局長及びオーストラリア政府が、第 14 回年次会合に付属する拡大委員会にインドネシアを招待していただいたことに対し、インドネシア政府に代わりまして、感謝申し上げます。

この機会を利用して、CCSBT のフル・メンバーとして CCSBT に加入することに関しまして、インドネシアの関心を今一度表明させていただきたいと思えます。インドネシアのステータスがオブザーバーからフル・メンバーになるためには、国内の法手続きを経なければならないということをお知らせしなければなりません。

インドネシア海洋漁業省は関係政府機関から多大な支援を受けております。我々は、CCSBT のフル・メンバーになるための大統領命令を待っている状態にあります。

ありがとうございました。

ヒューマン・ソサエティ・インターナショナルの
オープニング・ステートメント

ヒューマン・ソサエティ・インターナショナル(HSI)は、第14回委員会年次会合にオブザーバーとして参加する機会を歓迎します。

HSIは、みなみまぐろ(SBT)資源の持続性について長い間懸念を抱いておりませんが、海鳥、サメ類及び海亀類の問題を喫緊の課題として取り扱われることが見られることを、他ならぬ今次会合に最も期待しております。

CCSBTの管轄水域は、世界のアホウドリ類24種のうち17種の分布域と重複しています。地域漁業管理機関は、ともすれば、その大多数が絶滅の危機にさらされている海鳥類に対して、最も重要な影響をもちえます。一年間CCSBTの漁業において13,500羽の海鳥が殺され、それらのうち10,000羽はアホウドリ類と推計されております。

1997年以来、CCSBTでは、南緯30度以南のはえ縄漁業におけるトリ・ライン(トリおどし)の義務的使用を求めています。トリ・ポールが海鳥類を阻むとはいえ、生態学的に持続的レベルまで海鳥類の混獲を減じるための緩和措置として十分な効果があるとはいえないというのが国際的な知見となっています。従って、CCSBTに報告される海鳥類の死亡率が、措置採択以降の10年間一貫して高位にあることは驚くに足りません。

他のはえ縄漁業において海鳥類の混獲を最小限に抑える効果が明らかにされ、トリ・ラインと連動して用いることができる多くの緩和措置が利用可能となっております。たとえば、夜間投縄及び加重縄といった選択肢は、南極の海洋生物資源の保存に関する条約において、その科学委員会が、2005/2006のCCAMLR条約水域内での規制を受けているのはえ縄漁業におけるアホウドリ類の捕獲は観測されなかったと報告するほどまで、海鳥類の混獲率を激減させたことが確認されております。

HSIは、CCSBTのメンバーに対し、すべてのSBTはえ縄漁業について、義務的措置としての夜間投縄及び加重縄、それらに他の餌保護方策を加味することを至急採択することを強く要求します。HSIは、夜間投縄又は加重縄の要件を課さなければ、CCSBTの漁業が容認できない海鳥類の死亡率の原因となり続けることを憂慮しております。

さらに、HSIは、オーストラリアのデータは絶滅の恐れがある種類のアホウドリ類及びミズナギドリ類が南緯30度から南緯25度の間で捕獲されていることを示していることから、海鳥類の緩和措置は南緯25度以南に適用されることを推奨

します。このことは、オーストラリア政府が南緯 25 度以南の外洋性はえ縄船に海鳥類の緩和措置を求めていることをもたらしました。

サメ類の混獲問題に対処するために、HSI は、無保持方針、ワイヤの使用禁止、高リスク水域及び時期の禁漁、並びに保持されるサメは死骸にヒレが自然の形でついたまま水揚げされなければならないという要件に基づくヒレ切りの全面禁止を提言します。

HSI は、SBT はえ縄漁業、特に海亀類の混獲のリスクが高いと思われる SBT 産卵水域で操業するものに関する海亀類の混獲程度の緊急調査を要求します。

HSI は、本年これらの重大な問題に対処するための断固たる行動をとらなければ、CCSBT が否定的にみられるものと確信しております。そのような行動は、持続的漁業に関する 2006 年国連総会決議に求められており、また、FAO による責任ある漁業のための行動規範、はえ縄漁業による海鳥の偶発的捕獲削減のための国際行動計画及びサメ類保存管理の国際行動計画と調和します。

トラフィック・インターナショナルのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィック、野生動物の取引のモニタリング・ネットワークは、委員会会合に付属する拡大委員会にオブザーバーとして参加する機会を下さった、委員会のコミッショナーに感謝申し上げます。みなみまぐろとその生態学的関連種の保存について継続した進展を確保するための重大な審議及びその決定の実施を手助けすることを楽しみにしております。

トラフィックは、非政府機関のオブザーバーを委員会の審議に受け入れたということ、**CCSBT** の手続きに透明性を付加する最初のステップと考えております。メンバー及び非加盟国による **SBT** の **IUU** 漁業が過去のものとなることを確保するために、漁獲と取引の透明性について、とるべき多くの措置があります。**CCSBT 13** における、漁獲証明書スキーム、漁船監視システム及び転載に関する決議の合意によって、それらの措置が計画されているものと考えております。それらの決議が、可能な限り早期に、十分に進展させられ、実施されること、及び **CCSBT 13** で開始した統合的な監視、管理及び取締のシステムに関する議論を継続させることが肝要です。

トラフィックは、**CCSBT** における管理手続きの開発を支持します、ただし、その完全な実施に最優先事項としての焦点を置き、また、“**SBT** 産卵資源量は元の資源量に対し低位にあり、1980 年レベルをかなり下回り、さらに **MSY** を達成するレベル以下である”とされた **SBT** 資源を生物学的に安全と考えられるまで再生させることに議論の焦点を置くという立場を堅持します。漁獲レベルを決定する歴史的漁獲データに懸念があることを理解しておりますが、これがために実施がさらに遅らされることが許されるとも、適切な予防的手段が即座に採択されることも考えておりません。

トラフィックは、生態学的関連種の保存を確保するための進展が欠如していることを憂慮しています、とりわけトラフィックはサメ類の漁獲と保持に関する適切な管理の欠如を懸念しています。

最後に、議長、トラフィックは、過去 14 年間これらの議論に参加してきておりますが、**CCSBT** の進展は大きく浮き沈みしております。しかし、トラフィックは、条約とともに、手続き、漁獲及び取引の透明性に十分に参画できる日を、また、すべての **SBT** 及び生態学的関連種が立証された持続可能な状態であると確信できることを期待しております。

議長、ありがとうございました。

グレン・サント
国際海洋計画リーダー
トラフィック・インターナショナル

WWFのオープニング・ステートメント

議長、

WWFは、みなみまぐろ保存委員会第14回会合にオブザーバーとして参加する機会を歓迎いたします。WWF及び他の非政府組織が今次会合にオブザーバーとして参加を許されたことは、みなみまぐろ漁業の管理への一層の透明性をもたらず委員会による新たなアプローチを知らしめるものであることを望みます。

WWFは、当委員会について、対象資源の状態及びSBT漁業の非対象種への影響の2つの分野を重要視しております。

WWFは、SBT資源が依然として非常に低位にあることから、漁獲レベルの決定に関する科学的な不確実性が、管理手続きの実施を通じた予防的な管理の取極を直ちに採択する必要性を示していると考えます。

WWFは、他の地域漁業管理機関と比べて、非対象種への漁業の影響に対するCCSBTの取組が進展に欠けることに懸念を覚えます。委員会のすべてのメンバーは、混獲の情報が収集され独自に検証されるばかりではなく、海鳥類、サメ類及び他の海洋生物の捕獲を減じるための緩和措置を実施している他のRFMO及び/又はCCAMLRのメンバー又は協力的非加盟国であると理解しております。他の地域機関で合意、採択した措置をみなみまぐろ漁業に導入することが、何故不本意なのかよく分かりません。

我々は、CCSBTが、他の機関で経験した成果に基づいてことを進め、非対象種を理解し、影響を減じるために、一貫性のあるデータ収集基準、オブザーバー・プログラム及び管理措置を直ちに採択することを求めます。我々は、各国政府による検討を支援するために、みなみまぐろ漁業における生態学的関連種に関する問題を調査したWWFの最近の刊行物を紹介したいと思います¹。報告書には、CCSBTにおける非対象種の管理における課題に取り組むための一連の強い勧告が提供されております。

WWFは、会議を通じて、また、いつでも、個別のメンバーとともに、委員会が実施する手続きが持続的な漁業の管理に関する非常に高い水準及び原則の反映を確保するために取り組み、これらの課題及びその他の課題に貢献することを期待しております。

¹ Lack, M. 2007. *Behind the Façade: A decade of inaction on non-target species in southern bluefin tuna fisheries*. WWF International.

一般予算 - 2008

収入	承認予算				
	2009 暫定値	2008	2007 修正予算	2007	差額
メンバー分担金	\$1,590,614	\$1,446,013	\$1,378,600	\$1,378,600	\$0
日本	\$576,760	\$524,327	\$499,883	\$499,883	\$0
オーストラリア	\$513,271	\$466,610	\$444,856	\$444,856	\$0
ニュージーランド	\$128,768	\$117,062	\$111,605	\$111,605	\$0
韓国	\$185,908	\$169,007	\$161,128	\$161,128	\$0
漁業主体台湾	\$185,908	\$169,007	\$161,128	\$161,128	\$0
職員課徴金	\$78,000	\$69,205	\$75,000	\$75,000	\$0
繰越金	\$0	\$61,457	\$0	\$0	\$0
積立金利子収入	\$20,000	\$20,000	\$28,000	\$34,000	-\$6,000
預貯金	\$49,875	\$0	\$100,000	\$100,000	\$0
2008年特別予算への組みかえ	\$0	\$49,875	\$0	\$0	\$0
宮崎県からの財政支援	\$0	\$0	\$16,014	\$20,000	-\$3,986
総収入額	\$1,738,490	\$1,646,551	\$1,597,614	\$1,607,600	-\$9,986

支出

年次会合 - (CCSBT15)(CC3)	\$142,840	\$120,537	\$123,735	-\$3,198
コンサルタント	\$32,000	\$27,718	\$0	\$27,718
通訳費用	\$35,000	\$29,753	\$26,535	\$3,218
会場借料	\$10,850	\$20,900	\$32,250	-\$11,350
機材借料	\$19,800	\$17,500	\$15,450	\$2,050
その他の費用	\$12,690	\$7,466	\$35,000	-\$27,534
出版と翻訳費用	\$15,000	\$15,000	\$10,000	\$5,000
事務局費用	\$13,000	\$0	\$0	\$0
インドネシア参加者費用	\$4,500	\$2,200	\$4,500	-\$2,300
宮崎県からの財政支援	\$0	\$0	\$0	\$0
特別会合	\$0	\$0	\$0	\$0
第13回SC/第9回SAG	\$339,000	\$246,010	\$300,165	-\$54,155
通訳費用	\$50,000	\$43,700	\$44,415	-\$715
会場借料	\$15,000	\$17,843	\$22,750	-\$4,907
機材借料	\$20,000	\$14,905	\$20,000	-\$5,095
コンサルタント - SAG議長、SC議長、諮問パネル	\$200,000	\$137,475	\$190,000	-\$52,525
その他の費用	\$10,000	\$5,038	\$16,000	-\$10,962
出版と翻訳費用	\$14,000	\$14,000	\$7,000	\$7,000
事務局費用	\$18,000	\$13,049	\$0	\$13,049
サイエンス・サポート費用	\$12,000	\$0	\$0	\$0
インドネシア参加者費用	\$0	\$0	\$0	\$0
補助委員会	\$103,040	\$162,188	\$157,000	\$5,188
ERSWG	\$0	\$73,531	\$74,000	-\$469
CCWG	\$0	\$44,161	\$45,000	-\$839
CPUE モデル作成ワークショップ	\$55,000	\$44,496	\$38,000	\$6,496
パフォーマンス・レビュー	\$48,040	\$0	\$0	\$0
暫定管理手続きワークショップ	\$0	\$0	\$0	\$0

特別プロジェクト	<u>\$129,500</u>	<u>\$157,149</u>	<u>\$143,000</u>	<u>\$14,149</u>
表層標識放流に関する損失	\$0	\$49,875	\$0	\$0
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$19,500	\$0	\$0	\$0
標識放流計画調整費	\$110,000	\$107,274	\$143,000	-\$35,726
事務局に関する費用	<u>\$772,296</u>	<u>\$746,239</u>	<u>\$759,700</u>	<u>-\$13,461</u>
事務局職員経費	\$461,000	\$438,486	\$455,000	-\$16,514
職員課徴金	\$73,000	\$69,205	\$75,000	-\$5,795
職員の年金/社会保障	\$80,000	\$73,081	\$85,000	-\$11,919
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$20,100	\$16,484	\$21,000	-\$4,516
旅行/運搬費ー海外及び国内	\$55,584	\$92,008	\$86,700	\$5,308
その他、委員会の報告書の翻訳	\$25,000	\$29,915	\$20,000	\$9,915
トレーニング	\$5,000	\$2,000	\$2,000	\$0
一時帰国手当、本国帰国経費及び移転費	\$7,612	\$21,938	\$15,000	\$6,938
その他臨時職員費用	\$5,000	\$3,122	\$0	\$3,122
職員退職金引当	\$40,000	\$0	\$0	\$0
事務所管理費	<u>\$110,000</u>	<u>\$104,034</u>	<u>\$124,000</u>	<u>-\$19,966</u>
事務所賃貸料	\$40,000	\$36,343	\$40,000	-\$3,657
事務所費用	\$36,000	\$32,045	\$36,000	-\$3,955
物品購入費	\$20,000	\$26,500	\$34,000	-\$7,500
電話/通信費	\$8,000	\$6,020	\$11,000	-\$4,980
その他	\$6,000	\$3,126	\$3,000	\$126
預貯金への組みかえ	<u>\$49,875</u>	<u>\$0</u>	<u>\$0</u>	<u>\$0</u>
預貯金への組みかえ(特別予算払い戻し)	\$49,875	\$0	\$0	\$0
総支出額	<u>\$1,646,551</u>	<u>\$1,536,157</u>	<u>\$1,607,600</u>	<u>-\$71,443</u>

別紙 7b

特別予算 - 2008

収入	<u>2008</u>
<u>メンバー分担金</u>	<u>49,875</u>
日本	18,085
オーストラリア	16,094
ニュージーランド	4,038
韓国	5,829
漁業主体台湾	5,829
総収入学	49,875



Australian Government
Bureau of Rural Sciences

オーストラリアのみなみまぐる漁業
年次レビュー

P.I. Hobsbawn, J. Hender, S. Rowcliffe and R. Murphy

みなみまぐる保存委員会第14回年次会合に付属する拡大委員会に提出された
作業文書 *CCSBT-EC/0710/SBT Fisheries-Australia*

キャンベラ
2007年10月

目次

目次.....	2
1. 序文.....	3
2. 努力量に関する操業上の制約.....	4
規制措置	4
3. 漁獲量及び努力量.....	5
投棄魚	5
4. 過去の漁獲量及び努力量.....	8
5. 年間の船団規模及び努力量.....	10
南オーストラリア州	10
西オーストラリア州	10
ニューサウスウェールズ州	10
タスマニア州	11
クイーンズランド州	11
6. 過去の船団規模及び分布.....	11
7. 漁業監視.....	11
漁獲物投棄記録	12
オーストラリア漁獲記録日報及び蓄養場移送日誌.....	12
蓄養場投棄記録	12
オブザーバー計画	12
8. その他の要因.....	12
輸入/輸出統計	12
市場	13
オブザーバー・カバー率	13
別添 1: SBT 漁期：1988-89 年から 2005-06 年.....	14

1. 序文

この報告は、2004–05 割当年及び 2005–06 割当年¹におけるオーストラリアのミナミマグロ(*Thunnus maccoyii*; 以下、SBT)漁業の漁獲量と漁業活動をまとめたものである。2006–07 割当年の表層漁業の予備データも提示した。

暦年ベースの 2005 年及び 2006 年におけるオーストラリアの国内 SBT 漁獲量は、それぞれ 5244 トン及び 5635 トンであった。2006 年(暦年)の漁獲量は、以前に合意されたオーストラリアの国別配分 5265 トンより大きいが、これは 2 年間の割当年にまたがる漁獲量を集計したためである。2004–05 割当年の漁獲量は 5248 トン、2005–06 割当年の漁獲量は 5308 トンであった。

表 1: 暦年及び割当年別の SBT 国内総漁獲量

暦年	漁獲量 (t)	割当年	漁獲量 (t)
1990	4586	1989–90	4849
1991	4489	1990–91	4316
1992	5248	1991–92	4894
1993	5373	1992–93	5212
1994	4700	1993–94	4937
1995	4508	1994–95	5080
1996	5128	1995–96	5188
1997	5316	1996–97	4978
1998	4897	1997–98	5097
1999	5552	1998–99	5232
2000	5257	1999–00	5257
2001	4853	2000–01	5247
2002	4711	2001–02	5262
2003	5827	2002–03	5391
2004	5062	2003–04	5120
2005	5244	2004–05	5248
2006	5635	2005–06	5308

¹ オーストラリアの SBT 漁業を説明する際には、「暦年」、「漁期」、「割当年」など、様々な期間を使用することがある。別途記されていない限り、この報告書では割当年を使用した。各漁業部門の漁期が割当年をまたがる場合があることに注意する必要がある。オーストラリア割当年の開始日と終了日は異なることがあり、それは別添 1 に示した。

2. 努力量に関する操業上の制約

規制措置

国内の操業は、1995年みなみまぐろ管理計画の下での漁業権(SFRs)で与えられている個別譲渡可能漁獲枠(ITQs)によって管理されている。

オーストラリア漁業管理庁(AFMA)は、SBT まき網漁業及びはえ縄漁業について危険回避の遵守戦略を採用している。これには、海上及び水揚げ港で行う漁船の遵守検査、水産会社や輸出事業所への抜き打ち検査を含む SBT 漁獲時から輸出時までの総合的な監査体制及び次の漁期の戦略を向上させるための遵守リスクの総合的な年次レビューなどが含まれている。

オーストラリアは、国内はえ縄漁業における SBT の偶発的漁獲と死亡を削減するため、操業海区の規制、漁獲枠最低保有量、漁業オブザーバー及び強制的な漁船監視システム(VMS)などを実施している。アーカイバル・タグ及びオブザーバーのデータを海表面温度や中層水温と合わせた SBT 分布モデルを用いて、SBT の豊度が高い海区を予測し、入漁規制水域を確認している。東部まぐろかじき漁業(ETBF)では、SBT の交互作用の確率が高い海区を特定し、コア・ゾーン及びバッファ・ゾーンと称している。2004-05 漁期の5月から10月までのコア・ゾーンへの入域については、オブザーバー・カバー率を100%とし、強制的な漁獲枠最低保有要件を設けた。バッファ・ゾーンへの入域については、オブザーバー・カバー率を25%、強制的な漁獲枠最低保有要件付きとした。これらの要件は、漁獲枠の多寡に応じたオブザーバー・カバー率とするため、表2のとおり2005-06 漁期に変更した。

表 2: SBT 漁獲枠所有と該当するオブザーバー・カバー率レベル

入漁水域に対して必要とされる漁獲枠所有	オブザーバー・カバー率レベル (%)
0-500 キロ (コア及びバッファ)	100
>500 キロ(バッファ)	25
500キロ-2 トン (コア)	100
2 トン-5 トン (コア)	75
5 トン-10 トン (コア)	50
10 トン-20 トン (コア)	25
>20 トン (コア)	10

国内漁業の遵守管理結果を高めるため、また国際的な管理義務により良く対応するため、オーストラリアは2004年12月1日から SBT 漁業法管理計画に一連の改訂を実施している。改訂内容は次のとおり。

- 改訂した目標、管理措置、パフォーマンス測定基準。
- 現在の資源に照らし合わせた委員会のレファレンス・ポイントの採用。
- 広範な環境的影響を軽減するために、混獲に対する行動計画及び戦略。
- SBT 漁獲枠保有者の漁獲枠に対する説明責任を高めるための改訂事項。

- 漁獲され曳船用いけすに移送された SBT について、海上からの日報、海上における漁獲推定量に基づく暫定的な SBT 漁獲枠の削減及び VMS による日報もしくは漁獲地点・曳航船の地点に関する報告(手作業)。

3. 漁獲量及び努力量

2005-06 年のオーストラリアの SBT 漁獲量の内、99.9% はまき網船によるもので、残りははえ縄船によるものであった。1988-89 割当年から 2005-06 割当年の漁法別及び州別の漁獲量を表 5 に示す。隻数及び探索時間の漁期別漁獲量は別添 3。2005 年及び 2006 年の暦年ベースのオーストラリアの SBT 漁獲量をそれぞれ図 1 及び図 2 に示した。

表 3: 2004-05 漁期及び 2005-06 漁期の漁法別 SBT 漁獲量

2004-05		
まき網	南オーストラリア州	5214 トン
はえ縄	ニューサウスウェールズ州	35 トン
2005-06		
まき網	南オーストラリア州	5302 トン
はえ縄	ニューサウスウェールズ州	6 トン

2005 年及び 2006 年の遊漁漁獲量の推定を示すにはデータが不十分であった。

投棄魚

2005-06 年漁期及び 2006-07 年漁期中、SBT の投棄は確認されておらず、またオーストラリア大湾のまき網漁業から収集したログブックには報告はなかった。

2004 年、AFMA のオブザーバーは、東部まぐろかじき漁業について、SBT が偶発的に漁獲されやすい月と海区(5 月から 9 月までの南緯 30 度以南)において、はえ縄の操業を監視した。オブザーバーのデータから、監視された操業では、はえ縄で漁獲された SBT のうち 61% が投棄されたことが示された。対照的に、同時期に南緯 30 度以南で操業した他の漁船のログブックでは SBT の投棄レベルはわずか 10% となっている。この新たな情報に対応するため、オーストラリア漁業管理庁は、2005 漁期及び 2006 漁期から SBT が高い確率で漁獲される海区及び時期について、より厳しい入漁規制を設け、オブザーバー・カバー率を 100% とした。この定義は、上に概説した SBT がもっとも漁獲されやすい時期及び場所よりさらに厳しいことに留意されたい。

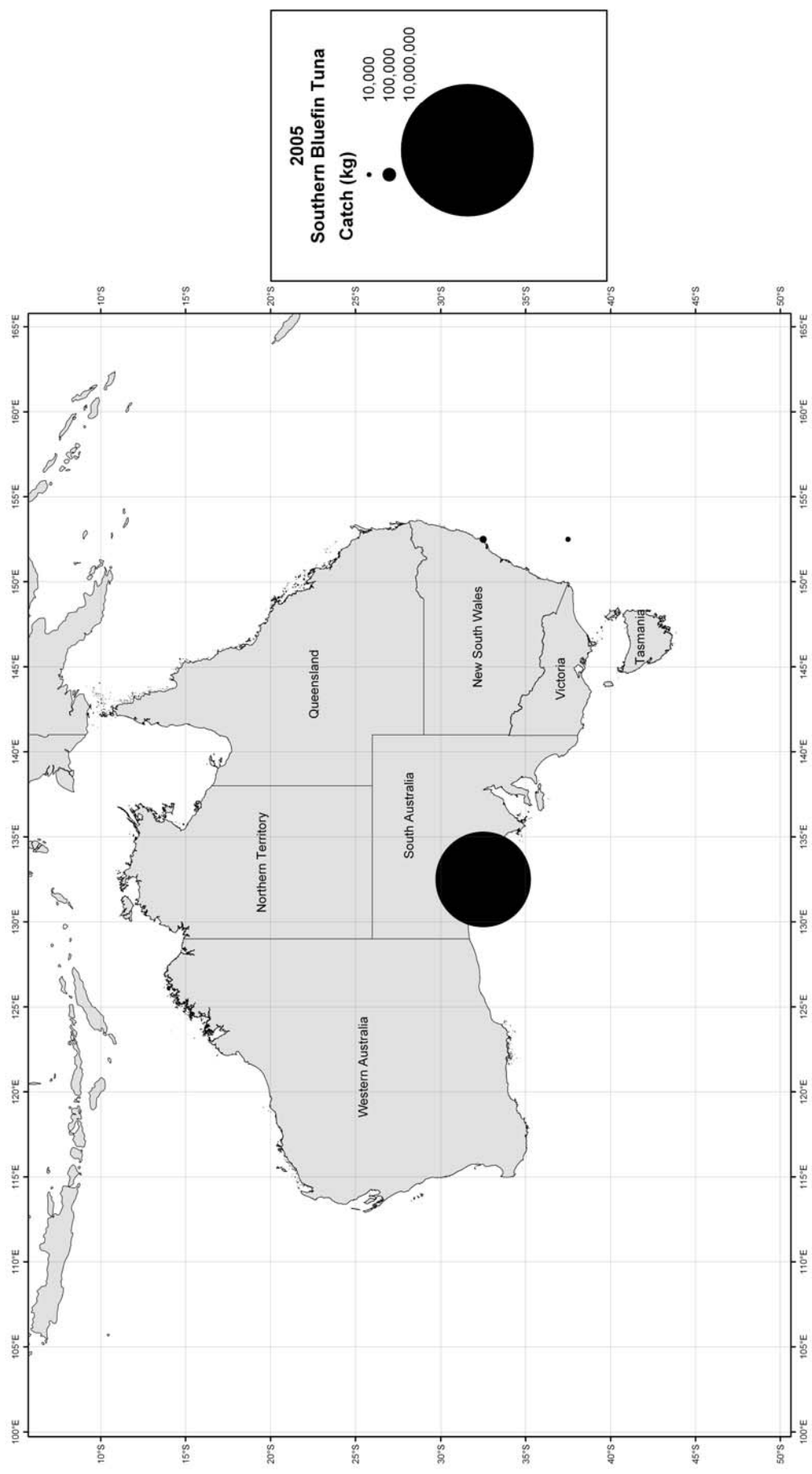


図 1: 2005 年のオーストラリアの SBT 漁獲量

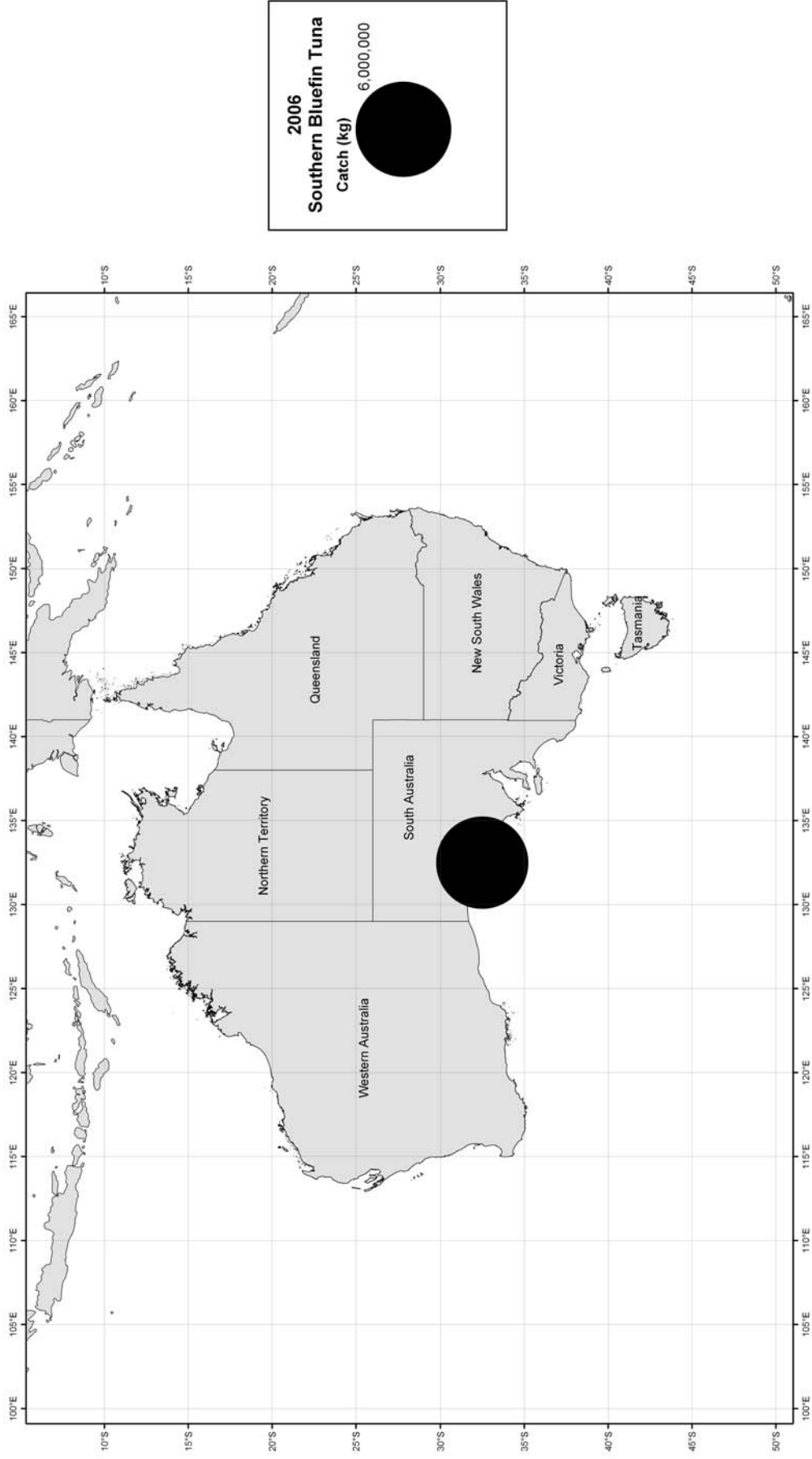


図 2: 2006 年のオーストラリアの SBT 漁獲量

2006年5月から9月の間(SBTが通常漁獲される月)、南緯30度以南の東部まぐろかじき漁業(ETBF)においては、17人のオブザーバーが、漁期総計416千鈎のうち、SBTが回遊する間のはえ縄努力量のオブザーバー・カバー率30.2%に相当する126千鈎を監視した。オブザーバー乗船中の総漁獲尾数は、39尾、うち17尾が保持、21尾が投棄(20尾は生存放流)、1尾が標識放流された。標識放流された魚は投棄魚に含まれていないことに留意されたい。保持された魚は体長116から193cmであった。2002年から2005年にかけてETBFはえ縄で投棄されたSBTの体長組成を図1に示した。2006年のETBFのログブックは同漁業で6トン(73尾)が保持され、3尾(4%)のみ投棄されたとなっている。投棄に関する詳細を別添1に示した。

2006年、ERSのオブザーバーは、南西まぐろかじき漁業のはえ縄操業の2%を監視した。2006年に同漁業で観測されたSBTはなかった。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1988-89割当年から2005-06割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量を表5に示した。1994-95年漁期から2006-07年漁期のまき網漁業の漁期別漁獲努力量(探査時間数及び漁船数)を表4に示した。

表4: 1994-95年漁期から2006-07年漁期までのまき網の漁獲量及び努力量

漁期	推定漁獲量(トン)	漁獲実績(トン)	隻数	船の探査時間	投網数	漁獲された1度区画数
1994-95	2179	2009	5	526	104	5
1995-96	2859	3442	6	631	89	11
1996-97	3134	2505	7	769	118	13
1997-98	3916	3629	7	671	143	8
1998-99	4418	4991	7	972	129	3
1999-00	4746	5131	8	764	107	5
2000-01	5100	5162	8	799	129	2
2001-02	5400	5234	7	1309	159	3
2002-03	5188	5375	7	1276	150	5
2003-04	5299	4874	6	1202	160	4
2004-05	5225	5215	8	1168	139	4
2005-06	5463	5302	7	1304	156	6
2006-07	5024	5231	6	1447	160	8

全般的にSBTの遊漁者による漁獲に関するデータの質は低い、初期的な調査では漁獲量と漁獲地点の年ごとの変動が多いことが確認された。過去10年間の示唆的な推定値では、年間の遊漁漁獲は3トンから85トンに及んでおり、漁獲量が最も多いのはタスマニア付近である(表6)。これらのデータは示唆的な推定値であり、各種異なるデータ源をもとにしている。

表 5: 1988-89 割当年から 2005-06 割当年までのオーストラリアの漁具別・州別の漁獲量

割当年	西オーストラリア		南オーストラリア		ニューサウスウェールズ		タスマニア		大型はえ縄船			オーストラリア合計		合計 全 漁具					
	アルパニー 竿釣り	エス・ラス 竿釣り	竿釣り 及び いけす まき網	蓄養 はえ 縄	合計	竿釣り はえ縄 及び まき網	合計	ひき縄 はえ縄	豪 用船	合弁 事業	合計	国内 表層	国内 はえ縄		RTMP				
1988-89	204	221	0	4872	0	0	4872	1	0	2	0	2	0	684	5299	1	685	0	5984
1989-90	133	97	0	4199	0	0	4199	6	0	14	0	14	0	400	4443	6	406	0	4849
1990-91	175	45	0	2588	0	0	2588	15	0	57	0	57	0	881	2865	15	1151	*300	4316
1991-92	17	0	0	1716	138	14	1781	34	90	124	20	56	36	2057	1854	124	2240	800	4894
1992-93	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	254	44	67	23	2735	1477	350	3085	650	5212
1993-94	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	7	2299	1922	446	2745	270	4937
1994-95	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	157	4	109	4	1295	2866	268	1563	650	5080
1995-96	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	117	0	262	0	0	4837	351	351	0	5188
1996-97	0	0	0	2000	2498	0	4497	7	229	236	2	242	2	0	4507	472	472	0	4978
1997-98	0	0	0	916	3488	0	4403	0	475	475	10	219	10	0	4433	664	664	0	5097
1998-99	0	0	0	28	4991	0	5018	0	97	97	10	116	10	0	5016	216	216	0	5232
1999-00	0	0	0	0	5130	13	5143	0	114	114	0	10	0	0	5130	127	127	0	5257
2000-01	0	0	0	0	5162	6	5168	0	32	32	0	10	0	0	5162	38	38	0	5247
2001-02	0	0	7	0	5234	0	5234	0	*22	*22	0	10	0	0	5234	29	29	0	5262
2002-03	0	0	0	0	5375	0	5375	0	17	17	0	0	0	0	5375	17	17	0	5391
2003-04	0	0	0	0	4874	0	4874	0	*226	*226	0	20	0	0	4874	247	247	0	5120
2004-05	0	0	0	0	5214	0	5214	0	35	35	0	0	0	0	5214	35	35	0	5248
2005-06	0	0	0	0	5302	0	5302	0	6	6	0	0	0	0	5302	6	6	0	5308

1990-91 年にはオーストラリアの割当にさらに 700 トンの「冷凍」があつた(配分されていない分)。

△ 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と 1998-99 年の西オーストラリア及び南オーストラリアの蓄養以外の漁獲は南オーストラリアの竿釣り及びまき網漁獲に含まれ、1999-00 年と 2000-01 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲は南オーストラリアのはえ縄漁獲に含まれている。

~ 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年から 1998-99 年のニューサウスウェールズの竿釣り及びまき網漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

! 機密性保持のガイドラインのもと、1997-98 年と 1998-99 年のニューサウスウェールズにはクイーンズランドのはえ縄漁獲が含まれている。
 獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

* 機密性保持のガイドラインのもと、2001-02 年と 2003-04 年のニューサウスウェールズのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

≈ 機密性保持のガイドラインのもと、2002-03 年と 2003-04 年の西オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

+ 機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の南オーストラリアのはえ縄漁獲はニューサウスウェールズのはえ縄漁獲に含まれている。

機密性保持のガイドラインのもと、2003-04 年の追加的なまき網漁獲で蓄養いけすに入らなかったものは南オーストラリアのいけす用漁獲に含まれている。

現在のところ、2004-05年及び2005-06年の遊漁漁獲総量を定量化するにはデータが不十分であるが、漁業者の話から漁獲の空間的な変動が高いことが確認されている。2004-05年は南オーストラリアで良い漁期となったが、その他の地域、特にタスマニアでは年次のミナミマグロ・トーナメントで非常に悪い結果が記録された(SBTは1尾も漁獲されなかった)。2005-06年は、南オーストラリア、ビクトリア及びタスマニアの遊漁 SBT 漁獲量について良い年であった。

表 6: 1994年から2006年までのオーストラリア遊漁者の漁獲量の示唆的推定値(トン)(出典: ニューサウスウェールズ州水産省).

年	遊漁漁獲量(トン)
1994	16
1995	データ不足
1996	データ不足
1997	データ不足
1998	38
1999	3
2000	10
2001	60
2002	85
2003	データ不足
2004	データ不足
2005	データ不足
2006	データ不足

5. 年間の船団規模及び努力量

2005-06年には、合計14隻の商業漁船がオーストラリア水域で SBT の水揚げを行った。

南オーストラリア州

2005-06割当年は、南オーストラリア州のオーストラリア大湾東部の表層に収束する1才から5才魚の SBT を対象に、7隻のまき網船が操業したのに加え、様々な生餌船、平底ボートによる曳航、及び撒き餌船も使用された。漁期は2005年12月中旬に始まり、2006年3月中旬に終了した。2006年11月下旬に仕上げの漁があったが、これは同割当年に分類されることになる。

西オーストラリア州

2005-06割当年には西オーストラリア沖における SBT 漁業はなかった。

ニューサウスウェールズ州

2005-06年には、7隻の国内はえ縄船がニューサウスウェールズ州の漁業に、いずれかの時点で参加し、大型若齢魚と成魚を漁獲した。ニューサウスウェールズ州沖のはえ縄漁期は2006年6月上旬から2006年9月下旬までであった。

タスマニア州

2005-06 割当年にはタスマニア沖における SBT 漁業はなかった。

クイーンズランド州

2005-06 割当年にはクイーンズランド沖における SBT 漁業はなかった。

6. 過去の船団規模及び分布

ひき縄による SBT の漁獲はオーストラリア東岸沖において 1920 年代から報告されているが、SBT の商業漁獲が本格的にスタートしたのは、ニューサウスウェールズ州、南オーストラリア州で竿釣りとし生餌による漁業が定着した 1950 年代初めで、後には(1970 年)西オーストラリアでも同様の漁業が確立された。その後、まき網が主な漁法として竿釣りに取って代わり、漁獲量は 1982 年に 21,500 トンでピークに達した。初期のオーストラリアの SBT 漁獲の大部分は缶詰加工用に利用された。1983-84 年の漁獲枠削減にともない、非常に小型の SBT 若齢魚を対象とする西オーストラリア州の竿釣り漁業が閉鎖され、日本の刺身市場に供給するための大型若齢魚を対象とした漁業が南東部において始まった。オーストラリアの総漁獲可能量(TAC)の約半分が日豪合弁事業のはえ縄船によりオーストラリア漁業水域(AFZ)で漁獲されていた 1989 年から 1995 年にかけて、表層漁獲はさらに削減された。合弁事業は 1995 年後半に停止された。1992 年から 1998 年まで、タスマニア州沖及びニューサウスウェールズ州沖で操業する国内のはえ縄船が、オーストラリアの総漁獲量の約 5-10%を漁獲していた。

1990-91 年に、SBT の価値を高める目的で、およそ 20 トンの SBT が南オーストラリア州のポートリンカーンの蓄養いけすに移送された。オーストラリアの SBT 総漁獲可能量(TAC)は蓄養用に利用されるようになり、TAC に占める割合は 1991-92 年の 3%から 1999-00 年には 98%となり、その後もこのような高いレベルが維持されている。

1979 年にオーストラリア漁業水域(AFZ)が宣言されて以来、日本のはえ縄船は各種の二国間の条件や RTMP 及び合弁事業アレンジの下、1997 年まで操業していたが、同年に CCSBT で全世界総漁獲可能量の合意が得られなかったことを受け、すべての日本のはえ縄船が AFZ から排除された。Caton and Ward (1996)は、1979-80 年から 1994-95 年の二国間協定に基づく AFZ 内におけるはえ縄船の操業に関する補足協定の写しを提示している。

7. 漁業監視

漁業者及び魚類荷受人は法律によって一連のログブック及び漁獲の記録を義務付けられており、これらは監視、遵守及び調査の目的で AFMA に送付される。使用される書式は SBT の漁法ごとに定められている。航海日誌及び漁獲物投棄記録から得られたデータは、その記録ごとに定められている指定期間内に AFMA に提出しなければならない。

漁獲物投棄記録

SBT の漁獲物投棄記録は、蓄養以外の目的で漁業者により漁獲された SBT を記録するためのものであり、荷降ろし後直ちに漁業権所有者及び最初の荷受人によって署名される。漁獲物投棄記録は航海日誌のデータを検証する手段となる。

オーストラリア漁獲記録日報及び蓄養場移送日誌

表層はえ縄及びその他縄漁法を使用する漁業者は日誌に作成する必要がある。はえ縄漁業者は、オーストラリア表層はえ縄日誌を記入しなくてはならない。まき網漁業では、蓄養 SBT についてのみ、漁獲船の船長(クォータの割当を有する)がオーストラリアまき網及び一本釣り日誌を記入しなくてはならない。SBT 運搬船許可証の保持者もしくはその代表は蓄養場移送日誌と呼ばれる書類を記入し、これは魚が曳航用いけすから蓄養いけすに移送される時に尾数のカウントを行う監視会社に提供される。

蓄養場投棄記録

蓄養活動の調査と監視を行うためのデータ入手の具体的なプロセスが策定されている。AFMA が毎年の独立した会社と契約を結び、蓄養活動の監視を行う。適切な書式に漁獲時及び曳航中の死亡を記録し、AFMA の監督官が要請した場合に提出しなくてはならない。

SBT が曳航用いけすから蓄養場に移送される際には、AFMA が契約した監視会社がビデオで録画しなくてはならない。この記録を利用して蓄養場に移転された魚を数える。この数を、(40 尾のサンプルから得た)平均体重で乗じ、蓄養投棄記録を用いて割当量から差し引く。2005/06 年及び 2006/07 年漁期には、AFMA の遵守担当官が海上での活動を監視した。

オブザーバー計画

まき網漁業のオブザーバー計画は 2002-03 年漁期から実施されている。はえ縄漁業(東部まぐろかじき漁業の南東部)のオブザーバー計画は 2002 年半ばから実施されている。

監視及び遵守状況を高めるため、SBT 漁業の監視アレンジメントはレビューと改善が継続的に行われている。ニューサウスウェールズ沖のはえ縄業者による割当以外の漁獲のリスクを最小限に抑えるため、2000 年以降、SBT が回遊する水域への入漁は SBT 漁獲割当を保有する船だけに制限している。

8. その他の要因

輸入輸出統計

オーストラリアから輸出された魚を記録する貿易情報スキーム(TIS)を実施し、改善してきている。TIS の書類は、オーストラリアから輸出される最終段階で製品を扱う輸出登録機関の認可を受けた

署名者により記入され、政府担当官が検証する。この書類は蓄養及び蓄養以外の SBT の双方に使われる。この制度は日本の輸入統計と対比できる SBT 輸出の完全な記録を提供するものである。

市場

2005-06 年は、19.5 トンの SBT がオーストラリアの国内市場に向けられた。

2006 年 1 月から 12 月の間、中国(533kg)、イギリス(2,841kg)、香港(158kg)、韓国(489kg)、フィリピン(10kg)、タイ(74kg)、アラブ首長国連邦(196kg)、米国(72t)及び日本(8,561 t)に輸出された。

2006 年 6 月から 8 月の間、ニュージーランドから 1,261kg の SBT が輸入された。

オブザーバー・カバー率

まき網漁業—オーストラリア大湾 2006-07

2006-07 年のオーストラリア SBT 漁期におけるまき網オブザーバー計画は、南緯 33 度及び 34 度並びに東経 131 度及び 133 度における漁獲と曳航操業を、2006 年 1 月、2 月及び 3 月に、監視した。オーストラリア人と南アフリカ人(各 1 人)のオブザーバーが、2006-07 年に漁獲のあった総投網数の 5.6%に相当する 9 投網を監視した。これらのオブザーブにより、期間中に 2006-07 漁期の推定漁獲トン数の 5.6%に相当する推定 280 トンの SBT を監視した。2006-07 漁期においてカバレッジ目標 10%を割り込んだことは、当初予定されたよりも投網数(努力量)が少なかったためであり、結果的にオブザーブされた航海で見られた漁獲も割り込んでしまった。漁獲が低位であったことは、時期及び環境要因の影響を受けたものと思われる。

また、オブザーバーは、2 回の曳航操業について SBT の死亡率を監視、記録した。まき網漁船におけるオブザーバー・カバー率は 1 月、2 月及び 3 月に限られているため、当該データが 12 月から 4 月にわたるまき網漁業の漁期のすべての漁船を必ずしも代表している訳ではない。

はえ縄漁業

2006 年 5 月から 9 月までの南緯 30 度以南(SBT が通常漁獲される月)の東岸まぐろかじき漁業(ETBF)においては、17 人のオブザーバーが漁期総計 416 千鈎のうちはえ縄努力量のオブザーバー・カバー率 30.2%に相当する 126 千鈎を監視した。オブザーバー乗船中の総漁獲尾数は、39 尾、うち 17 尾が保持、21 尾が投棄(20 尾は生存放流)、1 尾が標識放流された。標識放流された魚は投棄魚に含まれていないことに留意されたい。保持された魚は体長 116 から 193cm であった。2002 年から 2005 年の ETBF はえ縄漁獲における投棄魚の体長分布を図 1 に示す。2005 年の ETBF ログブックは、6 トン(73 尾)の SBT が保持され、3 尾(4%)が投棄されたとしている。

2006 年、南西まぐろかじき漁業の操業の 2%が監視された。2006 年に同漁業で漁獲された SBT で監視されたものはなかった。

別添 1: SBT 漁期 : 1988-89 年から 2005-06 年

割当年	開始日	終了日
1988-89	1988 年 10 月 1 日	1989 年 9 月 30 日
1989-90	1989 年 10 月 1 日	1990 年 9 月 30 日
1990-91	1990 年 10 月 1 日	1991 年 9 月 30 日
1991-92	1991 年 10 月 1 日	1992 年 10 月 31 日
1992-93	1992 年 11 月 1 日	1993 年 10 月 31 日
1993-94	1993 年 11 月 1 日	1994 年 10 月 31 日
1994-95	1994 年 11 月 1 日	1995 年 12 月 15 日
1995-96	1995 年 12 月 16 日	1996 年 12 月 15 日
1996-97	1996 年 12 月 16 日	1997 年 11 月 30 日
1997-98	1997 年 12 月 1 日	1998 年 11 月 30 日
1998-99	1998 年 12 月 1 日	1999 年 11 月 30 日
1999-00	1999 年 12 月 1 日	2000 年 11 月 30 日
2000-01	2000 年 12 月 1 日	2001 年 11 月 30 日
2001-02	2001 年 12 月 1 日	2002 年 11 月 30 日
2002-03	2002 年 12 月 1 日	2003 年 11 月 30 日
2003-04	2003 年 12 月 1 日	2004 年 11 月 30 日
2004-05	2004 年 12 月 1 日	2005 年 11 月 30 日
2005-06	2005 年 12 月 1 日	2006 年 11 月 30 日
2006-07	2006 年 12 月 1 日	2007 年 11 月 30 日

2005/2006年の台湾SBT漁業のレビュー

1. 序文

台湾は、1970年代からミナミマグロ（以下、SBT）を漁獲している。一部は、ミナミマグロを対象とした季節的な漁業により、また一部はビンナガ漁業の混獲種として漁獲されている。ミナミマグロを対象とした季節的な漁業は、主に超低温冷凍庫を装備したはえ縄船によって行われており、6月から9月までと10月から翌年2月までの2期間に、南緯30-35度の海域で操業している。今までのところ、通年の操業は行われていない。2006年の年間総漁獲量の予備的な推定値は963トンで、2005年の941トンから22トン増加した。

2. 努力量に関する操業上の制約*規制措置*

台湾は、2002年にCCSBT拡大委員会のメンバーとなり、1,140トンの国別漁獲割当に合意した。SBTを季節的对象とする漁業及び混獲とする漁船に区分され、2つの漁業の個別漁船に対し個別漁獲枠を与えている。各漁船は、対象又は混獲漁業として、台湾マグロ協会に登録することが義務づけられ、これらの漁船はSBTを漁獲の前に政府の許可を受ける必要がある。2006年には、年間漁獲量の約99.7%が季節的对象漁船に割り当てられ、残り0.3%が混獲漁船に割り当てられた。

SBTの漁獲情報を速やかに収集し、総漁獲割当量を超過しないよう管理するため、1996年以降、SBTを漁獲するすべての漁船は、SBT漁獲重量と漁獲地点を、漁業当局に毎週報告することが義務づけられている。この制度は、2002年に、より正確な漁獲情報を集めるために改善され、体長測定も報告されるようになった。2000年6月、台湾は、CCSBTが採択した貿易情報スキーム(TIS)の要件をみたす輸出用SBTに対するTISを導入した。2002年から、SBTを漁獲するすべての漁船は、監視センターに漁船の位置を適宜送信する衛星を利用した漁船監視システム(VMS)を搭載することが義務づけられた。科学委員会が指摘したSBT産卵場での操業は禁止されており、産卵親魚資源を保護するため、同水域からの漁獲物についてはTISを発行しないこととしている。

3. 漁獲量及び努力量

2006年漁期の季節的対象漁業と混獲漁業を含む36隻の実稼働漁船による漁獲実績は963トンであった。台湾のSBT漁獲量のおよそ93%がインド洋南部と中部で漁獲され、残り7%が大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部で漁獲された。

4. 過去の漁獲量及び努力量

1980年初頭のSBTの年間漁獲量は、250トン以下と比較的小規模であった。まぐろはえ縄船団の拡大及び漁場の開発に従い、年間漁獲量は顕著な増加をみた。1989年から1992年までの間、SBTの年間漁獲量は1,100トン超と著しく増加、うち1/4が流し網漁業によるものであった。1992年12月31日の世界の海洋の公海における大規模流し網漁業のグローバル・モラトリアムを求めた国連総会決議 46/215に従い、公海上での流し網漁業が1993年に禁止されて以降、SBTの年間漁獲量は一定のレベルまで減少し、過去10年間のSBTの年間漁獲量は800トンから1,600トンで推移している(表1)。

5. 年間の船団規模及び分布

2006年には、36隻のはえ縄漁船がSBT漁業に従事し、その大半がインド洋で操業した。漁場は主に南緯20度から40度の水域で、6月から9月はインド洋の南部から中部に分布し、10月から翌年2月までの期間は大西洋の東境界線に及ぶインド洋南部及び西部に分布していた。

6. 過去の船団規模及び分布

1993年の流し網漁業禁止の結果、SBTははえ縄漁業のみによってインド洋を中心とする三大洋で漁獲された。漁船からの週間報告及び貿易業者の情報によれば、1998年から2001年の間、100隻以上のSBT漁船が存在した。漁業者が定めたクォータ管理規則のため、SBTの漁獲を許可された漁船数は、2002年に61隻、2003年に100隻、2004年に92隻、2005年に57隻、2006年に36隻と大きく変動している。2005年から2006年にかけて漁船数が大幅に減少したのは、一部の漁船が南アフリカ沖でバラムツに対象を変更したためである。

7. 漁業の監視

次の措置を通じて、漁業の理解を深め、監視を強化するための多大な努力が払わ

れてきている。

- I. SBT漁獲に関する週間報告を台湾マグロ協会経由で漁業署に提出することが義務づけられている。2002年以降、SBT統計証明の申請に際し、週間報告に毎日の漁獲量、漁獲位置及び投棄量といった情報を提供することが義務づけられた。
- II. 2002年4月から、漁船の位置を監視するため、SBTを漁獲する漁船はVMSを搭載することが義務づけられた。
- III. SBT漁業に関する試験的な科学オブザーバー計画が2002年から開始された。2006年には、3名のオブザーバーが3隻のSBT漁船に配置された。オブザーバー・カバー率は、釣ごとに12.78%、漁獲ごとに4.26%であった。漁獲のオブザーブが低調であったのは、3隻中2隻が対象種を変更しSBT漁場を離脱したためである。
- IV. 最新で詳細な漁獲情報を収集するためTISが実施されている。TIS文書の申請に際し、申請者は、貨物運搬業者が発行した転載書類も提出することが義務づけられている。日本における水揚げ後、申請者は、漁獲統計のさらなる検証のため、検定会社によって承認された取引記録の漁業署への提出が求められている。

8. その他の要因

市場

2006年、817トンが日本の刺身市場に、23トンが南アフリカに、輸出された。販売促進を目的に、2006年から、漁業署は、一部の漁獲物を台湾の国内消費用に搬入することを、業界に求めている。2006年、国内消費量は約123トンとなり、前年に比べ112.5トン増加した。

海鳥の緩和措置

2006年5月、漁業署は、はえ縄漁業における海鳥の偶発的漁獲を削減する国内行動計画(NPOA-Seabirds)を公表、同時に南緯28度以南の海域において操業するはえ縄漁船に対しトリラインの搭載を必要要件とする規則を導入した。

表 1. 1971年から2006年までの台湾遠洋はえ縄漁船及び流し網漁船によるSBTの年間漁獲量

単位 トン			
年	はえ縄	流し網	合計
1971	30		30
1972	70		70
1973	90		90
1974	100		100
1975	15		15
1976	15		15
1977	5		5
1978	80		80
1979	53		53
1980	64		64
1981	92		92
1982	171	11	182
1983	149	12	161
1984	244	0	244
1985	174	67	241
1986	433	81	514
1987	623	87	710
1988	622	234	856
1989	1,076	319	1,395
1990	872	305	1,177
1991	1,353	107	1,460
1992	1,219	3	1,222
1993	958		958
1994	1,020		1,020
1995	1,431		1,431
1996	1,467		1,467
1997	872		872
1998	1,446		1,446
1999	1,513		1,513
2000	1,448		1,448
2001	1,580		1,580
2002	1,137		1,137
2003	1,128		1,128
2004	1,298		1,298
2005	941		941
2006*	963		963

(*2006年は予備データ)

2006 年漁期の日本の SBT 漁業のレビュー

1. 序文

2005 年漁期において、我が国は、割当量 6,065 トンに対して 1,790 トンの超過漁獲を発見した。資源回復・管理の観点から、2006 年漁期において、我が国は、少なくとも 1500 トン以上、実質漁獲を抑制することとし、結果、2006 年漁期の総漁獲量は 3,693 トンとなった。

なお、我が国は、2006 年漁期より、ミナミマグロ漁業管理制度の抜本的な改正を行った。新制度は、漁業者別・漁船別の漁獲割当とするとともに、魚体へのタグ装着義務付け、水揚げ港を指定する等の内容となっており、2006 年 4 月 1 日に施行した(詳細は別添を参照)。

2. 努力量に関する操業上の制約

2006 年漁期より、漁業者別・漁船別の漁獲割当により、操業隻数を制限しつつ管理を行った。

さらに、日本のまぐろ漁船を監視するため、日本政府は取締船を派遣した。

3. 漁獲量及び努力量

2006 年漁期にミナミマグロを漁獲した漁船は 133 隻であった。また、我が国漁船から投棄の報告はなかった。遊漁者による SBT の漁獲報告もなかった。日本のまぐろ漁船が漁獲した SBT は、すべて国内で消費されたものと見なした。

4. 過去の漁獲量及び努力量

(1) 2000 年漁期、日本政府は自主的に漁獲枠を、1997 年に合意された国別漁獲枠の 6,065 トンから 1,487 トン差し引いた 4,578 トンに設定した。しかし、ITLOS の暫定措置が 2000 年 8 月に覆されたため、2000 年 9 月に自主的な漁獲枠を 6,065 トンに変更した。2000 年漁期の実績は 6,027 トンであった。

(2) 2001 年漁期については、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、

その後日本政府は他の関係メンバーと協議した結果、自主的な漁獲枠を 6,421 トンとした。2001 年漁期の実績は 6,647 トンであった。

- (3) 2002 年漁期は、暫定的な漁獲枠として 6,065 トンで操業を開始し、実績は 6,192 トンとなった。
- (4) 2003 年漁期においては、日本政府は自主的に漁獲枠を 6,065 トンから 226 トン差し引き、5,839 トンと設定した。漁獲実績は 5,770 トンであった。
- (5) 2004 年漁期は、6,065 トンから 2002 年漁獲超過の 127 トンを差し引き、2003 年の未使用分 69 トンを追加し 6,007 トンとした。漁獲実績は 5,982 トンであった。
- (6) 2005 年漁期の漁獲量は 7,855 トンで、我が国割当量(6,065 トン)を 1,790 トン超過した。

5. 年間の船団規模及び分布

2006 年漁期にミナミマグロを漁獲した漁船数は 133 隻であった。

6. 過去の船団規模及び分布

- (1) 1999 年漁期にはのべ 227 隻の漁船が操業した(1998 年漁期より 30 隻減)。
これは日本が FAO で合意された行動計画に基づき、遠洋まぐろはえ縄船を減船したためである。
- (2) 2000 年漁期は、ITLOS の暫定措置に基づく漁獲制減に従い、SBT を対象とする漁船数を 172 隻に削減した。しかし、暫定措置が覆されたことを受け、9 月の漁獲枠が増加したことに伴い、27 隻が追加され、のべ 199 隻の漁船が SBT を対象とした操業を行った。
- (3) 2001 年、2002 年、2003 年、2004 年、2005 年漁期については、のべ操業隻数はそれぞれ、227 隻、224 隻、221 隻、222 隻、222 隻であった。

7. 漁業監視

2006 年漁期における漁業監視活動以下の通り。

- (1) 既存の管理制度(例：取締船の派遣、VMS によるモニタリング)に加え、漁

船・漁業者別漁獲割当、採捕したミナミマグロへのタグ装着の義務化、指定港水揚げ(水産庁漁業監督官による全量検査)、違法に採捕したミナミマグロの所持販売禁止を内容とする新たなミナミマグロの管理制度を導入した。

- (2) 日本政府は、漁場への取締船の派遣、無作為に選択した SBT 漁船への科学オブザーバーの乗船、すべての SBT 漁船への VMS 搭載の要請、日本政府に対する漁船位置の日報、漁業を管理・監視するために必要な措置を講じた。
- (3) 3 隻の取締船が SBT 漁場に派遣された。
- (4) 12 名(延べ 13 名)の科学オブザーバーが派遣された。日本の SBT 漁船のオブザーバー・カバー率は、漁船数の 9.8%、釣鈎数の 8.8%、SBT 漁獲尾数の 6.1%であった。オブザーバーを派遣するにあたり、総額約 4,350 万円(395 千 US\$)を要した。

8. その他の要因

輸入／輸出統計

2006 年に日本に輸入された SBT は 9,701 トン(製品重量)で、2004 年を 73 トン下回る結果となった。輸入 SBT の大半は CCSBT メンバーからのものであった(1.オーストラリア、2.台湾、3.ニュージーランド)。特にオーストラリアからの輸入は 8,609 トンとなり、SBT 総輸入量の 88.7%を占めた。

日本の新たな SBT 漁業制度

2006 年 4 月 1 日から施行された新たな制度の概要。

- 新制度は個別の漁船に対し SBT の個別割当システムを採用した。2006 年漁期については、142 隻が個別割当の配分を受けた。
- 漁業者に対し漁獲した個別の SBT にタグを付すことを義務づけるタギングシステムを含み、タグはシリアルナンバーと漁船のコールサインが記されてなければならない。
- また、漁業者は指定された 8 港のみで SBT を水揚げすることが義務づけられ、すべての水揚げされる SBT は水産庁の漁業監督公務員による検査を受けることとなる。
- 新制度では、漁業者のみならず違法に漁獲され水揚げされた SBT と知りながら、購入又は加工した企業(バイヤーや販売業者)も、罪を犯したものとみなされ、罰せられる。罰則は 2 年以下の懲役又は最高 50 万円以下の罰金。
- 重大な違反の場合、当該漁業者は以後 5 年間割当を受けることができない。

日本のSBT輸入統計

別添2

国・地域別SBT輸入量(生鮮、チルド、冷凍)

(単位: kg)

	1995 1月-12月	1996 1月-12月	1997 1月-12月	1998 1月-12月	1999 1月-12月	2000 1月-12月	2001 1月-12月	2002 1月-12月	2003 1月-12月	2004 1月-12月	2005 1月-12月	2006 1月-12月
オーストラリア	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621	8,185,820	8,237,206	6,368,352	9,748,627	8,740,606	8,609,706
台湾	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906	1,478,751	1,005,656	991,599	1,089,597	765,758	874,689
韓国	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426	932,889	954,285	491,446	138,277	51,752	101,252
ニュージーランド	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316	199,813	240,338	260,731	228,905	147,431	105,945
インドネシア	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012	77,528	181,322	48,825	23,899	23,744	
セイシェル					1,129		32,435	176,740				
フィリピン		182		4,415	69,170	15,041	16,197	54,828	44,678	84,897	44,835	7,307
中国*	9,183				373	3,738	3,172	15,173	35,004	1,508		
南アフリカ									4,201			2,523
ホンジュラス	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048						
シンガポール	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423						
グアム		680	454	3,673	2,429	1,900						
フィジー	445		396	181	972	526						
赤道ギニア				130,846	32,258	446						
パラオ		569	690		1,073	166						
タイ		333	376		645	125						
ベリーズ	3,380	9,534	278	91,849	39,580							
カンボジア				17,301	4,374							
マレーシア				271	836							
ギリシャ					502							
ウルグアイ	342	102	1,028		186							
トンガ	138				162							
米国	1,320			2,062								
パナマ			212,632									
クロアチア			729							9,980 ¹		
ミクロネシア連邦			195									
モルジブ			163									
ニューカレドニア			119									
ポルトガル			93									
バヌアツ		17,855										
フランス		2,995										
チリ		334										
クック諸島		140										
スペイン	11,061											
チュニジア	124									47,144 ¹		
合計	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694	10,926,605	10,865,548	8,244,836	11,372,834	9,774,126	9,701,422

出典: 財務省 日本貿易統計

¹この数字はクロマグロと考えられることから、全世界SBT漁獲量の一部と見なされていない。

ニュージーランドの SBT 漁業のレビュー

1. 序文

国内のみなまぐろ(SBT)漁業は開始以来、EEZ の中で、手釣り、ひき縄及びはえ縄により行われてきた。近年では、ほとんどの SBT が表層はえ縄漁業により漁獲されており、極一部がひき縄又はホキを対象とした中層トロールにより混獲されている。国内漁業は様々な漁船によって行われており、これには数多くの個人所有の小型船、超低温機能を備えた数隻の外国に用船された大型はえ縄船が含まれる。

2004 年 10 月 1 日から、漁獲枠管理制度(QMS)がミナミマグロにも適用されるようになり、総商業漁獲可能量(TACC)は 413 トンと設定された。ニュージーランドの国別漁獲枠は 420 トンであり、残りは遊漁者(4 トン)、原住民(1 トン)及びその他の死亡要因(2 トン)に当てられている。QMS の導入により、従来の「オリンピック」方式が変更され、また船団の整理統合につながったと見られている。

直近の 2005/06 年漁獲量は過去 10 年間で最低であった(238 トン)。その主な要因として 2 点が指摘されている。1 つはニュージーランドはえ縄漁業への新規加入魚の欠如にともなう漁獲されやすい資源量の低下(用船船団の CPUE が引き続き低調なことで説明されるように)、もう 1 つは国内船団及び用船船団の両方におけるはえ縄努力量の減少である。

2006/07 の漁獲における初期指標は高位である(2007 年 7 月末で 342 トン)。

2. 努力量に対する操業上の制約

法的措置

ニュージーランド SBT 漁業の範囲内又は公海で操業するすべてのニュージーランド漁業者は、関係のある国内又は公海の漁業許可を取得すること及び登録漁船から操業することが義務付けられている。公海漁業の許可には、漁獲報告及び転載に関する要件を含め漁船の活動を規制するための条件が付される。ニュージーランドに船籍を置き登録されているすべての漁船は、その割合は極僅かであるものの、法的に SBT を漁獲する許可が与えられている。

ニュージーランドは、先に合意された国別漁獲制限の 420 トン(原魚重量)を引き続き課している。2004 年 10 月 1 日付けで、SBT に対しニュージーランド QMS が導入された。QMS 管理へ移行した結果、ニュージーランドの SBT 漁業管理において何点か改善が見られた。商業的漁業のための 3 種類の漁獲報告が義務付けられた(漁獲量及び努力量、水揚量、荷受人による報告)。漁獲報告は、月ごとにクォータに対し精算され、漁獲量監視を改善させている。クォータ内に SBT 漁獲量を遵守しない漁業者に対しては多額の罰金が課せられることから、超過漁獲の可能性が抑えられている。これらの国内的な漁獲報告に関する要件は、すでに実施されている CCSBT の貿易情報スキーム(TIS)に追加されるものである。

QMS 導入のもう一つの成果は、SBT の漁獲に最も適している時期に集中させるための漁期の延長にともなう、漁獲努力の合理化である。

3. 漁獲量及び努力量

ニュージーランドの SBT 漁業は当初手釣り及びひき縄漁業であった。国内はえ縄漁業の開始(1990 年)以来、はえ縄漁業の努力量がひき縄および手釣りの漁業の努力量にほとんど完全に取って代わった。ひき縄により若干の SBT 漁獲が引き続き行われており、少量の SBT が中層トロール漁業で混獲されている。表 1 に、暦年及び漁業年(10 月 1 日から 9 月 30 日)の SBT 総漁獲量をまとめた。

暦年、CCSBT 水域別の用船船団の努力量を図 1 に示した。漁獲と努力量のほとんどが南島西岸(WCSI)漁場をカバーする 6 海区に見られる。2001 年から 2004 年の間、用船船団は北島東岸(ECNI)漁場をカバーする 5 海区において SBT を対象とすることはなかった(SBT の漁獲なし)。2005 年には、2 隻の用船が漁期後半に北島東岸沖で操業し、南島西岸沖より高い釣獲率をあげた。

暦年、水域別の国内船団のはえ縄努力量を図 2 に示した。かなりのはえ縄漁業が、SBT 漁期外に SBT を混獲として操業されている。ニュージーランドの SBT 漁業をより理解するためには国内のデータと用船のデータを分離することが重要である。

漁獲に関する WCNI と ECNI の重要性は 1995 年以降変化を続けている。対象努力量は 1995 年から 2003 年にかけて両海区において急激に増加したが、それ以降、特に 6 海区で減少している。

すべての水域における漁船のノミナル CPUE を図 3 に示した(はえ縄の対象努力量に基づく)。1997 年から 2002 年にかけて、用船の CPUE は平均で 1000 釣り当たり 3 尾の SBT であった。新規加入群の不足に関連して、CPUE は 2003 年において劇的に減少した。CPUE は、2006 年に用船の CPUE が微増するまで、歴史的低位にあった。この増加は用船漁業の中心水域(6 海区)で見られたが、いくらかの小規模な加入が出現したことが背景にある。国内漁船の CPUE は用船の CPUE と似たパターンで推移しているが、過去において上回ったことはない。

遊漁及び原住民による SBT の漁獲

2004 年 10 月 1 日以降、ニュージーランドは、国別割当量のうち 5 トンを非商業的漁獲としている。ニュージーランド水域に SBT が見られる場所及び時期のせいで(概して、冬季かつ若干の遊漁しかない地域)、この許容量に達する見込みはない。

最近開発された南東西岸沖での太平洋くろまぐろ(*Thunnus orientalis*)のスポーツ・フィッシングで SBT が混獲されたという報告があった。概して、SBT は、漁期始め(7 月)に漁獲され、ほとんどの努力量が現れる 8 月から 9 月の間は、太平洋くろまぐろがほぼ全量を占める。保持される SBT の総トン数は低いものと考えられる。多くの SBT は標識放流されている。

ニュージーランドは、国別割当量の下での許容量に関する遊漁漁獲量をより良く推定するために、現行漁期の間、太平洋くろまぐろの監視を予定している。

マオリによる非商業的漁業で漁獲された SBT の推定値は存在していない。非商業的許容量として 1 トンが原住民による漁獲にあてられているが、実際の漁獲は無視できるものと考えられる。

4. 船団規模及び分布

SBTを漁獲する漁船隻数のピークは2002年であり、以降2006年にわずか56隻まで減少した(表2)。2005年及び2006年には、わずか2隻の用船がニュージーランド漁業水域においてSBTを漁獲したが、これは近年で最も少ない。

用船船団及び国内船団の漁獲努力量及びSBT漁獲量の空間的な分布を図4及び5に示す。

ニュージーランドの漁業年は10月1日から始まり、翌年9月30日に終了する。SBTは3、4月から8月、9月まで季節的にニュージーランド水域に出現する。SBTの漁獲は、主として、3月、4月から7月にかけて、WCSI及びECNIの沖合に見られる。

WCSI沖のはえ縄は、もっぱらSBTを主対象にしている。南島の南西岸沖で操業しているのは、主に用船船団の-60℃超の冷凍船である。一般的にWCSI沖の水域の方がECNI沖よりも気象条件が厳しく、国内小型漁船はこの水域であまり操業しない。

ECNI沖のはえ縄漁業は、国内の小型“アイスボート”が中心で、通常、洋上で数日間を過ごすものである。この漁業には、ミナミマグロを対象としている船とプレンティニー湾でのメバチ漁業の混獲種として漁獲している船がある。

大部分の対象努力量がECNI沖に現れているが、多くの国内漁業は従来WCSI沖で操業されており、1隻の大型国内漁船による漁獲が近年見られないことが主たる要因である。歴史的に、ECNIにおけるほとんどの努力量が、イースト・ケープの南側に投下されていたが、2004年のSBTへのQMS導入後、努力量はイースト・ケープ水域周辺へより分布し、若干遅れて出現した(およそ1ヶ月)。

多くの国内はえ縄漁業のうち、混獲として少量のSBTを漁獲するものは、分布のより北側に見られる。この漁業は、SBT漁期外に行われている。

2005年より前は、ECNI漁業に比べてWCSI漁業で比例より多くの漁獲(努力量に比べ)が得られていたものの、SBTの漁獲分布は対象努力量の分布と類似している。

5. 過去の船団規模及び分布

SBT漁業は、1980年代始めに冬季の小型漁船からの手釣り及びひき縄漁業として、南島の西岸でスタートした。ニュージーランドの大半の操業は7月と8月に行われた。1990年以降、SBTのクォータは、手釣りの時期までに、通常はえ縄漁船によって漁獲されてしまうことから、これらの漁法は比較的重要でない漁業の要素となっている。1980年代から1990年代中盤の間、外国許可(日本)のはえ縄船が、ほとんどののはえ縄操業を行っていた。しかし、漁獲率の低下、漁獲可能期間の短縮及びEEZにおける操業コストの増加にともない、外国許可船は1995年に操業を停止した。1991年に国内はえ縄漁業が開始され、漁船数は徐々に増え、2002年には150隻以上となったが、現在では56隻を下回るまで減少している。

6. 漁業の監視と遵守

漁獲監視

2004年10月1日から、ニュージーランドで漁獲枠を持つ他のすべての魚種に適用されている漁獲監視及び漁獲調整制度を SBT にも適用することになった。漁業者は毎月の漁獲収益を提示することが義務付けられている。これを個別の漁獲枠資格と照らし合わせる。漁獲枠以外の範囲で SBT を漁獲した漁業者には(月ごとに)罰金が科せられる。漁業者は漁業年末までに漁獲量と漁獲枠を調整する猶予が与えられるが、調整しなかった場合に罰金が大幅に増える。

商業的に漁獲された魚は、許可を受けた荷受人にのみ販売できる。荷受人は、魚種及び漁業者ごとの購入物の月別収支の提供が義務付けられている。これらの報告は、個別漁業者の水揚げ収支の確認に用いられる。

輸出されるすべての SBT は、CCSBT の TIS が添付されてなければならない。これらは、CCSBT 事務局に提供されており、事務局は、NZ の漁獲報告に対し、それらを集約、一致させている。

オブザーバー・カバー率

ニュージーランドは、国内及び用船のはえ縄漁船を包含する科学オブザーバー計画を有している。用船のすべての航海には、最低 1 名のオブザーバーが当てられている。一方、国内船団の目標カバー率レベルは、漁獲量の 10%を反映する努力量の 10%となっている。

2005年及び2006年には2隻の用船及び9隻の国内船にオブザーバーを配置した。2005年には10名の、2006年には16名のオブザーバーが必要とされた。

カバー率は、監視された漁獲量(尾数)及び鈎数の割合の2つの方法で評価される。2005年及び2006年の用船の漁獲量については、98%超が監視(測定)された。国内船団については、2005年に漁獲の9%を監視したものの、2006年はわずかに4%であった。努力量については、2005年及び2006年には、用船の鈎数のそれぞれ89%、94%が監視された。国内船団については、2005年は努力量の12%、2006年は9%が監視された。

オブザーバー・プログラムの総費用は、おおよそ219,500NZドルとなった(用船に対して112,500NZドル、国内船に対して107,000NZドル)。

生物学的情報

漁業省の科学オブザーバー計画のオブザーバーは、漁獲の特徴を確認するため、SBT 及び混獲種の生物学的データを収集する責任を持つ。SBT 及び主要な混獲種の体長、体重(製品重量及び全重量ともに)及び性別が通常記録される。

また、用船に乗船するオブザーバーは可能な限り多くの SBT の耳石を収集している。自国船は小型かつ異なる加工方法であるため、今のところ自国船から耳石を収集することは実現されていない。

2004年には、1153尾の SBT から耳石を収集したが、2005年及び2006年にはそれぞれわずか432尾及び444尾に留まった。低調な尾数に終わったのは、2005年及び2006年に

は少ない用船しかなかったためである。2004 年及び 2005 年の耳石のサブサンプルは、現在解釈に関する懸念があるものの、すでに年齢査定を終えた。

転載

ニュージーランド籍の漁船による転載は、ニュージーランド水域の内外を問わず、漁業省の事前確認が条件となっており、荷物のラベリング及び移転を含め具体的な要件とともにオブザーバー又は漁業監督官による監視を受けなくてはならない。転載は頻繁に行われるものではない。ニュージーランドが現在事務局に通報している運搬船はない。

漁船監視システム

ニュージーランドは、次を法制化した。

- 全長 28m を超えるすべてのニュージーランド漁船は、
- ニュージーランド水域で漁獲をする登録をしたすべての外国用船は、
- ニュージーランド水域外で操業するすべてのニュージーランド漁船及び登録漁船は、
- ニュージーランド水域で漁獲するための外国の許可を受けたすべての漁船は、

自動位置通報装置を搭載し、動作させなければならない。上記漁船はニュージーランド VMS に報告を行う。

漁業省は、すべての国内漁船に対する VMS の適用について、最近レビューに着手した。現在、小型漁船への VMS 適用には重大な技術的問題が存在している。ニュージーランド漁業省は、SBT を漁獲するすべてのニュージーランド漁船への VMS 適用という観点から、今後 2 年以内の技術的解決の開発を決定した。登録されたニュージーランド漁船は、すべて SBT を漁獲する許可が与えられているので、SBT を漁獲する前述のグループの漁船は、漁獲の許可を与えられたすべてのニュージーランド漁船の一部となっている。

IUU 漁業及び CCSBT 漁船登録の設定に関する決議

ニュージーランドは、CCSBT 事務局に許可漁船リストを提供しており、求められたとおりに記録を更新するための業務体系をとっている。ニュージーランド漁業水域において SBT を漁獲するために法的に許可されたすべての登録されたニュージーランド漁船がリストに含まれている。2007 年 2 月以降、漁船登録の申請書類には当該漁船による SBT の漁獲の有無を申請者が示すためのチェック欄が設けられた(対象又は混獲の択一)。いずれ、このことによって、SBT 船団を特定することが可能となる(そのような漁船は以前の漁獲報告の分析によって現在でも特定可能であるが、これでは船団に新たに参入する漁船を速やかに特定することはできない)。

SBT の漁獲はどのようなものであれ、ニュージーランドの QMS の一貫として設立された業務体系によって、記録、監視される。ニュージーランドは、時刻の登録漁船が IUU 漁業に関与していることを示す情報を有していない。ニュージーランドの企業との用船契約に基づく外国所有の漁船が CCSBT 拡大委員会のメンバーのものであれば SBT を漁獲することを可能にする手続きが整備されている。ニュージーランド漁船として登録が承認される前には、外国漁船の会社の前歴に関する個別評価が必要とされる。

IUU 船登録の実施及びそれともなうニュージーランド許可船リストの変更については、IUU 船に関する委員会の決定を待つばかりである。

委員会によって遵守委員会が検討しているその他の措置が一旦合意されれば、それらの実施を請け負うモニタリング及び活動について、この報告書に盛り込まれることになる。

7. 生態学的関連種

海鳥の緩和措置

ニュージーランドは、FAO の海鳥のための国際行動計画に応え、海鳥の国内行動計画を 2004 年 4 月に施行した。同計画は現在レビューされている。2007 年 2 月時点、ニュージーランドは、次の規則を表層はえ縄漁船に課している。

- 投縄時における鳥脅し装置(“トリ・ライン”)の使用。
- 航海上の夜明けの前 30 分及び航海上の日暮れ後 30 分の間は投縄をしない¹。
- 漁業省のオブザーバー・プログラムに対する出航の最低 5 日前までの通知。このことは、表層はえ縄漁船へのオブザーバーの配置に役立つ。

トリ・ラインの最低基準は、CCAMLR、CCSBT 及び WCPFC の勧告から得た国際的な最善な慣習に基づくものである。

海鳥混獲の緩和を助力するため、染色餌、臓物管理戦略及び加重縄を含む多様な自主的取組が用いられている。大型まぐろはえ縄漁船の用船船団は、自らの行動規範の一貫として、“危険のある”海鳥類の総偶発的死亡数について自主的な制限を定めている。

魚類以外の混獲

ニュージーランドは、漁業者が魚類以外の混獲(海亀、海鳥類及び海産哺乳類を含む)をより効率的に報告できるように、報告要件を変更している過程にある。なお、海亀を対象とした規則も変更されることになる(ニュージーランドの遠洋はえ縄漁業における海亀の混獲は非常にまれなことである)。

8. その他の措置

輸入/輸出統計

SBT の輸出に関する統計は、税関がまとめ、統計省が要約する。輸出統計はニュージーランド・シーフード業界協議会でさらにまとめられ、ニュージーランド漁業の経済評価のためにデータベースとして維持される。すべての輸出品には CCSBT の TIS 文書が求められる。

¹ “航海上の夜明け”とは、太陽の中心が水平線に対して俯角 12 度の日の出の時を意味する。
“航海上の日暮れ”とは、太陽の中心が水平線に対して俯角 12 度の日の入りの時を意味する。

市場

ニュージーランドの SBT 漁業にとって、日本の刺身市場が主要な市場である。国内消費は少ない。

過去の管理

2004/05 漁期以前は、SBT 漁獲制限はすべてのライセンス保有者間の競争的な制限となっていた。規則は、年間の漁獲枠を規定し、漁獲制限に達した後の SBT の漁獲は違反と定めた。漁獲制限は、ニュージーランド漁業水域の内外において、10月1月から9月30日までの“漁業年”に適用された。漁獲制限を超過した場合には、翌年に超過分が差し引かれた。

2000/01 年漁期の半ばまで、SBT の漁獲枠は SBT(*Thunnus maccoyii*)及び太平洋くろまぐろ(以前は *Thunnus thynnus*、現在は *Thunnus orientalis* と認められている)の双方に適用されていた。太平洋くろまぐろに対する漁獲枠の制限は、この種が別個の種として確認され、形態学上の特徴及び DNA 分析により SBT と容易に区別できることが確認された 2000/01 年漁期末頃に撤廃された。2001 年 6 月までの SBT 水揚げ報告は、両種が SBT 漁獲枠内で算定されたにも関わらず、くろまぐろ及び SBT に区別された。くろまぐろとして報告された漁獲は太平洋くろまぐろであった可能性が高い。くろまぐろ(*Thunnus thynnus*)に対する漁獲枠規制は 2002 年に撤廃された。

太平洋くろまぐろについても、2004 年 10 月から QMS が導入され、商業漁業の総許容漁獲量は 116 トンと設定された。

表 1. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日)ごとのニュージーランドの漁業水域における SBT 漁獲量(原魚重量、トン)

年	暦年	漁業年
1980	130.0	130.0
1981	173.0	173.0
1982	305.0	305.0
1983	132.0	132.0
1984	93.0	93.0
1985	94.0	94.0
1986	82.0	82.0
1987	59.0	59.0
1988	94.0	94.0
1989	437.2	437.1
1990	529.2	529.3
1991	164.5	164.5
1992	279.2	279.2
1993	216.6	216.3
1994	277.0	277.2
1995	436.4	434.7
1996	139.3	140.4
1997	333.7	333.4
1998	337.1	333.0
1999	460.6	457.5
2000	380.3	381.7
2001	358.5	359.2
2002	450.3	453.6
2003	389.6	391.7
2004	393.3	394.0
2005	264.4	264.0
2006	238.2	238.2

表 2. 暦年及び漁業年(10月1日から9月30日)ごとのニュージーランドの漁業水域において SBT を漁獲する漁船隻数

年	暦年 漁船隻数	漁業年 漁船隻数
2001	132	132
2002	151	155
2003	132	132
2004	99	101
2005	57	58
2006	56	57

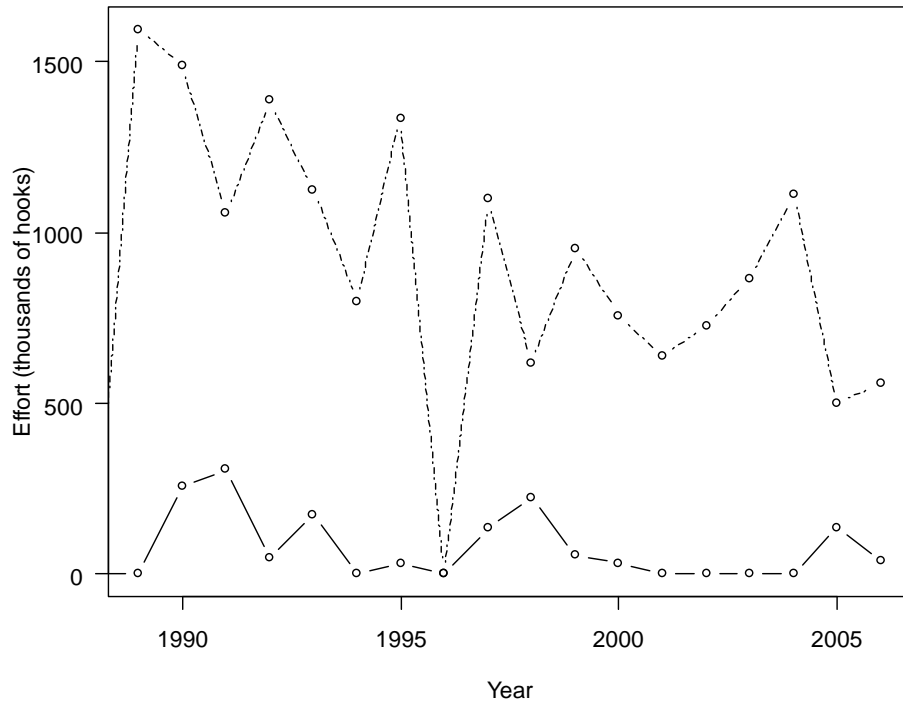


図 1. 5 海区(実線—北島東岸沖)及び 6 海区(破線—南島西岸沖)における用船の努力量(1000 鈎)。5 海区における SBT を対象としない努力量を含むこと、また 1996 年には用船の操業がなかったことに注意。

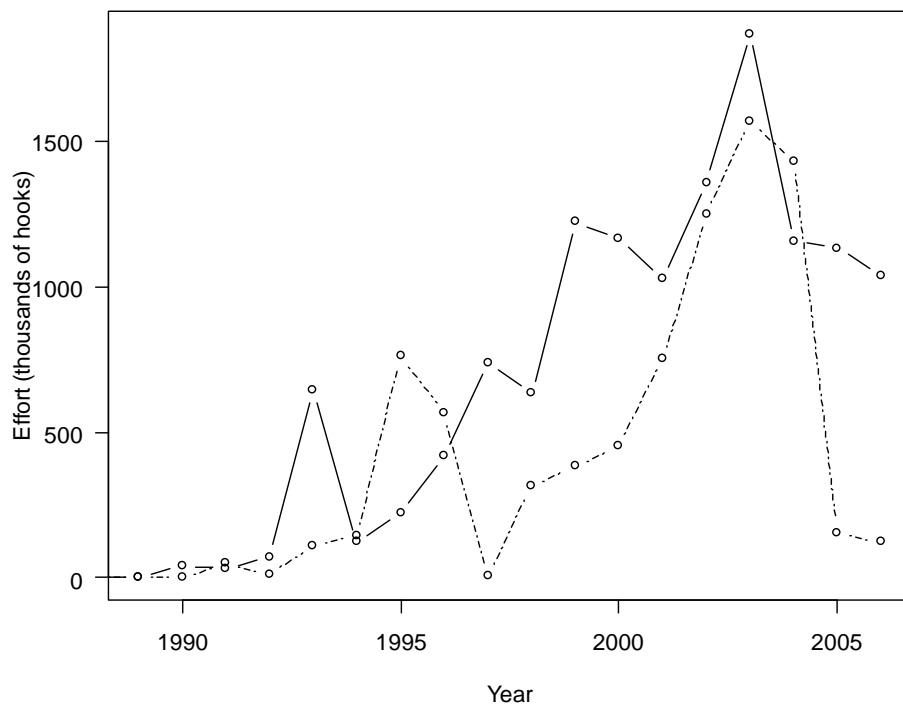


図 2. 5 海区(実線—北島東岸沖)及び 6 海区(破線—南島西岸沖)における国内漁船の努力量(対象努力量は SBT を対象又は漁獲したセットの鈎数—1000 鈎)。

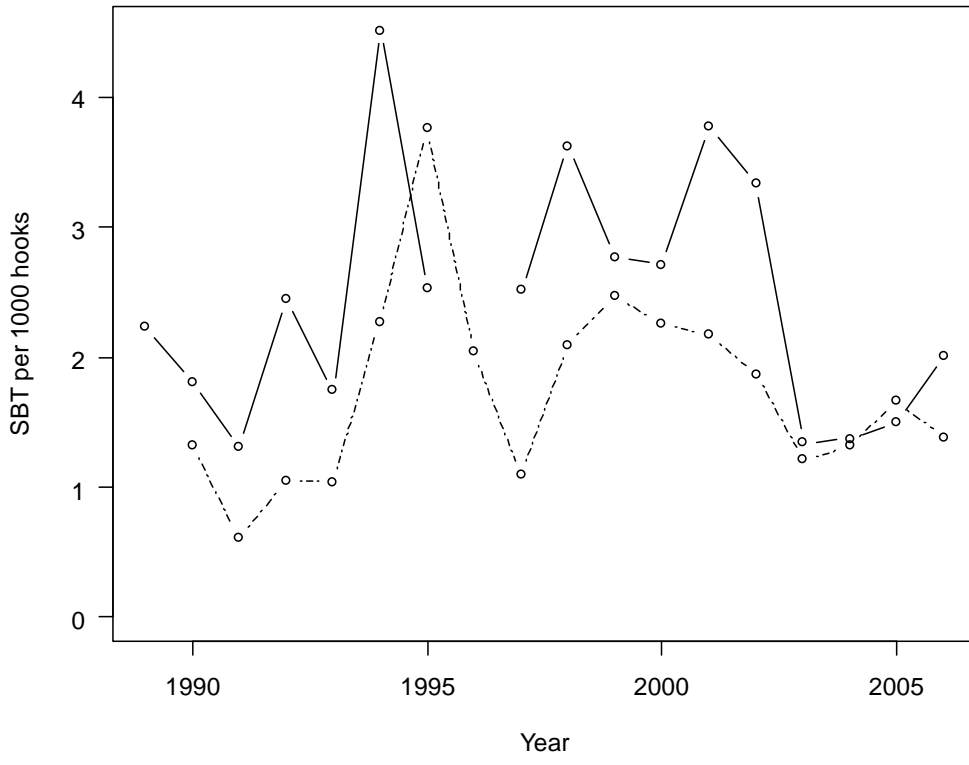


図 3. 暦年ごとの用船(実線)及び SBT を対象又は漁獲したセットの努力量に基づく国内はえ縄漁船(破線)の CPUE(1000 鈎当たりの SBT 尾数)。

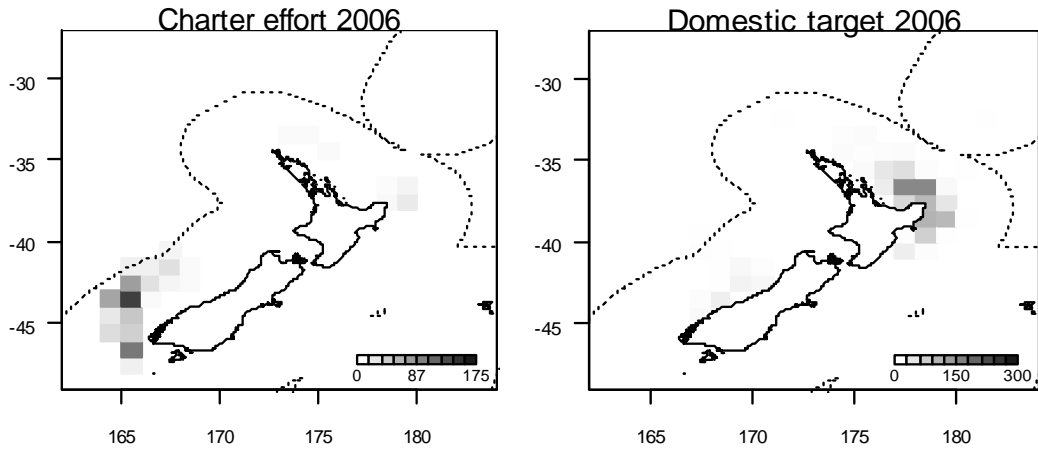


図 4. 2006 年における用船(左図)及び国内漁船(右図)のはえ縄努力量の分布(1 度区画当たりの 1000 鈎)。

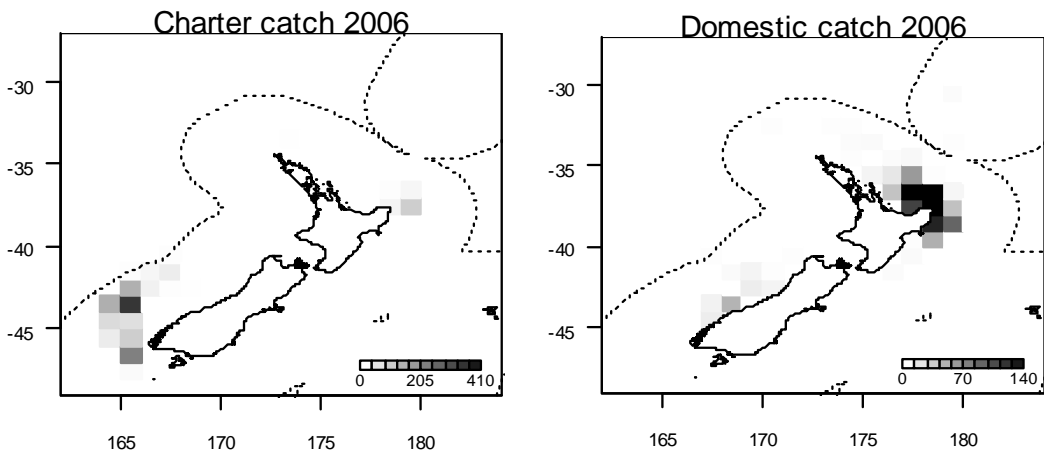


図 5. 2006 年における用船(左図)及び国内漁船(右図)のはえ縄漁獲量の分布(1 度区画当たりの尾数)。

2005/2006年の韓国SBT漁業のレビュー

海洋漁業省
大韓民国

1. 序文

みなみまぐろ(SBT)漁業は、韓国の遠洋水産業界がもっとも最近開発したまぐろ漁業である。韓国のはえ縄船団によるSBT漁獲量は、1998年にピークに達した後、近年まで減少が続いている。漁獲量の魚種組成は、2005年には総漁獲量の5.6%、2006年には48.0%が対象魚種として計上され、残りはマグロ類、カジキ類、サメ類及びその他魚種で構成されていることを示している。韓国のはえ縄船団は、はえ縄漁業による海鳥の混獲を減らすためのトリ・ライン及びその他いくつかの船上措置を自主的に搭載している。

2. SBT漁業のレビュー

船団規模及び分布

韓国のSBT漁業は、メバチ及びキハダを対象とする熱帯水域から数隻のはえ縄船が転換し、1991年に開始された。したがって、この漁業は当初韓国水産業界にとって魅力あるものではなかったが、市場価格が上昇したため、はえ縄漁船の数は急速に増加し、1998年には最大の19隻という規模に達した。しかし、業界による自発的規則により、SBT漁業の年間船団規模は、それ以来16隻を超過することがなく、実際のはえ縄漁船の数は、2005年に7隻、2006年に9隻であった。SBTを漁獲対象とする漁船の年間隻数は、日本の市場価格及び漁場の漁獲条件に大きく依存している。

漁獲量及び努力量の分布

韓国のSBTはえ縄漁業の漁期は、通常3月に始まり11月か12月に終了する。3月から7月又は8月までの前期には、通常、韓国のはえ縄船は南アフリカ沖のインド洋西部の公海で操業しており、時折、南東大西洋に操業を拡大、一方、後期には、西オーストラリア沖の東部インド洋へと移動する。漁獲パターンと漁場は、1991年を除き、過去10年間の漁業経緯についてほとんど変化していないが、2005年及び2006年において、3月

から9月まで西部及び中央漁場からもある程度の漁獲があった。

2005年は、16隻の登録はえ縄漁船のうち7隻がSBTを漁獲し、2004年の71%減となる33トン(製品重量として報告)の漁獲をあげた。2006年には、16隻の登録はえ縄漁船のうち9隻がSBTを漁獲し、130トンの漁獲をあげた。韓国はえ縄漁船の2006年SBT漁獲量は主として7月から12月に漁獲されたものであり(表 1)、漁場は南アフリカの東側で形成された(図 1)。定期的に同水域に韓国の漁場が形成されるのは、韓国はえ縄漁船が南アフリカ及びモザンビーク周辺インド洋において主にキハダとメバチを対象に近年操業しているためである。

SBTに関する韓国はえ縄漁業の努力量当たり漁獲量は、1994年のピーク時の8.4尾/1,000鈎から、減少傾向を示している。しかし、近年、CPUEは、概ね2.3から4.1尾/1,000鈎の間で安定している。2005年及び2006年のCPUEはそれぞれ0.6尾/1,000鈎及び3.1尾/1,000鈎であった。

表 1. 2006年韓国まぐろはえ縄漁船による月別漁獲量

月	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
漁獲量	130	1	2	3	6	9	8	19	81	37	18	11	13

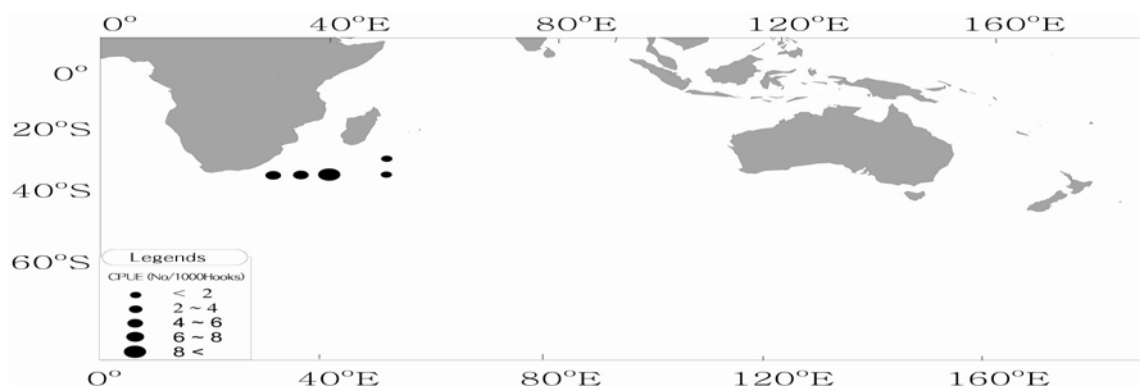


図 1. 2006年韓国まぐろはえ縄漁船のCPUE分布 (尾数/1,000鈎)

3. 各船に対する漁業の監視

漁業統計は、暦年で収集、報告される。ログブックに基づく漁獲量及び努力量のデータは、1977年に法定化された漁業データ収集システムを通じ、規定通り収集されるこの国内規則にしたがって、遠洋漁船は、操業終了後30日以内(国内基地)又は60日以内

(外国基地)に、国立漁業調査開発研究所(NFRDI)に対し、漁業活動の報告を提出しなければならない。

韓国は、2002年に、まぐろ漁業を含む遠洋漁業についての漁業オブザーバー計画に着手した。この計画の目的は、関係する地域漁業機関の要件を満たすことにあり、それゆえ、訓練を受けたオブザーバーの任務は、漁業機関の条約に定められた要件と同様となっている。

2004-2005年は、2名のオブザーバーが、南アフリカのEEZ及びモザンビーク近海で操業する韓国SBTはえ縄漁船にそれぞれ配乗された。科学的オブザーベーションは、2004年8月中旬、2005年11月から、それぞれ約2ヶ月間続けられた。航海の間、オブザーバーは対象及び混獲魚種の漁獲を監視した。2006年には、南緯5度-8度、東経49度-55度の中央インド洋におけるまぐろはえ縄漁業の監視のために、1名のオブザーバーを配置した。オブザーバーは、24日間にキハダ及びメバチを合計11.6トン確認した。中央インド洋におけるSBTの報告はなかった。

4. 海鳥

漁業者によれば、投縄時に、ある種の鳥(未確認)にたいいてい遭遇するという。しかしながら、海鳥の混獲に関する文書は利用可能ではない。2006年8月から10月の科学的オブザーベーションの航海中、夜明け前の投縄、トリラインの搭載並びに加重縄及び解凍餌の使用といった海鳥の食いを避けるためのいくつかの自主的な船上措置が功を奏し、海鳥の偶発的漁獲は報告されなかった。

5. その他の非対象魚種

2006年の中央インド洋における科学的オブザーベーションの期間を通して、合計62,657鈎、21のはえ縄セット(1日1セット)が監視された。合計21魚種(406尾)が監視され、主要なものは、サメ類(46.3%)、ミズウオ(24.6%)、バラムツ(13.3%)及びシイラ(4.9%)であった。とりわけ、漁業者によれば、同年の漁業条件は非常に悪かったので、偶発的な魚種であるミズウオが数において最も支配的であった(サメ類を除く)。揚縄を通じ、ミズウオの20%が甲板上に揚げられたが、80%が表層において脱落した。

サメ類のデータは、船上における詳細の確認は、良い指導書や生態学の知識を持ち合わせない漁業者にとって困難であるため、“サメ”カテゴリーに収められるのが通例である。漁業者の同定によれば、2004年から2005年におけるサメ類混獲のうちではヨシキリザメ類やアオザメ類が優占種のようなものである。一方、2006年の科学的オブザーベーションの航海期間中、中央インド洋で従来型のサイズ4.0のJフック62,657鈎で偶発的に漁獲されたサメ類は、12種188尾であった。優占種は、クロトガリザメ(総漁獲

尾数の 51.6%)、ヨシキリザメ(20.7%)、ヨゴレ(9.0%)、シロシュモクザメ(6.4%)及びアオザメ(4.8%)であった。これら優占するサメ種の大半が表層で漁獲された。インド洋におけるサメ類の総合的な漁獲率は、3.0 尾/1,000 鈎であった。インド洋におけるヒレは、平均すると、総体重に対し湿重量で 4.6%、乾燥重量で 0.53%であった。従って、我々は、ヒレ製品となったサメ種に関する全体重量を推計することができた(表 2)。

表 2. 2005-2006、みなみまぐろを対象とした韓国はえ縄漁業の魚種組成(%)

年	単位	SBT	ALB	YFT	BET	BUM	STM	SWO	BLM	SHA	OTH	合計
2005	重量 (トン)	26.7	45.3	245.8	139.6	0.4	0.5	11.7	0.2	3.0	-	473.2
	%	5.6	9.6	51.9	29.5	0.1	0.1	2.5	0.1	0.6	-	100
2006	重量 (トン)	9.5	1.8	0.7	6.5	-	-	0.8	-	0.4	-	19.7
	%	48.0	9.3	3.7	32.8	-	-	4.0	-	2.2	-	100

SBT: ミナミマグロ ALB: ビンナガ YFT: キハダ BFT: メバチ BUM: クロカジキ STM: マカジキ SWO: メカジキ BLM: シロカジキ SHA: サメ OTH: その他魚種

6. 海産哺乳類及び爬虫類

韓国SBTはえ縄漁業が偶発的に捕らえた海産哺乳類又は爬虫類のデータは利用可能ではない。2006年の科学的オブザーベーションの航海期間中、鯨類視認の報告はなく、また海亀の偶発的捕獲もなかった。

7. 緩和措置

現行措置

各船の義務的措置

現在、韓国政府は、まぐろはえ縄漁業による海鳥の偶発的漁獲を減ずるための義務的措置を講じていない。しかしながら、海洋漁業省(MOMAF)は、はえ縄漁業の海鳥及びサメ類の混獲を削減のための国家行動計画を作成中であり、案文が編集されているところである。NPOA-IUU漁業については終了しており、2005年にFAOに報告した。

各船の自主的措置

韓国政府による海鳥の混獲削減の義務的措置がないなかで、漁業者は自主的にトリ・ラインと呼ばれる海鳥への妨害装置を採用している。漁業者からの聞き取りによれば、韓国のはえ縄船は、1990年代に、餌付きの鈎から海鳥を離す目的でトリ・ラインを自主的に装備し始めた。漁業者は、投縄時に海鳥の餌への接近を妨害することは、海鳥の死亡数を減少するだけでなく、彼らの漁業にとっても餌の減耗と努力量の喪失について、有益であると理解している。

2006年及び2007年において、MOMAFとNFRDIは、まぐろ漁業における混獲種に関する最新の情報及び検索表を通じた漁業者の啓蒙のために、ガイドブック、パンフレット及びポスターを配布した。

8. 広報及び普及啓蒙活動

まぐろはえ縄漁船による海鳥及び海亀の死亡を回避又は削減するため、2006年及び2007年に、これらの種に関する情報及び放流の手引きに関するガイドブック、パンフレット及びポスターを、まぐろはえ縄船を含む漁船に配布した。

NFRDIは、漁船の船長が航海の前に、はえ縄漁業団体を訪れた際、彼らのためにトレーニングセッションを開いている。昨年は、漁船の船長のために8回の研修会を開催した。セッションは、漁業活動の報告、対象魚種及び国際的な規制の導入などを幅広く包括している。また、混獲の報告の重要性も重要視され、奨励されている。

9. その他調査活動

対象種及び非対象種についてサークル・フックとJフックの比較を、2005年と2006年に太平洋において実施した。サークル・フックの試験結果については、2006年のWC PFC科学委員会に報告した。2007年のサークル・フックに関する調査活動は、NFRDIにより、WCPFC条約水域において、7月から9月にかけて実施される予定である。

CCSBT 標識装着ガイドライン

SBT 標識装着制度に関する一般要件

1. メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶の漁労長もしくは運航者又は自国の蓄養場の所有者もしくは運航者に対し、生を奪う時点において、個々のみなまぐろに SBT 標識を装着することを求めるものとする。SBT 標識は、魚の死骸が全魚体を留めるうちは、個別の魚に残存しているものとする。(洗淨、鰓腹抜き、冷凍、鰭、鰓板及び尾の除去並びに頭部又は頭部の一部の除去にもかかわらず、全魚体を留めている魚。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、もはや全魚体とは見なされない。)
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。
3. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識のないみなまぐろの許可されていない移動又は販売を禁止するものとする。
4. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されていない譲渡又は販売を禁止するものとする。

SBT 標識の仕様

5. SBT 標識は、次の要件に合致するものとする。
 - a. 容易に読み取れる様式又は可能であれば機械的に読み取り可能なバー・コードで印刷される、事前に記録された固有の標識番号を有する。
 - b. みなまぐろにしっかりと固定することが可能。
 - c. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。
 - d. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えられる。
 - e. 食品安全性がある。

記録保存、報告及び監査の要件

6. メンバー及び協力的非加盟国は、みなまぐろを漁獲又は蓄養する許可を受けた者への SBT 標識の配布について記録するものとする。
7. 個々の標識に関し、メンバー及び協力的非加盟国は、次を記録するシステムを有するものとする。

- 標識番号。
 - 生を奪った時点における体長及び体重。
 - 漁獲した船舶の詳細の記録(例 旗国、船主、運航者、信号符字)。
 - 漁獲の日時及び場所。
 - 蓄養の取りあげの場合、所有者及び運航者等、蓄養場の詳細。
8. メンバー及び協力的非加盟国は、標識の支給を受けた自国の船舶の漁労長もしくは運航者又は自国の蓄養場の所有者もしくは運航者に対し、みなみまぐろに付した SBT 標識の番号を、個々の魚の体長及び体重とともに、ログブック又はこれを目的としたその他の報告文書に記録することを求めるものとする。メンバー及び協力的非加盟国は、標識装着の 28 日以内又は可能な限り早期に、この情報を提供することを求めるものとする。

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議
(日本による提案)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は(CCSBT)、

第 13 回年次会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が自国の漁船監視システムの開発と実施(2006 年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007 年 1 月 22 日から 26 日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第 8 条パラグラフ 3(b) に従い、以下合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
 - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06 「委員会漁船監視システム」(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
 - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006) 「自動化衛星中継漁船監視システム(VMS)」(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。

- d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14「ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告」に従う。
 - e. VMS のない公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1(a-e)に示した VMS の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
 3.
 - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、第 2 回遵守委員会会合が勧告した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
 - b. CCSBT の保存管理措置に反して操業を行っていると思われる場合には、特定の船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別的に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、以下の対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供すること。又は、
 - (ii) 当該船舶に関する VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国へ提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
 4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意した。
 5. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
 6. 本決議は、CCSBT 13 で採択した 2006 年 VMS 決議に優先するものではない。
 7. 本決議は 2008 年に限り適用され、CCSBT15 において拡大委員会は 2009 年以降の適用を検討する。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は協力的非加盟国の国会議員及び公務員に提供することができる。メンバーは、合計 5 名までの国会議員及び公務員に VMS データを利用することを許すものとし、メンバーは、他のメンバーに対し、事務局を通じて、これらの国会議員及び公務員の氏名及び役職を通報するものとする。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

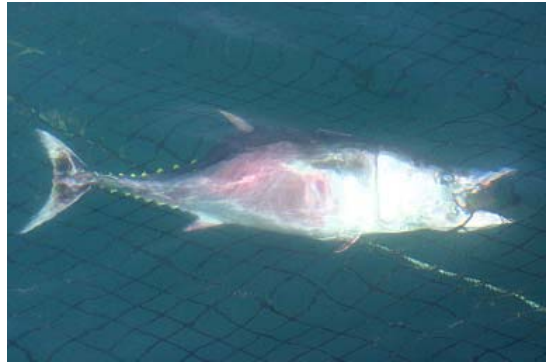
4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述してなければならない。

2007年3月日本のポートルンカーン視察において撮影された写真





過小及び過剰漁獲に関する決議案

メンバー及び協力的非加盟国が、異なる漁期を採用し、それぞれの国別割当量の範囲内に自国民をとどめおくことを確保するための報告及び管理について種々の取極を適用していることを認識し、

みなみまぐろは、比較的寿命の長い種であり、通常的环境下では、国別割当量を上下する漁獲が平均して小さな年別変動であれば、本種の保存に関し危険を引き起こさないことに留意し、

さらに、資源状態が、過剰漁獲、特に持続的な過剰漁獲への意欲を強く妨げるものがあるべきと示唆していることに対する懸念に留意し、

漁業者に過小漁獲を翌年に繰り越すための限られた権利を提供することによって、与えられた年のうちに個別又は国別の割当量を完全に漁獲しようとして、割当量を超過して漁獲されるという危険性を減じることを考慮し、

みなみまぐろの国別割当量について、過剰及び過小漁獲に関する取極を公式なものにすることを希求し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b)に従い、国別割当量を上下する漁獲の管理のため、次の手続きを採択することに合意した。

国別割当量の過小漁獲の管理手続き

- 1 500 トン以下の国別割当量を有し、その割当量を過小に漁獲するメンバー及び協力的非加盟国は、国別割当量の最大 10%まで、翌年にのみ、過小漁獲を繰り越すことができる。
- 2 500 トン超の国別割当量を有し、その割当量を過小に漁獲するメンバー及び協力的非加盟国は、国別割当量の最大 5%まで、翌年にのみ、過小漁獲を繰り越すことができる。
- 3 条約第 8 章パラグラフ 3(a)に従ってメンバー及び協力的非加盟国の国別割当量が減ぜられた場合、前年の過小漁獲を繰り越すことはできない。

~~3—メンバー及び協力的非加盟国は、国別割当量の範囲内の個別割当(船舶又は割当所有者)又は単に国別割当量について、これらの規定を適用することができる。~~

国別割当量の過剰漁獲の管理手続き

- 4 割当量を超過して漁獲するメンバー又は協力的非加盟国は、その前年における過小漁獲の利用を考慮し、続く 2年以内に、又は、5条及び6条に従い、過剰漁獲及び未払いとなっている罰則が 2年以上にわたって当該メンバー又は

協力的非加盟国の国別割当量の総量を超過する場合には、さらに連続する期間内に、その国別割当から過剰漁獲の総量を差し引く過剰漁獲を返済するものとする

- 5 500 トン以下の国別割当量を有するメンバー及び協力的非加盟国は、過剰漁獲の総量に加え、下記表 1 の第 2 列に従い、罰則量として、加算過剰漁獲量をその国別割当から差し引く返済するものとする。
- 6 500 トン超の国別割当量を有するメンバー及び協力的非加盟国は、過剰漁獲の総量に加え、下記表 1 の第 2 列に従い、罰則量として、加算過剰漁獲量を国別割当から差し引く返済するものとする。
- 7 5 条及び 6 条の配分に関する罰則量の差しひきは、過剰漁獲の後の 2 年間にわたるものとする。過剰漁獲の差しひき総量、罰則による差しひき又はその両方が、2 年間の国別割当を超える場合、完全に到達するまで、さらに連続する期間にわたり、国別割当から差し引くことができる。

表 1

国別割当 量に対す る過剰漁 獲率%	過剰漁獲総量に対する返済罰則率%	
	国別割当量 500 トン以下	国別割当量 500 トン超
<2	0	0
2-5	0	50
5-10	0	100
10-20	50	200
20-50	100	200
>50	200	200

- 78 メンバー及び協力的非加盟国による過剰漁獲の実例へのこれら規定の十分な適用は、可能性がある IUU 漁業を判断するという CCSBT の責務を遵守しているという証左と見なされるものである。これら手続きは、2010 年の遵守委員会で再考するものとし、修正のための勧告は委員会の考慮のために申し送られる。

パフォーマンス・レビュー作業部会付託事項

パフォーマンス・レビュー作業部会(PRWG)は、国際的に最良な慣習と一致するレベルでそのパフォーマンスを発揮しうよう現在の権能を改正する必要性を含め、みなみまぐる保存委員会(CCSBT)のパフォーマンスをレビューするものとする。

PRWG は次を行う。

i. 次の参加者で構成される。

- 各メンバーから一名の参加者
- 事務局から一名の参加者
- 一名又はそれ以上の独立専門家

ii. CCSBT のパフォーマンスをレビューするために次のプロセスを用いる。

- PRWG(独立専門家(ら)を除く)は、CCSBT のパフォーマンス改善に資する報告書及び勧告の草案を作成するために、別添 B の基準を利用した自己評価を 2008 年 6 月 30 日までに実施する。
- 独立専門家(ら)は、上記自己評価、報告書案及び勧告案をレビュー、それらの報告書を事務局経由でメンバーに配布する。
- PRWG(独立専門家(ら)を除く)は報告書を最終化するために 2008 年 8 月に会合する。

iii. 独立専門家(ら)のレビューを含む完全な報告書を、委員会会合の 45 日前までにメンバーに送付するため及び委員会のウェブサイトに掲載するため、十分事前に事務局に提供する。

iv. CCSBT のパフォーマンスを改善するために、最終報告書及び勧告を第 15 回委員会会合に提出する。

別添 A

パフォーマンス・レビュー作業部会独立専門家—資格基準及び選任手続き

資格基準

パフォーマンス・レビュー作業部会(PRWG)独立専門家として選任される者は次をみたすものとする。

- i. 締約国が資格ある個人として選出することについてコンセンサスに達した場合を除き、締約国の国民、永住者又は 1989 年 12 月 31 日以降に締約国のために従事した者であるべきではない¹。
- ii. 国際的漁業管理における十分な作業経験と国際的漁業管理枠組に関する卓越した理解を有するべき。

選任手続き

独立専門家の選任の手続き及び日程は次のとおり。

2008 年 1 月 1 日までに	メンバーは事務局に候補者リストを提供
2008 年 2 月 1 日までに	事務局は候補者と連絡をとる(それぞれの都合及び意志を確認し、都合のよい候補者から履歴書を入手する)
2008 年 2 月 2 日から 4 月 1 日	メンバーは選任について協議する
2008 年 4 月 15 日	最終決定

¹ CCSBT 6 報告書、別紙 O “独立議長及び諮問パネルの資格”を参照。

別添 B

‘地域漁業管理機関(RFMOs)のパフォーマンス・レビューのための基準案’

地域漁業管理機関(RFMOs)のパフォーマンス・レビューのための基準案'

	分野	一般基準	詳細基準
1	保存と管理	海洋生物資源の状況	<ul style="list-style-type: none"> MSY又はその他関連する生態学的基準に関するRFMO管轄下の主要魚類資源の状態。 それら資源の状態の傾向。 主対象資源と同じ生態系に属する、関係する又は依存する種(以下、“非対象種”とする)の状態。 それら資源の状態の傾向。
		データの収集及び共有	<ul style="list-style-type: none"> データ提出の様式、明細及びタイムフレームに合意しているか、UNFSA付属書1を考慮。 メンバー及び協力的非加盟国は、個別に又はRFMOを通じて、完全かつ正確な対象種及び非対象種に関する漁業データ及びその他関連するデータを、時宜を得た方法で、収集、共有しているか。 RFMOによって集積され、メンバー及び他のRFMOの間で共有される漁業データ及び漁船データ。 必要とされるデータの収集、共有におけるギャップにどの程度対応しているか。
		科学的助言の質と提供	<ul style="list-style-type: none"> その管轄下の、魚類資源、他の海産生物資源及び海洋環境に対する漁業の影響に関する最良の科学的助言受領及び/又は作成しているか。
		保存管理措置の採択	<ul style="list-style-type: none"> 資源及び種の長期持続性を確保するために、入手可能な最良の科学的証拠に基づき、対象種及び非対象種の両方に対して、保存管理措置を採択しているか。 UNFSA 6条及び責任ある漁業のための行動規範7.5に記載された予防のための基準値の適用を含め予防原則を適用しているか。 枯渇又は過剰に漁獲された資源の効果的な再生計画を採択又は実施しているか。 新規及び試験的な漁業を含む、従来規制されていない漁業を目的とした保存管理措置の採択に取り組んでいるか。 海洋生態系の多様性の保護並びに海洋生物資源及び海洋生態系に対する漁業の悪影響を最小限にする必要性を考慮しているか。 実際的な範囲内で選択的かつ環境を破壊せず費用対効果の高い漁具及び技術の開発及び利用を含む措置を通じ、汚染、廃棄物、投棄魚、損失漁具による漁獲、魚類及び非魚類両方の非対象種の漁獲及び関連する又は独立する種、特に絶滅危惧種への影響を最小限にするための措置を講じているか。
		漁獲能力管理	<ul style="list-style-type: none"> 長期持続性及び関連漁業の最適利用に見合った漁業能力レベルを特定しているか。 過剰な能力及び努力量を予防又は排除するために措置を講じているか。
		管理措置の一貫性	<ul style="list-style-type: none"> UNFSA 7条にある措置を採択しているか。
		漁獲配分及び機会	<ul style="list-style-type: none"> UNFSA 11条にある新たなメンバー又は参加国からの参加要請の考慮を含め、漁獲可能量の配分又は漁獲努力量のレベルに合意しているか。
2	遵守と執行	旗国の責務	<ul style="list-style-type: none"> メンバーは、RFMOが採択する措置に従い、RFMO設置条約及び他の国際的機関、とりわけ、国連海洋法条約、UNFSA及び1993年FAO遵守協定の下、旗国としての責務を果たしているか。

		入港国措置	<ul style="list-style-type: none"> UNFSA 23条及び責任ある漁業のための行動規範 8.3にある入港国としてのメンバーの権利及び責務の行使に関する措置を採択しているか。 これら措置が効果的に実施されているか。
		監視、管理及び取締り(MCS)	<ul style="list-style-type: none"> 統合的なMCS措置(例 VMS、オブザーバー、漁獲証明書及び取引追跡制度の利用の義務、転載の規制及び乗船検査制度)を採択しているか。 これら措置が効果的に実施されているか。
		違反の追跡調査	<ul style="list-style-type: none"> RFMO、メンバー及び協力的非加盟国は、管理措置の違反について追跡調査しているか。
		非遵守行為の摘発と阻止のための共同メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 遵守状況の監視並びに非遵守行為の摘発及び阻止のための十分な共同メカニズムを設置しているか(例 遵守委員会、漁船リスト、非遵守行為に関する情報の共有)。 それらのメカニズムが効果的に利用されているか。
		市場に関連した措置	<ul style="list-style-type: none"> 市場国としてのメンバーの権利及び責務の行使に関する措置を採択しているか。 これらの市場に関連する措置が効果的に実施されているか。
3	意志決定と紛争解決	意志決定	<ul style="list-style-type: none"> 時宜に即しかつ効果的な方法で保存管理措置を採択することを促進する透明性がありかつ一貫した意志決定手続きを有しているか。
		紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決の適切なメカニズムを設置しているか。
4	国際的な協力	透明性	<ul style="list-style-type: none"> UNFSA 12条及び責任ある漁業のための行動規範 7.1.9における透明性のある方法で運営されているか。 RFMOの決定、会合報告書、講じられた決定に対する科学的助言及びその他資料が、時宜を得た方法で公開されているか。
		協力的非加盟国との関係	<ul style="list-style-type: none"> 協力的地位を与えるための手続きの採択及び実施を含め、メンバーと非加盟国間の協力を促進しているか。
		非協力的非加盟国との関係	<ul style="list-style-type: none"> RFMOに協力しない非加盟国の船舶による漁業活動の程度及びそれらの活動を阻止する手段。
		他のRFMOとの協力	<ul style="list-style-type: none"> 地域漁業機関事務局ネットワークを通じることを含め、他のRFMOと協力しているか。
		発展途上国への特別な要件	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲配分及び機会について、途上国の特別なニーズを認識し、途上国との協力形態を追求しているか、UNFSA 24条及び25条並びに責任ある漁業のための行動規範 5を考慮。 メンバーは、個別に又はRFMOを通じて、UNFSA 26条にある途上国への適切な援助を実施しているか。
5	財政及び運営に関する問題	RFMO活動のための資源の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 財政及び他の資源が、RFMOの目的を達成するため及びRFMOの決定を実行するために利用されているか。
		能率性と費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> RFMOは、事務局の人的及び財政的資源を含めそれら資源を、能率的かつ効率的に管理しているか。

